

# 企業間電子決済の課題抽出 と普及策の提言

平成12年3月



電子商取引実証推進協議会

電子決済WG SWG - B

## 目 次

1	電子決済WGにおけるサブワーキンググループBの概要	1
1.1	設置目的とミッション	1
1.2	検討の前提と成果物	2
1.3	期待される効果	2
2	企業間電子決済取引モデル作成の考え方	3
2.2	検討対象とする企業間取引形態	3
2.3	検討素材とする企業間取引モデル	4
3	現行企業間取引プロセスの調査と取引フロー	5
3.1	現行企業間取引プロセス	5
3.1.1	一般企業間継続取引タイプ	5
3.1.2	企業グループ内等特定企業間取引タイプ	14
3.2	取引プロセスにおける債務確定のタイミング	15
3.2.1	小売業の債権・債務確定のタイミング	15
3.2.2	製造業の債権・債務確定のタイミング	16
3.3	現行決済手段の調査と決済取引フロー	17
3.3.1	現行決済手段の決済取引プロセス	17
3.3.2	手形の決済取引プロセス	20
3.3.3	振込の決済取引プロセス	23
3.3.4	小切手・手形交換所取引プロセス	25
4	現行企業間取引モデルの電子化	31
4.1	企業間電子決済取引モデル案	31
4.2	企業間電子取引プロセス	31
4.2.1	検討項目	31
4.2.2	企業間電子取引プロセス案	34
4.3	企業間電子決済手段	42
4.3.1	検討項目	42
4.3.2	企業間電子決済手段案	45
4.4	電子取引プロセスと電子決済手段との相関	54
5	電子決済システムに対する企業ニーズ調査と分析	56

5.1	ニーズ調査の概要 .....	56
5.1.1	調査目的 .....	56
5.1.2	調査対象 .....	56
5.1.3	実施方法と内容 .....	57
5.2	企業ニーズ分析 .....	57
5.2.1	ニーズ概要 .....	57
5.2.2	データ分析 .....	60
5.2.3	その他の意見 .....	66
6	電子決済手段の課題抽出と解決策の検討 .....	67
6.1	電子取引プロセス全体に関わる課題と解決策 .....	67
6.1.1	情報流と債権・債務確定のタイミング .....	67
6.1.2	取引の信頼性確保の要件 .....	67
6.2	電子決済手段に関わる課題と解決策 .....	67
6.2.1	電子手形 .....	67
6.2.2	電子小切手 .....	73
6.2.3	電子振込 .....	75
6.2.4	電子手形・電子小切手交換所 .....	76
7	企業間電子決済取引モデルの作成 .....	82
7.1	電子手形・電子小切手交換所を核とした決済スキーム .....	82
7.1.1	Aタイプ電子手形小切手交換所（電子手形・小切手ベース） .....	83
7.1.2	A+タイプ電子手形小切手交換所（電子手形・小切手ベース） .....	84
7.1.3	Bタイプ電子マネー登録センター（電子マネーベース） .....	85
7.1.4	Cタイプ電子マルチネットセンター（決済データベース） .....	86
7.1.5	C+タイプ電子マルチネットセンター（決済データベース） .....	87
7.2	企業間電子決済取引モデルの法的解説 .....	87
7.2.1	Aタイプにおける電子手形・電子小切手交換所の機能 .....	87
7.2.2	Bタイプにおける電子マネー登録センターの機能 .....	89
7.2.3	Cタイプにおける電子マルチネットセンターの機能 .....	89
7.2.4	まとめ .....	91
8	企業間電子決済取引モデル .....	92

9	参考資料	94
9.1	決済の定義	94
9.1.1	決済手段の定義	94
9.1.2	それぞれの決済手段における決済スキームと満足との相関関係	94
9.2	CMS（キャッシュマネージメントサービス）の国内動向	99
9.2.1	概要	99
9.2.2	目的	99
9.2.3	個別のスキーム	99
9.3	電子小切手の動向	100
9.3.1	米国のプロジェクト	100
9.3.2	電子小切手における小切手のイメージデータの発展ステージ	102
9.3.3	電子小切手の発展方向性	103
10	電子決済WG SWG - B 検討メンバー	104

# 1 電子決済WGにおけるサブワーキンググループBの概要

## 1.1 設置目的とミッション

電子決済WGのミッションである「社会システムとしての電子決済システムの普及促進と利用環境の創造に向け、実証実験などの結果を踏まえて課題を抽出し、公正中立の立場からの解決策の提言」を受けて、企業間取引における電子決済システムの検討をミッションとして電子決済WGに設置されたサブワーキンググループ(以下「SWG-B」という)である。

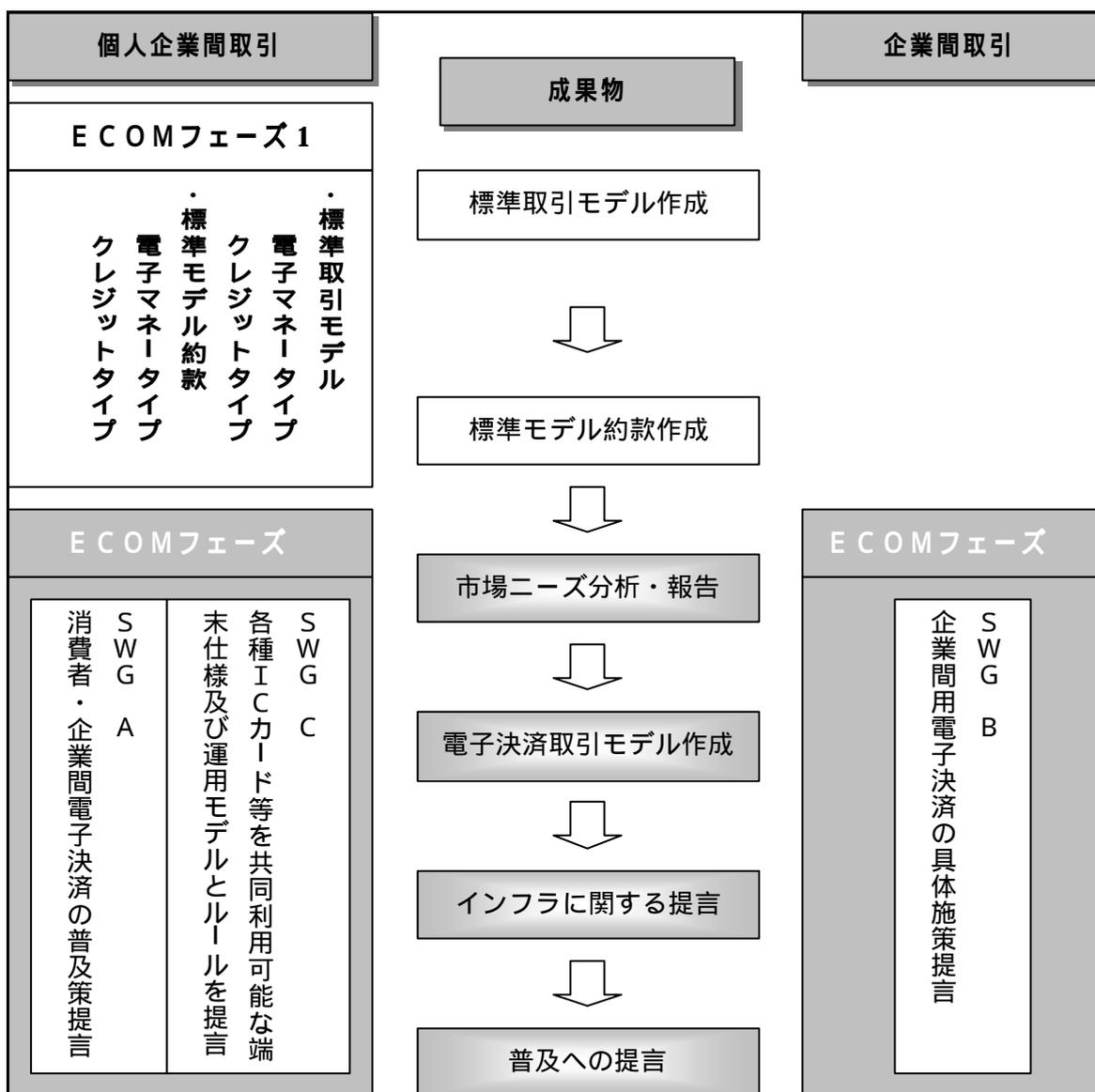


図 1-1 電子決済WGの全体概要

## 1.2 検討の前提と成果物

SWG - Bにおける検討の前提は次のとおりとする。

- 検討の範囲は、決済を核とした決済に係わる企業間取引プロセス全体<図 1-2 企業間取引プロセス>を対象とする。
- 成果物は、全ての当事者の利益に貢献するとともに実用性と実現性と拡張性を具備した、企業間電子決済取引モデルの提言とする。

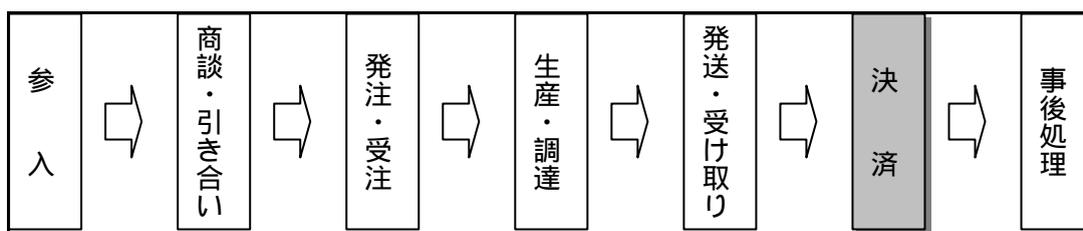


図 1-2 企業間取引プロセス

## 1.3 期待される効果

- 企業等の市場ニーズを視野に入れた電子決済システムの普及推進の考え方が提言され、市場全体のコンセンサス作りにも貢献する。
- 電子決済の実現と普及のために社会的に必要とされる基本的システム要件が提言され、それらの構築が促進される。

## 2 企業間電子決済取引モデル作成の考え方

電子商取引においても、企業間あるいは消費者企業間取引を問わず取引行為の本質は既存取引と何ら異なるものではなく、ただ媒体となるメディアやコミュニケーション手段が異なるのみである。

さらに、日本古来の生活習慣や商習慣上に企業間における有形無形の取引ルールは立脚しており、その影響力は計り知れないものである。

企業間電子決済取引モデルは、前項<1.2>に掲げた前提条件の実用性と実現性に着目すると、その取引モデルは取引当事者が容認し受け入れることが必須である。

したがって、企業間電子決済取引モデルは、現行取引形態からの移行の容易性の観点から、全く新たな取引モデルを検討し創造するよりも、既存の紙ベースの対面取引形態を電子データ交換による非対面取引に置き換えることを検討して、より高度なフォーメーションへ発展させる方が合理的であろう。

このような観点から、次の手順にて企業間電子決済取引モデルを作成した。

- (1) 現行企業間取引プロセスの調査と取引フローの作成
- (2) 現行決済手段の調査と決済取引フローの作成
- (3) 現行企業間取引モデルの電子化
- (4) 電子決済システムに対する市場（企業）ニーズ調査と分析
- (5) 市場（企業）ニーズと電子決済手段の整合性の検討
- (6) 電子決済手段の課題抽出と解決策の検討
- (7) 企業間電子決済取引モデルの作成

### 2.2 検討対象とする企業間取引形態

企業間取引の形態は、取引当事者それぞれの属する業種と業態や、さらに取引金額、取引頻度、取引対象物等の要因により、千差万別である。また、決済を視野に入れた場合、決済プロセスにおいて債権・債務を有する取引当事者以外に金融機関が直接あるいは間接的に介在して、時には複数の金融機関と取引当事者以外の企業が関連する場合もあり、さらに取引形態を複雑にしている。

実際の検討に際して、企業間取引における全ての取引形態を網羅することは、物理的要因から困難である。

しかし、企業間取引を決済の観点から因数分解して最もシンプルに整理すると、前記し

た要因と無関係に、債権者たる企業と債務者たる企業による、2者間取引に集約することが可能であり最もベーシックかつ必要最小限な取引形態である。

したがって、検討対象とする企業間の取引形態は、商行為により発生する債権・債務の直接当事者企業間の2者間取引とする。また、決済プロセスにおいて、決済行為に限定してそれぞれの企業の指定する金融機関や決済機関が介在する場合も視野に入れるものとした。

### 2.3 検討素材とする企業間取引モデル

検討素材とする具体的な企業間取引モデルは、金融業、建設業、製造業、鉄鋼業、流通業、物流業、サービス業等の様々な業種の中から、製造業と小売業（流通業）の2業種を選択した。

### 3 現行企業間取引プロセスの調査と取引フロー

#### 3.1 現行企業間取引プロセス

企業間取引は様々な種類に分類できるが、ここでは当事者間の信頼性と現実性をキーワードとして、一般企業間継続取引タイプと企業グループ内等特定企業間取引タイプとした。

これは企業が、スポット的な電子商取引のためだけに、システム投資やビジネスプロセス変更の実施は非現実的であるとの判断によるものである。

一般企業間継続取引タイプは、小売業（大規模小売業、コンビニエンスストア、通信販売業、個人小売店）の取引プロセスを調査対象として実施して、流通業を検討素材モデルとした。一方の企業グループ内等特定企業間取引タイプは、製造業（総合電気製造メーカー）の取引プロセスを調査対象として実施して、検討素材モデルとした。

##### 3.1.1 一般企業間継続取引タイプ

###### 3.1.1.1 小売業の分類

小売業にはさまざまな分類方法が考えられるが、代表的な分類は次の<表 3-1 小売業の分類>のとおりである。

表 3-1 小売業の分類

販売形態	有店舗販売	スーパー、百貨店、CVS、専門店、個人小売店
	無店舗販売	通信販売、訪問販売、自動販売機
販売店舗の展開方式	単独店舗	専門店、個人小売店
	複数店舗	RC、FC、BC
販売店舗規模	大規模店舗	ショッピングセンター、GMS、百貨店
	小規模店舗	SM、CVS、専門店、個人小売店
立地	単店舗	CVS、専門店、個人小売店
	集合店舗	ショッピングセンター、百貨店、商店街

本テーマの検討に際しては、有体商品やデジタル商品といった取引商品等の視点から販売形態に、取引規模の視点から販売店舗の展開方式と販売店舗規模に、取引対象が物流を伴った有体商品の場合の債権・債務確定タイミングの視点から取引プロセス

に、それぞれ注目する必要がある。

### 3.1.1.2 小売業の取引プロセス

小売業の取引形態を、取引当事者を債務者たる商品等の販売者である小売業者（発注者）と債権者たる商品等を供給するサプライヤー（受注者）として、取引対象をその商品等とした二者間取引とする。

次の図<図 3-1 小売業の取引プロセス概要図>は、小売業の取引形態を最もシンプル化した取引プロセスである。しかし、市場における実際の取引では、小売業者と生産者の事業規模等により異なるが、生産者から直接小売店に商品等が配送されるケースは稀であり、多くの場合は小売業者には一次卸業者や二次卸業者が、生産者にはメーカーや商社等が介在するものである。したがって、ここでいうサプライヤーとは、小売業者の直接の取引相手を指しているのので、その取引形態によって生産者の場合もメーカーや商社の場合もありえることに留意願いたい。

また、有体商品の物流経路についても、上記の介在者を經由するうえに、小売業者やサプライヤーが自前の配送手段や物流センターを所有する場合や、外部運送業者に委託する場合が混在して、さらに複雑にしている。

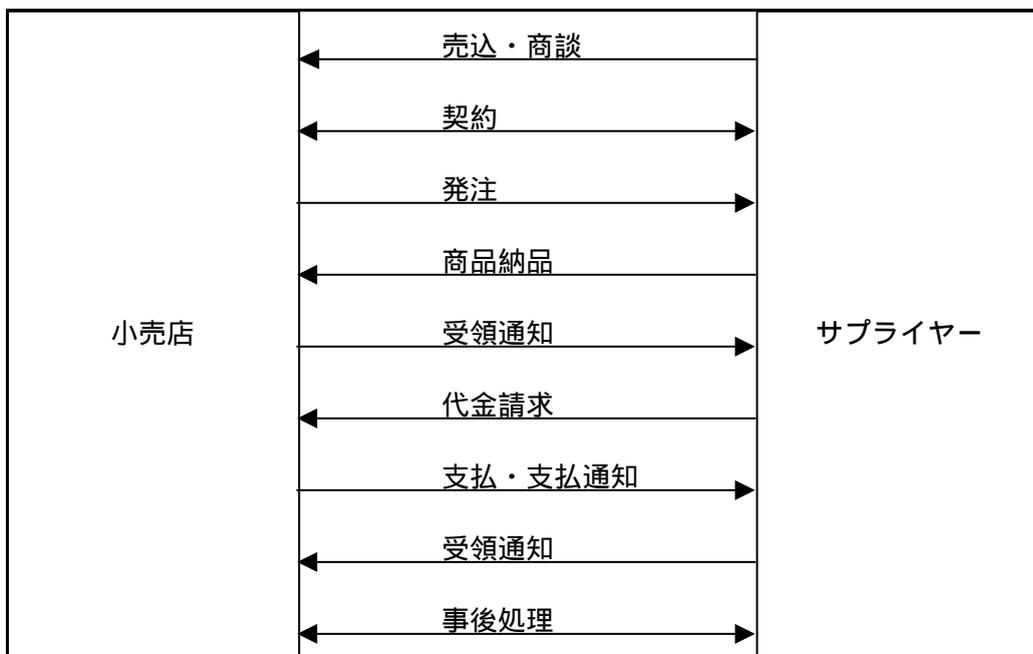


図 3-1 小売業の取引プロセス概要図

次に、小売業における代表的な業態の取引プロセスを示す。

(1) 一般小売店の取引プロセス

個人商店や専門店等の小規模な小売業態で、小売店と生産者の間に複数の卸業者の介在が常である。また、商品等の物流も外部の運送業者を利用するケースが一般的である。

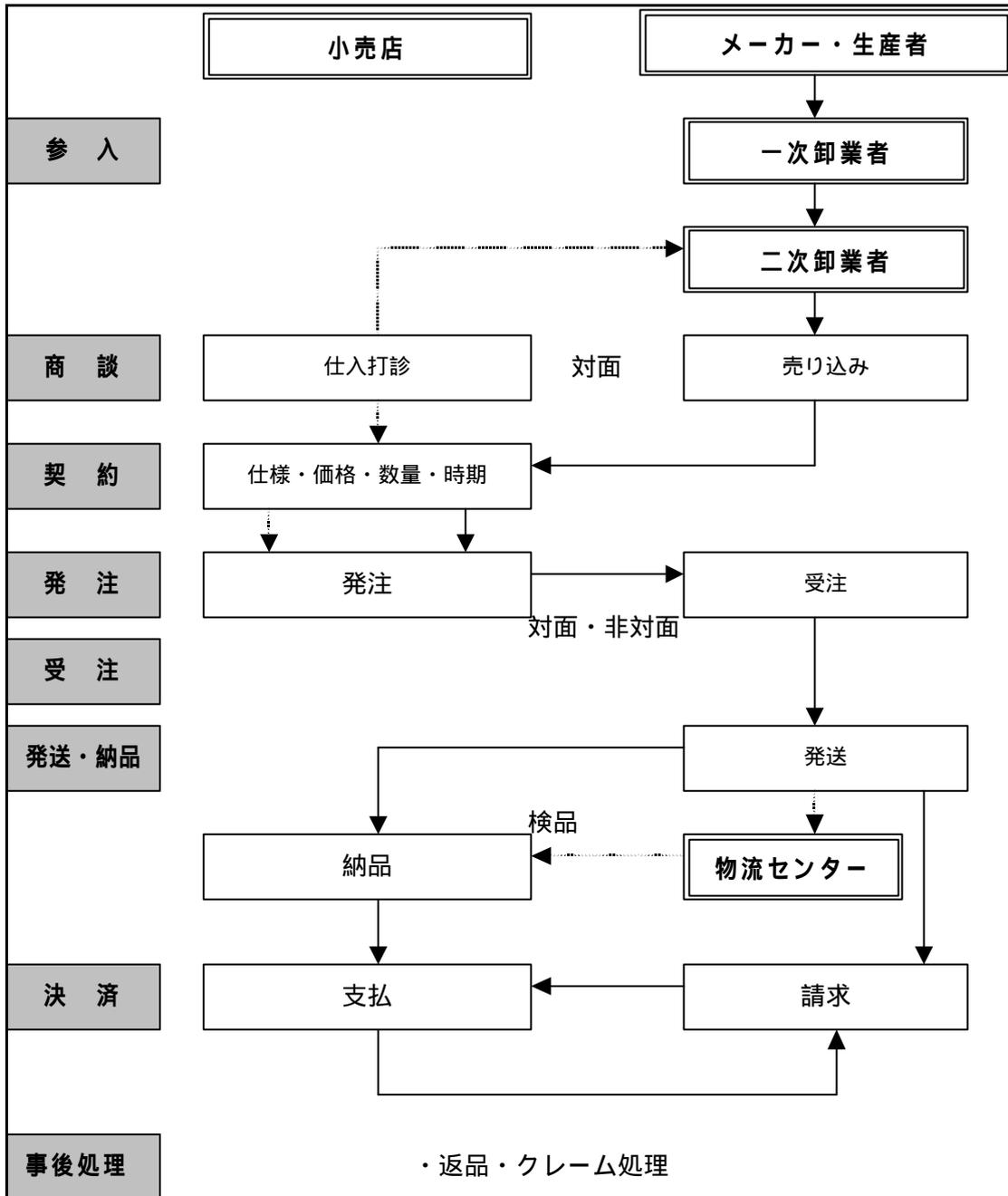


図 3-2 一般小売店の取引プロセス

(2) 流通業者の取引プロセス

大手スーパーやチェーン店等の大規模な小売業態で、商品等を本部一括による大量発注と、物流が小売業者側の物流センターや配送手段の使用が特徴である。また、商品等の流通経路も介在者は少なく、生産者から直接の場合もあり最短となっている。

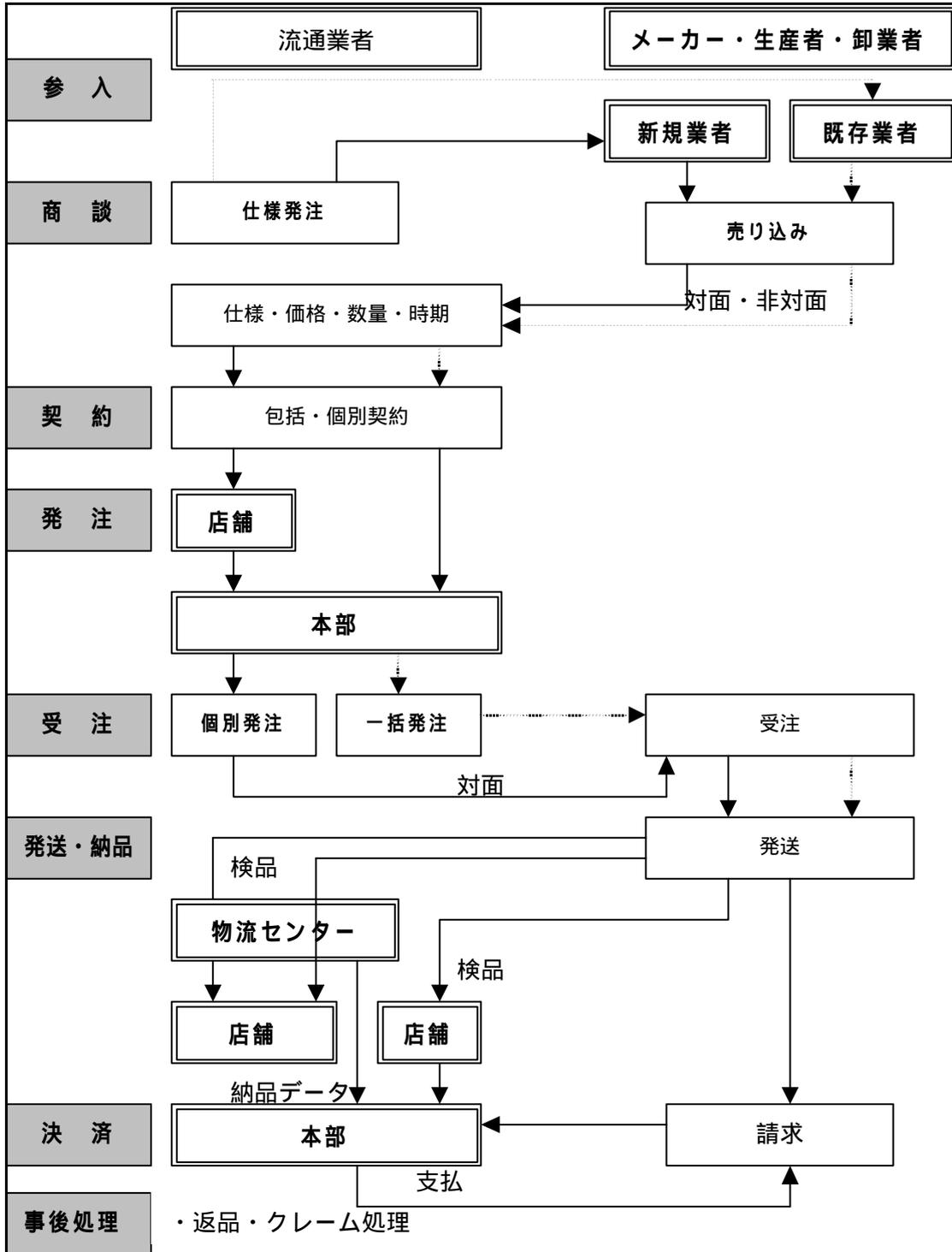


図 3-3 流通業者の取引プロセス

(3) コンビニエンスストアの取引プロセス

急成長した小売業態で、特徴も同様である。さらに、店舗数が数百から数千店と格段に多いことと、弁当のように1日に複数回配送する商品構成も特徴的である。

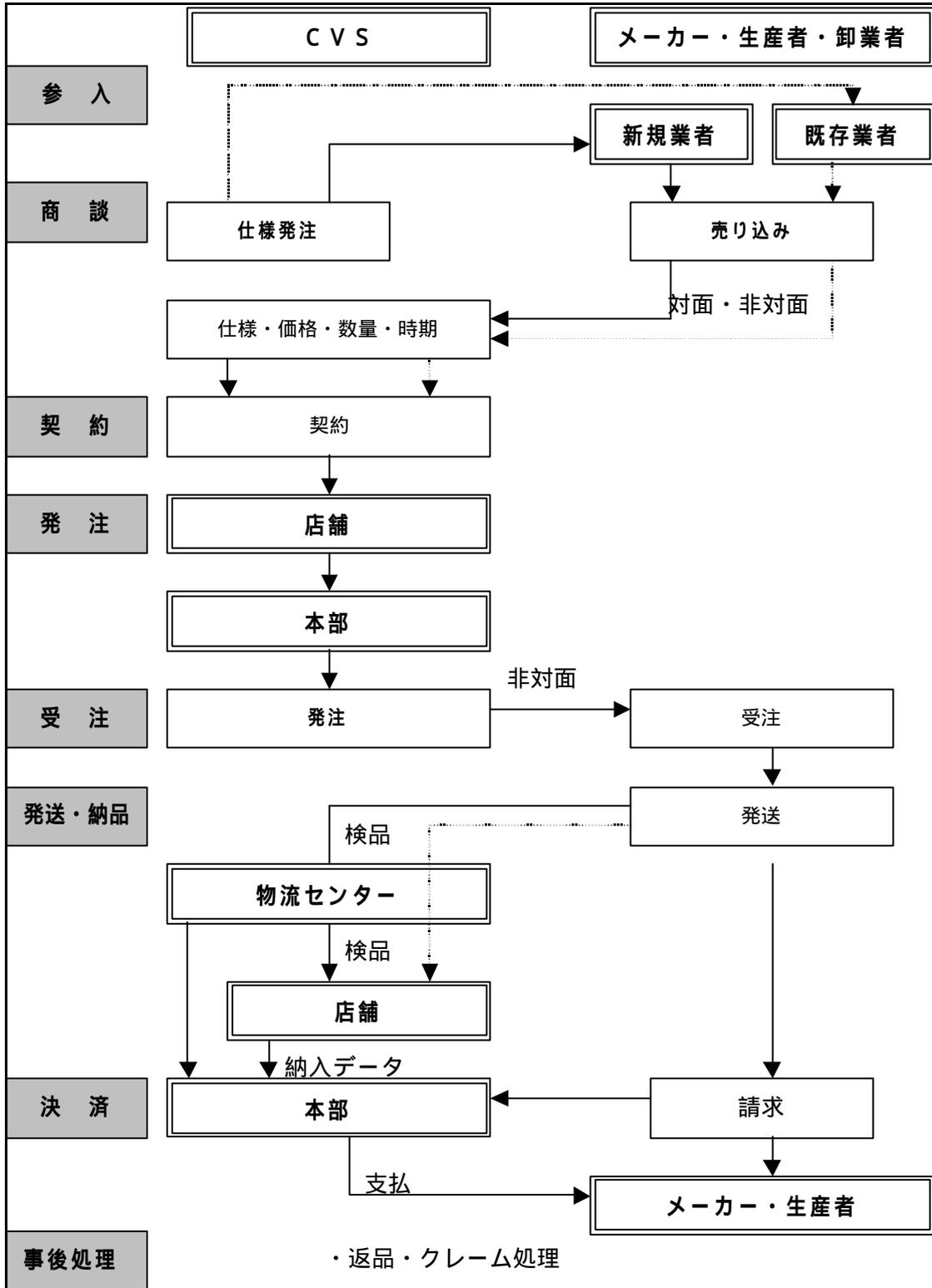


図 3-4 コンビニエンスストアの取引プロセス

(4) 通信販売会社の取引プロセス

通信販売は無店舗販売の形態であり、一般には在庫を持たずにサプライヤーから直接消費者に商品等を配送する特徴を持つ。しかし、中には通信販売会社が自ら商品を製造して直接販売する場合や、商品製造業者が販売のチャネルとしている場合もある。

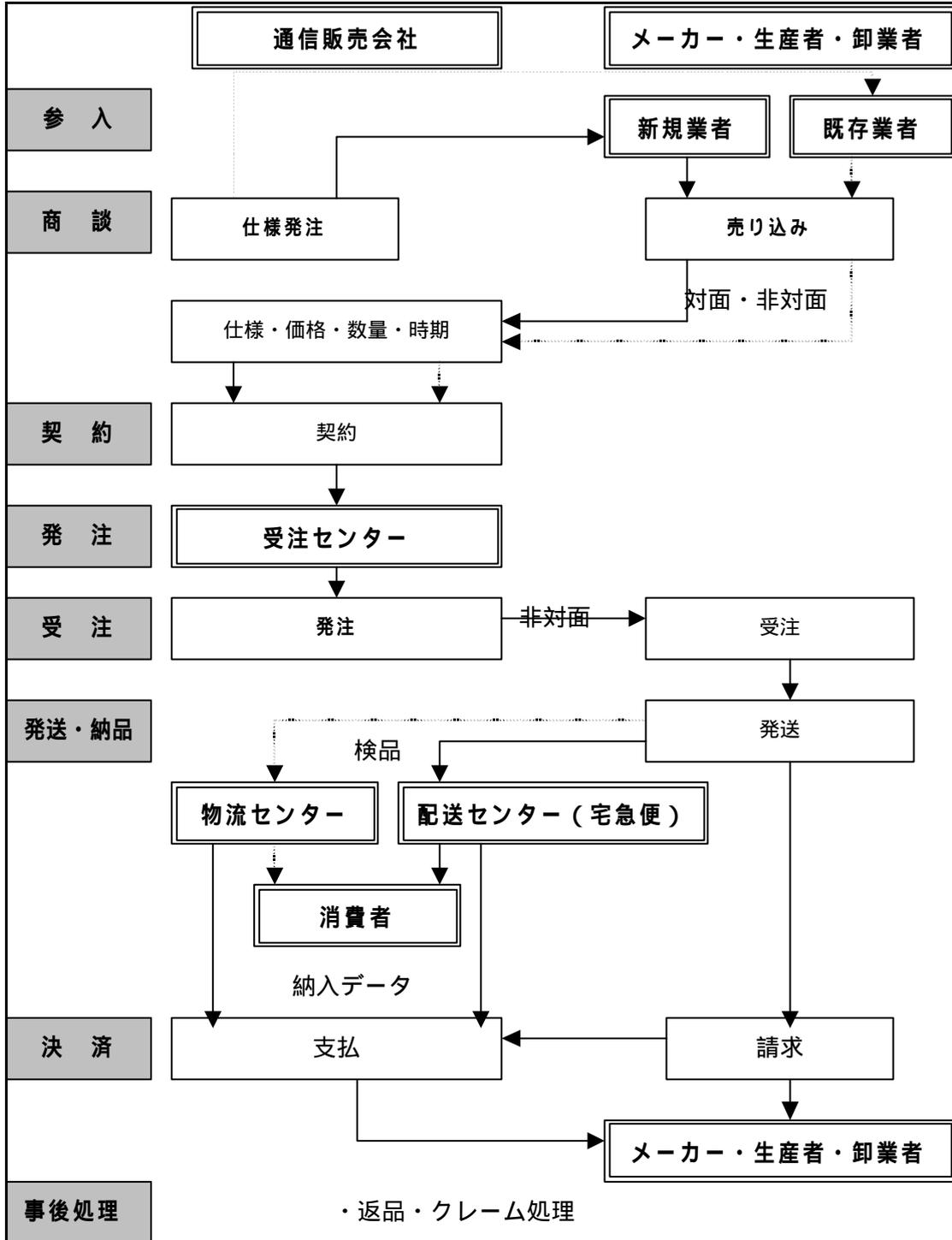
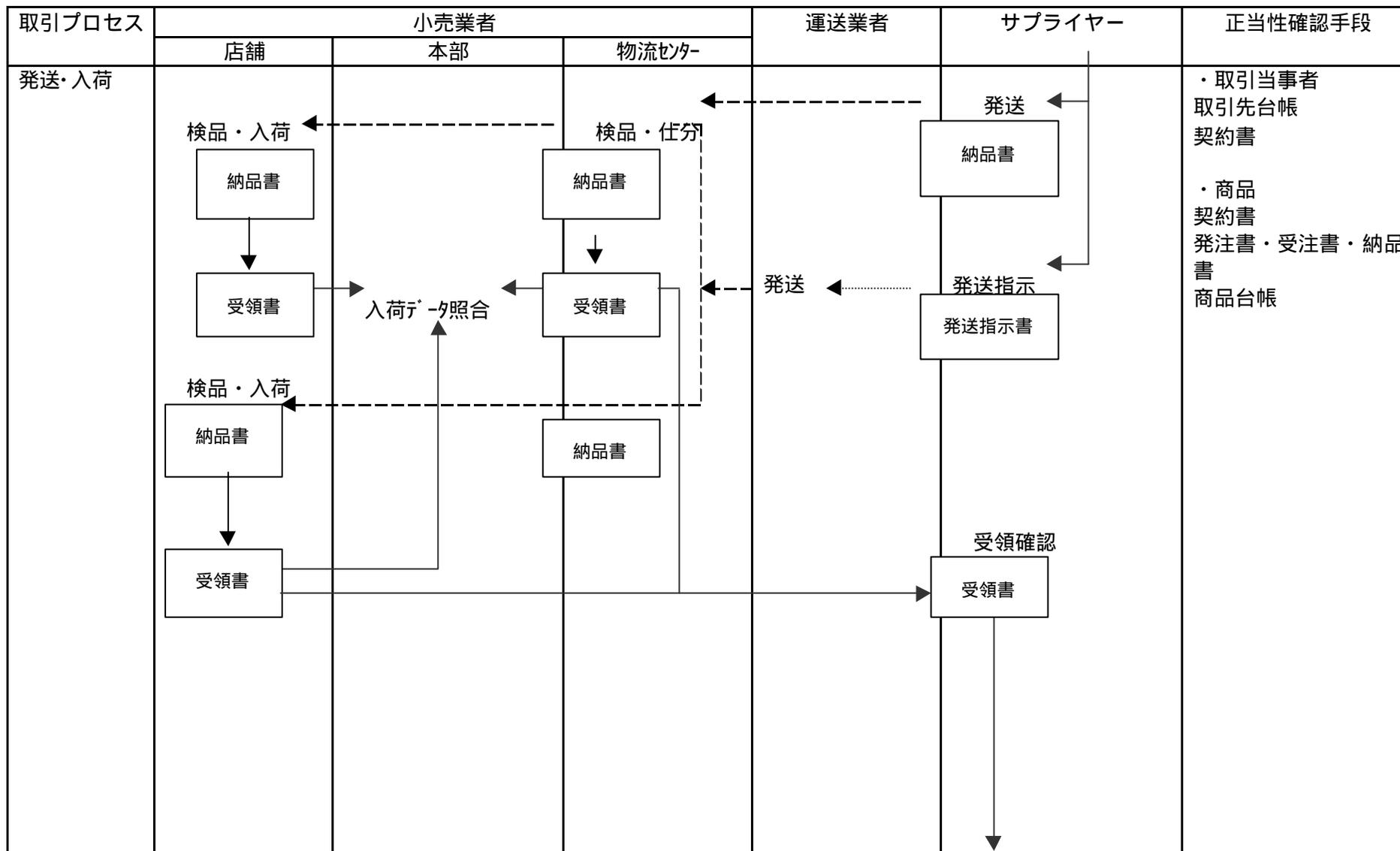
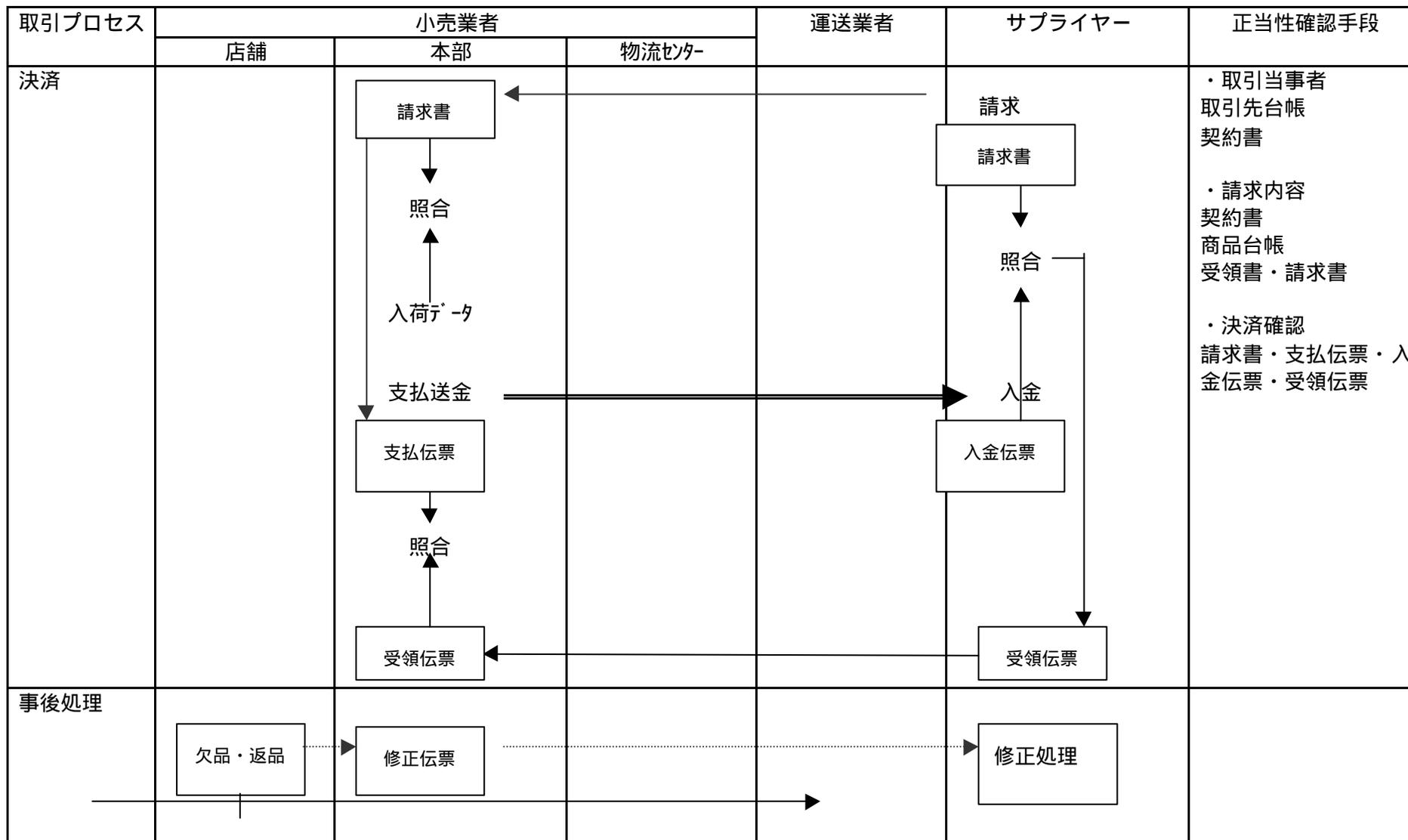


図 3-5 通信販売会社の取引プロセス

(5) 小売業の取引プロセス詳細

取引プロセス	小売業者			運送業者	サプライヤー	正当性確認手段
	店舗	本部	物流センター			
商談		・仕様発注( P B 商品 )	仕様・価格・数量・販売期間		・商品売込	・商品 紙 or 実物ベース ・取引当事者 面談 登記簿謄本
契約	商品台帳	契約書 取引先台帳 商品台帳	契約締結		契約書 取引先台帳	・取引当事者 登記簿謄本 印鑑証明
発注・受注	発注 発注書	一括発注 個別発注 発注書			受注 受注 受注書	・取引当事者 発注書・受注書 取引先台帳 商品台帳 契約書





### 3.1.2 企業グループ内等特定企業間取引タイプ

#### 3.1.2.1 製造業の取引プロセス

製造業における特定企業間の取引プロセスは次の通りである。

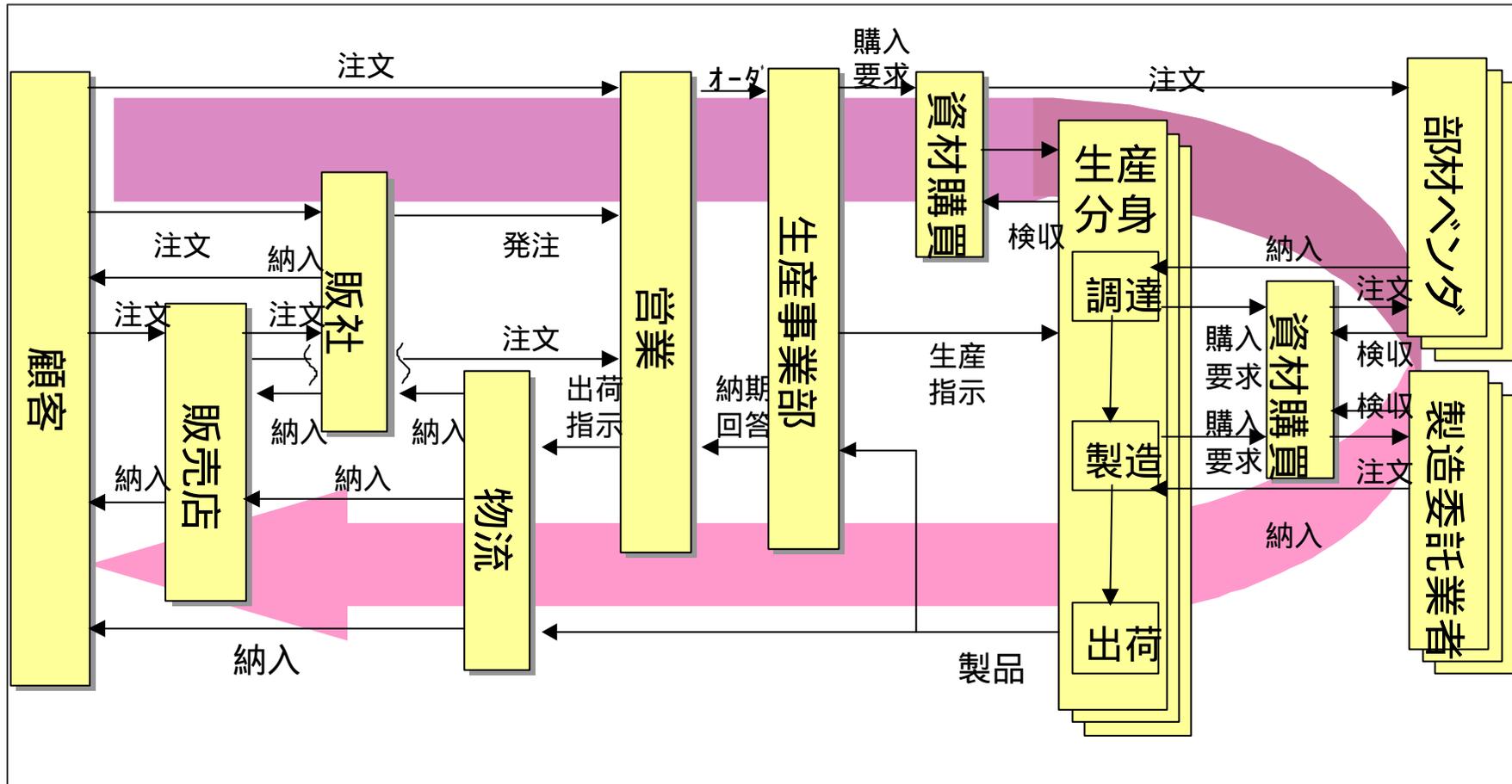


図 3-6 製造業の現行取引プロセス

### 3.2 取引プロセスにおける債務確定のタイミング

本検討の核とするのは決済であり、そのための最も重要な要素は債権・債務の確定とその消滅である。

#### 3.2.1 小売業の債権・債務確定のタイミング

本モデルにおける債権・債務確定のタイミングは、物流形態の違いにより概ね次の<図 3-7 物流形態と債権・債務の確定のタイミング>の2パターンに大別できる。

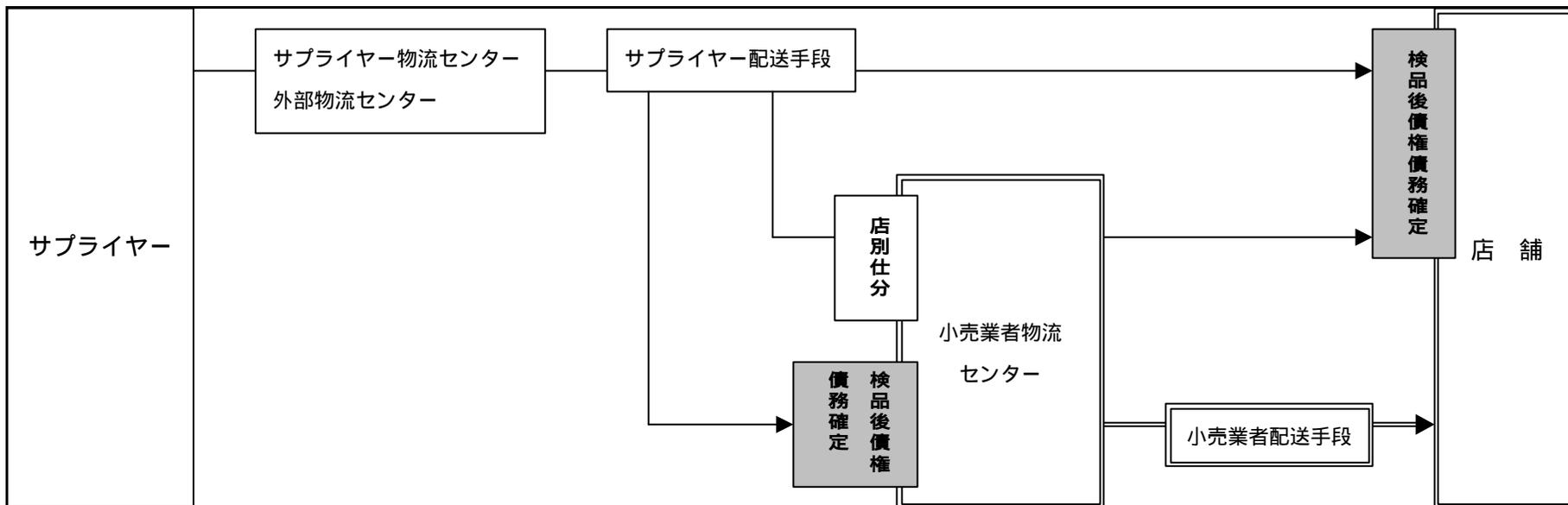


図 3-7 物流形態と債権・債務の確定のタイミング

### 3.2.2 製造業の債権・債務確定のタイミング

製造業における債権・債務確定のタイミングも、小売業と同様に物流形態の違いにより概ね次の<図3-8 製造業の債権・債務の確定タイミング> 2パターンであるが、製造業の特徴として、部品調達における「歩留まり」に注目すると極論するとサプライヤーが生産と同時に債権・債務確定の確定が可能である。（「歩留まり」：例えば、半導体や半導体を使用した部品のように、サプライヤーから納品された固体の中に製造業者が提示したスペックを満たさない固体が定量的に存在し得る場合に、サプライヤーは経験値から掌握したその割合を納品数に上乘せして納品することである。したがって、実際に納品される数は、発注数より多い場合が常である。）

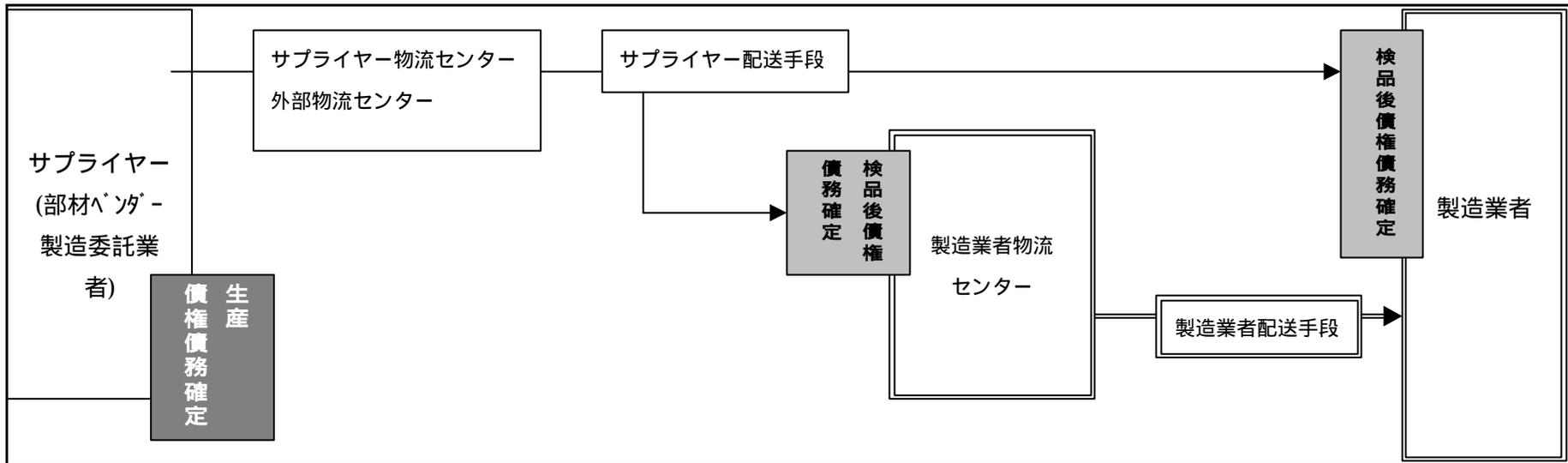


図 3-8 製造業の債権・債務の確定タイミング

### 3.3 現行決済手段の調査と決済取引フロー

#### 3.3.1 現行決済手段の決済取引プロセス

企業間電子決済モデルの検討素材とする現行決済手段の調査は、日本において一般的に流通している次の決済手段を対象として実施した。

なお、小切手による決済は、日本では一般的ではないが電子マネーと呼ばれる電子決済手段に類似性を認めるので対象とした。

- 小切手決済
- 手形決済
- 金融機関経由の振込決済
- 手形小切手交換所

調査検討の結果、モデルとする決済スキームは、小切手決済における小切手フォーマット作成の観点から自己宛小切手を、手形決済では価値の転々流通性と管理の観点から手形裏書譲渡決済を、振込決済はファームバンキングやATMによる送金指図とした。そして、手形小切手交換所を電子決済システムにおけるマルチクリアリング機関のモデルとした。

#### 3 小切手の決済取引プロセス

基本的な小切手の取引スキームは次の<図 3-9 小切手取引プロセス>に示すとおりである。

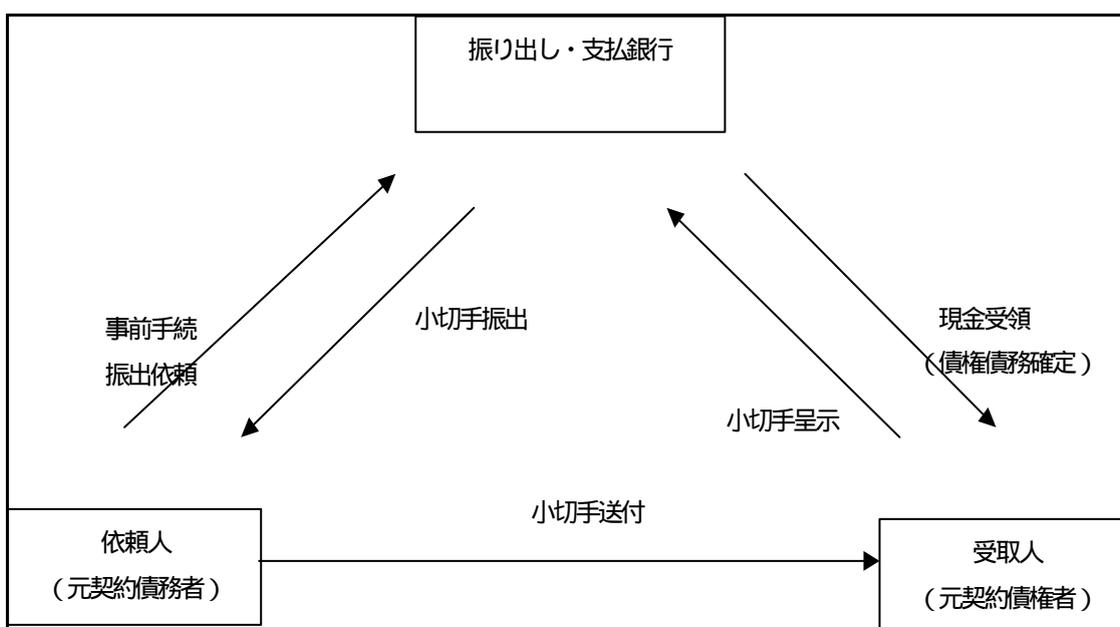


図 3-9 小切手取引プロセス

### 3.3.1.1 自己宛小切手決済取引プロセス詳細

取引ステージ	依頼人（原契約債務者）	振出・支払銀行	受取人（原契約債権者）	正当性確認手段
初期登録 ・当座預金口座開設 ・当座勘定契約締結	□口座開設 ・住所、氏名、連絡先 ・口座開設申込書 ・登記簿謄本、印鑑証明、印鑑 又は署名届	□座勘定契約の締結 帳票作成 ・印鑑等諸届管理帳 ・小切手用紙交付管理帳 ・小切手受領書 ・当座取引協議書		依頼人の確認 ・登記簿謄本、印鑑証明 依頼人の資産確認 ・資本金 ・営業内容、財務内容 ・金融機関取引内容 依頼人の信用状況確認 ・過去事故履歴
フォーマット入手		← 自己宛小切手発行依頼書		
データ作成 ・小切手作成 ・小切手振出	自己宛小切手発行依頼 ・発行依頼書 ・別段預金入金票 ・代り金  受領 小切手要件確認	→ 別段預金収納伝票  自己宛小切手作成 ・小切手要件の記入 （金額、振出日、振出人署名） ・線引  ← 自己宛小切手振出		依頼人の確認 ・住所、氏名        小切手要件確認 ・記載要件 （要件具備、有害な記載、金額の記載、特定線引）

取引ステージ	依頼人（原契約債務者）	振出・支払銀行	受取人（原契約債権者）	正当性確認手段
送付	送付又は手渡し			
受領			受領 小切手要件確認	小切手要件の確認 ・銀行交付小切手 ・上記要件 ・先日付振出
債権・債務確定		小切手要件の確認  支払	← 支払銀行へ呈示  ⇒ 受領	小切手要件の確認 ・上記要件 ・署名確認

### 3.3.2 手形の決済取引プロセス

基本的な手形の取引スキームは次<図 3-10 手形決済プロセス図>に示すとおりである。

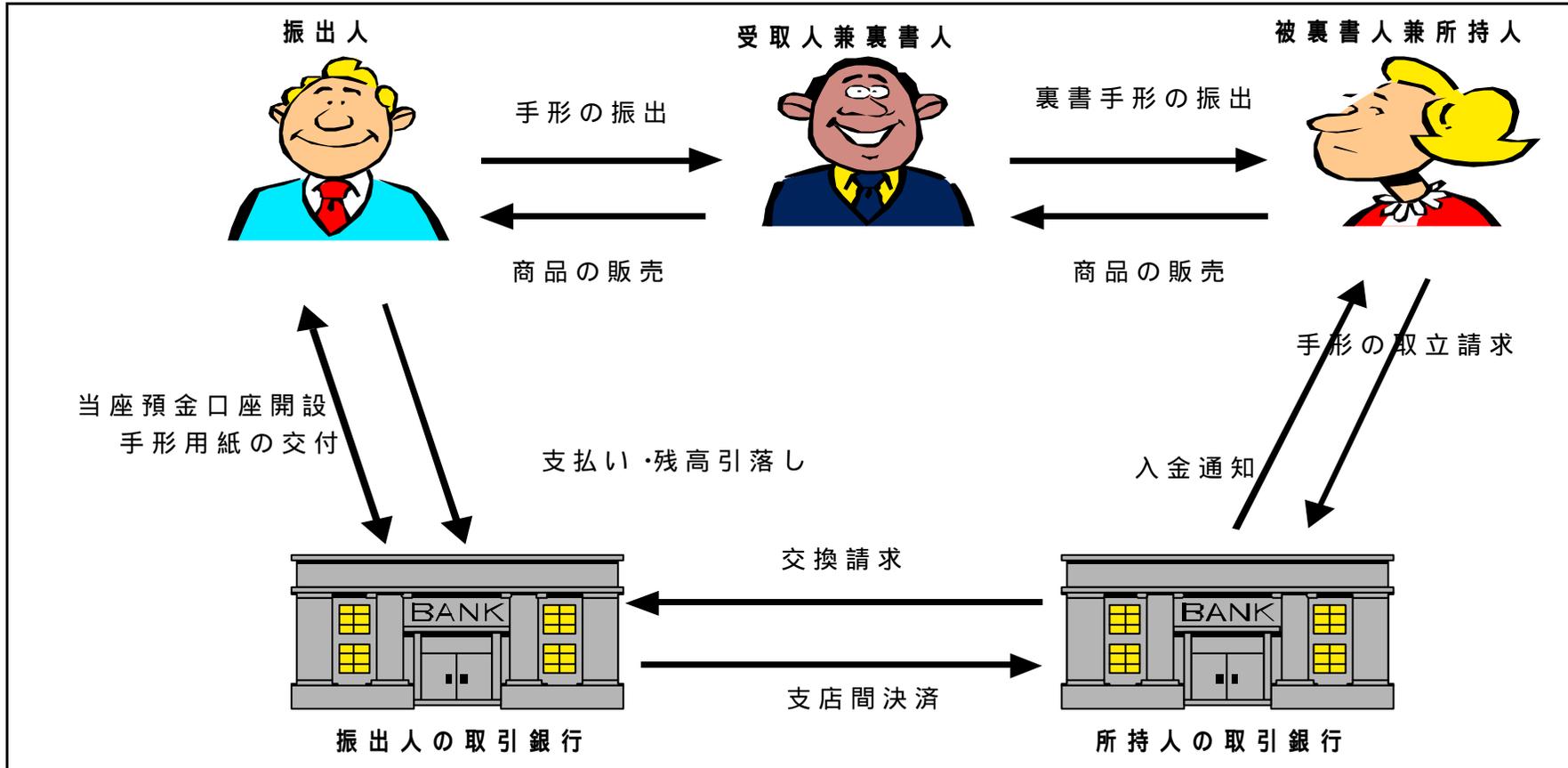


図 3-10 手形決済プロセス図

### 3.3.2.1 約束手形決済取引プロセス詳細

#### (1) 手形決済基本タイプ

取引ステージ	原取引の債務者	原取引の債権者	(債務者の)銀行	(債権者の)銀行	確認手段・内容
取引開始の初期登録	口座開設申込書 (当座勘定取引契約)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・身元確認</li> <li>・資産状態</li> <li>・信用状況</li> <li>・当座預金契約の締結</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記簿謄本・印鑑証明・訪問確認</li> <li>・営業内容・資本金・建物等・経理内容</li> <li>・銀行取引</li> <li>・人物・手腕・過去の手形、小切手事故</li> </ul>
データ媒体フォーマット入手	手形番号を控える 厳重に保存		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当座勘定規定・手形用法・当座勘定入金帳・手形帳の交付</li> <li>・整理(確認資料・印鑑届・手形用紙交付管理表・当座取引協議書・当座開設や情報・手形受取書)</li> </ul>		
当事者によるデータの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手形に手形文言・支払約束文言・支払期日・手形金額・支払地・受取人名・振出日・振出地・署名届出印の押印</li> <li>・備忘録への記入</li> </ul>				目検
データの送付	・手形の振出				
データの受領		・手形要件の確認			目検

取引ステージ	原取引の債務者	原取引の債権者	(債務者の)銀行	(債権者の)銀行	確認手段・内容
債権・債務の関係終了	(手形は銀行に保管・無効等の処理を行う。振出し人への通知は無)	・手形の取立請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手形要件の確認</li> <li>・署名・届出印、残高の確認</li> <li>・残高引落</li> <li>・支店間決済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手形要件の確認</li> <li>・交換請求</li> <li>・入金、入金通知</li> </ul>	専用回線  専用回線

(2) 手形裏書譲渡タイプ

取引ステージ	原取引の債務者	原取引の債権者	(債務者の)銀行	(債権者の)銀行	確認手段
当事者によるデータの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手形裏面に日付・拒絶証書不要の文字・住所および裏書人の署名欄・目的欄・被裏書人欄</li> <li>・備忘録への記入</li> </ul>				目検
データの送付	・手形の振出				
データの受領		・手形要件の確認			目検
債権・債務の関係終了		・手形の取立請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手形要件の確認</li> <li>・署名・届出印、残高の確認</li> <li>・残高引落</li> <li>・支店間決済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手形要件の確認</li> <li>・交換請求</li> <li>・入金、入金通知</li> </ul>	専用回線  専用回線

### 3.3.3 振込の決済取引プロセス

取引ステージ	振込依頼人	受取人	依頼人仕向支店	受取人被仕向支店	本人確認・データ正当性確認手段
初期登録	引落預金口座開設 氏名住所、届出印、特約書 口座番号	→ 受取口座開設 ← 口座番号通知	口座番号採番 口座開設申込書	受取口座番号採番	本人確認公的書類  当座については融資に準ずる
フォーマット入手	振込依頼書記入 仕様によるデータ作成	→	振込依頼書 データ仕様提示		振り込み通帳発行 全銀フォーマット等に準拠
データ作成	店頭持参 電子データ 振込人名、金額、扱区分 受取口座番号、口座名義 振込指定日、払戻請求書	→ ←	受付  口座残高確認後引き 落とし  受取書発行		都度本人確認公的書類 データに付随する暗証など A T M振込みはデータ送付 まで振込人  届出印・署名印照合
データ送付			端末操作 電算センター処理 E B ・ M T		金額・口座番号指定 内容検印 専用回線（支店から電算セ ンター） 公衆回線（顧客から電算セ ンター）

取引ステージ	振込依頼人	受取人	依頼人仕向支店	受取人被仕向支店	本人確認・データ正当性確認手段
データ受領				電算センター処理 → 預金口座記帳 本支店為替 預金勘定加算	システム自動入金分は入金通知して終了 自動入金では一連の手続を電算処理
関係終了 入金確認		記帳による確認 ←		口座確認 自動入金不能分端末入金	口座検索、口座番号、氏名一致の確認 口座、金額、振込人入力
不能分後処理	必要に応じ依頼変更	← 振込人照会	← 仕向店照会	← 再端末入金	電文番号、口座番号、氏名連絡 確認後は資金返戻
入金通知 (必要先)	入金通知受領 ←		← 被仕向店指示 →	入金通知(電話)	届出電話番号
	入金明細検索 →			入金明細検索(EB)	公衆回線、受取人PC

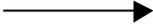
### 3.3.4 小切手・手形交換所取引プロセス

	持込銀行	持帰銀行	交換所	日銀	確認
初期登録	交換所の参加資格を取得 交換戻不足金の不払等のために保証金の差入れ 交換印の印鑑を交換印鑑届出書の届出 主任交換方の届出		交換室入室徽章および交換方証の交付		登記簿謄本・印鑑証明・訪問確認 営業内容・資本金・建物等・経理内容・銀行取引 人物、手腕・過去の手形、小切手事故
フォーマット入手	交換できる手形等の種類は決まっており、その様式も規定				
データ作成	交換に付す手形に対して交換印を押捺				

	持込銀行	持帰銀行	交換所	日銀	確認
送付	<p>交換持出手形の記録作成</p> <p>交換に付す手形の表面に特定線引判等によって持出銀行名及び持出店名を表示</p> <p>一定のバッチ(束)に区分し、細則で定める帳票を添付して交換所に持出す</p> <p>手形の枚数及び金額の合計ならびにバッチ数を記載した交換所分類手形持出票等を添付</p>		<p>(交換所分類手形のケース)</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>バッチ数及び添付帳票を点検した上で受領</p> <p>交換所分類手形持出票(A号)に受付印を押捺し、返却 交換所分類手形にはその裏面に交換所名、交換日、機械処理番号を記載</p> <p>持帰銀行別に分類し、持帰銀行のロッカーに保管する</p>		

			<p>加盟銀行別に手形の持出及び持帰の計数を算出し、加盟銀行別に交換尻を算出</p> <p>交換総計表等を作成 (内容)</p> <p>A.持出、持帰計数及び交換尻 B.交換所分類手形の持帰バッチ数、銀行分類手形の持出銀行数及び持出銀行ごとの枚数、金額 C 銀行分類手形の持出銀行名</p>		
受領		<p>← 交換所の自行のロッカーから手形を持帰る。</p> <p>加盟銀行は、ロッカー使用后、これに施錠し、鍵は交換所に返却して交換方証の返戻を受ける。</p> <p>加盟銀行は、交換手形持帰報告書に主任交換方の専用印を押捺して、交換所に提出 →</p>	<p>交換方証と引換えにロッカーの鍵を交付</p>		

		<p>持帰時の点検義務</p> <p>加盟銀行は、交換所から手形を持帰る時は、交換所分類手形についてはバッチの数を、銀行分類手形については交換袋の数を交換所の作成帳票及び添付帳票により点検するほか、バッチ及び袋の混入の有無を点検</p>			
債権債務の終了			<p>交換所は、交換計数が確定した時は、交換総決算に係る電文を作成し、これを全国銀行データ通信システムを通じて日本銀行に送信、加盟銀行に代って交換尻の振替を請求</p>	→	<p>日本銀行は、交換所から受信した前項の振替請求電文にもとづき、加盟銀行の交換尻を振替決済</p>
異例		<p>[不渡手形]</p> <p>交換日の翌営業日に持出銀行宛の持出手形に組入れる。</p>	→		
		不渡手形が小切手の場合			

		<p>不渡事由、日付、支払銀行の押切印を直接小切手に記入</p> <p>当該手形の支払銀行および持出銀行は、不渡届を交換所に提出</p> <p>不渡届の提出は、支払銀行は交換日の翌営業日の午前9時30分迄</p> <p>(不渡事由等)</p> <p>(1)0号不渡事由 不渡届の提出は不要</p> <p>A 手形法・小切手法等による事由</p> <p>形式不備、裏書不備、引受なし、呈示期間経過後、呈示期間経過後かつ支払委託の取消、期日未到着、除権判決</p> <p>B 破産等による事由</p> <p>C 案内未到着等による事由</p> <p>案内未着、依頼返却、該当店舗なし、振出</p>			
--	---	--	--	--	--

		<p>人等の死亡</p> <p>(1)第1号不渡事由 資金不足 取引なし</p> <p>(2)第2号不渡事由 契約不履行、詐欺、紛失、 印鑑(署名鑑)相違、偽造、取締役会承認等不存在、金額欄記載方法相違、約定用紙相違</p> <p>(3)第2号不渡事由 契約不履行、詐欺、紛失、 印鑑(署名鑑)相違、偽造、変造、取締役会承認等不存在、金額欄記載方法相違、約定用紙相違</p> <p>[混入手形] 交換日の午前11時50分までに持出銀行に通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 交換日の午後3時までに自行の店頭において持出銀行に返還し、その代り金を受取る。</li> <li>- 翌営業日の持出銀行宛の持出手形に組入れる。等</li> </ul>	<p>手形の不渡があったときは、振出人等に対して、取引停止処分</p> <p>参加銀行は、取引停止処分を受けた者に対し、取引停止処分日から起算して2年間、当座勘定及び貸出の取引をすることはできない。</p>		
--	--	--	---	--	--

## 4 現行企業間取引モデルの電子化

### 4.1 企業間電子決済取引モデル案

調査と検討の結果、企業間電子決済取引モデル案は、以下の2タイプの電子取引プロセス案と決済プロセスにおける3タイプの電子決済手段案を作成した。

### 4.2 企業間電子取引プロセス

#### 4.2.1 検討項目

検討項目は多岐に渡るものであるが、決済を核とした債権・債務の確定との関連性に重点を置き、次のキーワードで特定し検討した。

##### 4.2.1.1 取引主体商品タイプと債権・債務の確定

取引対象となる商品は、有体商品とデジタル商品とした。これは、今日の市場においては有体商品が一般的であるが、今後の電子商取引市場におけるデジタル商品の流通を視野に入れたものである。

ポイントは決済の観点から、商品特性による流通経路と債権・債務確定のプロセスならびにタイミングが重要である。物流を伴う有体商品の場合、生産拠点から物流センターやデポ等複数のポイントを通じて店舗等に納入されるが、一方のデジタル商品の場合は、ネットワークを媒体とした電子配信を前提とするのが合理的であり、現実世界における物流そのものは存在し得ず、生産拠点から直接店舗等の販売拠点に配信されるであろう。したがって、発注者と受注者はリアルタイムに発注内容と納品内容の掌握ができるため、その特質を生かしたタイミングと確定方法の導入が不可欠である。

また、事後処理プロセスとして有体商品において、商品を発注者に納品後不良品が発見された場合の返品処理が該当するが、製造業界における半導体の調達に見られる「歩留まり」と、小売業界における「返品処理」とでは異なる。さらに、デジタル商品では、商品自体が物理的な実体をともなわないものであり、発注者に配信された商品に瑕疵（バグ）や返品が発生した場合どのように処理するのかを十分に摺り合わせるべきである。

##### 4.2.1.2 取引規模：コストと安全性、信頼性、確実性とのバランス

企業間取引における取引規模はその尺度により千差万別であり、ここでは一回の取引（1トランザクション）単位で捉えることとした。具体的には、発注者が受注者に対して一回の発注行為によって生じる取引額（商品単価×個数+付帯費用）であり、言い換えるとそれぞれの債権・債務額である。

検討のポイントは発注者と受注者から見た、それぞれが負担する、一回の取引で生じる取引に係わるコストが適正なものであるか否かである。しかし、コストの適正性についての基準となるべき指標は現在の市場においても存在しないものであり、当該取引におけるさまざまな要因を考慮すると、存在し得ないものかもしれない。

重要な点は、取引に対する安全性と信頼性と確実性の確保であるが、これは抽象的且つ曖昧な表現であり、とかく当事者の主観による評価に頼らざるを得ないものであろう。ただ、企業間取引に限らず、あらゆる取引における安全性と信頼性と確実性の確保に必要最小限な要素は明確であり、取引プロセスにおいて明らかにし得る。つまり、商談や引き合いプロセスにおける取引相手の特定と、それ以降の取引全般に渡る取引相手の真正性と、契約プロセスにおける契約行為の正当性と、取引商品等目的物の引渡プロセスにおける引渡行為の確実性と、債権・債務の消滅プロセスである決済行為の確実性である。これら一連の取引プロセスにおいて、それぞれの要素が遅滞なく確実に機能し処理されることで当該取引に対する安全性と信頼性と確実性は確保されるものである。

さらに、取引に対する安全性と信頼性と確実性の確保に関しては、コストと取引の手順さえ踏めばそれに比例したレベルの確保は容易であり、特に電子商取引においては顕著である。極端な例で、取引額が数百円の取引に要する仕組みが数億円のものと同様であるとすると、前者にとってトランザクションコストやシステム維持コストが膨大に必要なこととなり、もはやそこにはコストパフォーマンスは見出せない。そして、逆だとすると、後者にとって安全性は望めないリスクの高い仕組みとなる。したがって、取引に対する安全性と信頼性と確実性を確保するための仕組みと仕様は決して一律ではなく（基本思想は一律であるが）、その対象となる取引規模とシーンに適合した仕組みと仕様の構築が必要である。

その目安として、次の三つの尺度が市場一般に容認されるであろう。

- 発注者と受注者それぞれが負担する、一回の取引で生じる取引に係わるコストが、現行取引で生じている同種または類似のコストと同じかそれ以下であることが適正コストとして必要条件である。ただし、現行取引において次項要因が欠落あるいは必要とされている場合は次項に従うものとする。
- 現行取引において、取引そのものに対する安全性と信頼性と確実性が欠落、あるいはより高いレベルが必要とされている場合は、現行コストに必要とする要因を改善したと仮定して新たに生じるコストを加算したコストとの比較で、同額かそれ以下であることである。

- 前項の要因に対して、現行取引では技術等の問題により改善し得ない場合は、比較の対象が存在しないので、発注者と受注者それぞれが利益を確保することができることを必要条件とする。この場合は、その利益の多寡が議論となる。

#### 4.2.1.3 取引種別：継続取引

取引相手に注目すると、ある取引先と1回限りの取引であるスポット取引と、複数回にわたる取引である継続取引とに大別することができる。

現実市場において継続取引が一般的であり、取引回数の増加に伴って取引当事者間に信頼感が生じて取引がより円滑に進行するものである。そして、この現象は電子商取引においても同様であり、企業間取引に限定されたものではなく、消費者企業間取引等あらゆる取引の本質であろう。

しかし、これらの現象が取引に弊害をもたらしている事実が存在することも否定できない。例えば、信頼感を取り違えたともいふべき馴れによる「なあなあ取引」や時間経過による取引ルールの陳腐化への無対応と、排他的な取引環境による新規参入者を阻害する不公平市場の育成等である。そして、これらは、時には企業の競争力を低下させる要因として作用する。さらに、これを決済の視点から見た場合には、安全性と確実性の確保された取引とはいいがたく、危険が内在している。

一方のスポット取引は、企業が電子商取引を導入して実施するには、レベルの違いはあるにせよそれ相応の設備と人材が必要であり、取引当事者それぞれに必要なことはいうまでもない。EDIの現状は、あくまでも特定業種内やグループ企業等の特定企業間のみで普及しているものであり、異業種間EDIやEDIの標準化は、さまざまな分野において現在活発に検討されているが、インフラ整備を含んだ実現には時間が必要である。したがって、現時点において、平均的な企業が一回限りの取引だけのために電子商取引を導入することの想定は困難であり、非現実的である。

#### 4.2.1.4 市場性：オープン市場（ネットワークはオープンタイプとクローズドタイプ）

電子商取引は、インターネットに代表されるオープンなネットワークを介したオープンな市場であることが通説となっているようであるが、その意味を明確にしたい。

今日の企業間における電子商取引市場を調査すると、明らかに取引プロセスによってオープンなネットワークとクローズドなネットワークが使い分けられているのが一般的であ

る。例えば、小売業（流通業）においては、サプライヤーが小売業者に商品を売り込む参入商談プロセスはWebEDIと呼ばれているインターネット上のオープンな市場であるが、その後の商品の受発注プロセスは業界のネットワークであるOBN（Open Business Network）で、代金決済プロセスは金融機関のネットワークであるFB（Firm Banking）とクローズドなネットワークが使用されている。つまり、入り口は新規参入者が参入容易なように開放された通説どおりのオープンな市場であるが、実際の取引行為とそのプロセスの処理は、安全性や確実性等の観点から、そのプロセスに適合した処理が可能な複数のクローズドなネットワークを介して行われているものである。

さらに、取引プロセス全般を視野に入れた場合、必ずしも全ての取引プロセスがネットワーク上でのみ完結しているわけではないことに留意する必要がある。前記の例で示すと、契約プロセスは対面行為であり、商品の配送は既存物流システムを使用している。

したがって、市場としてはオープン市場を原則とするが、参入商談プロセスを含む個々の取引プロセスにおける通信ネットワークについては、オープンタイプであれクローズドタイプであれ特定はしないが、その処理目的に応じて必然的に適合するタイプを選択するであろう。

また、ネットワーク上での全取引プロセスの完結を絶対条件とすることなく、市場ニーズや効率性と法制度や実現できる技術を考慮して、対面やその他の方法も視野に入れるべきである。

#### 4.2.2 企業間電子取引プロセス案

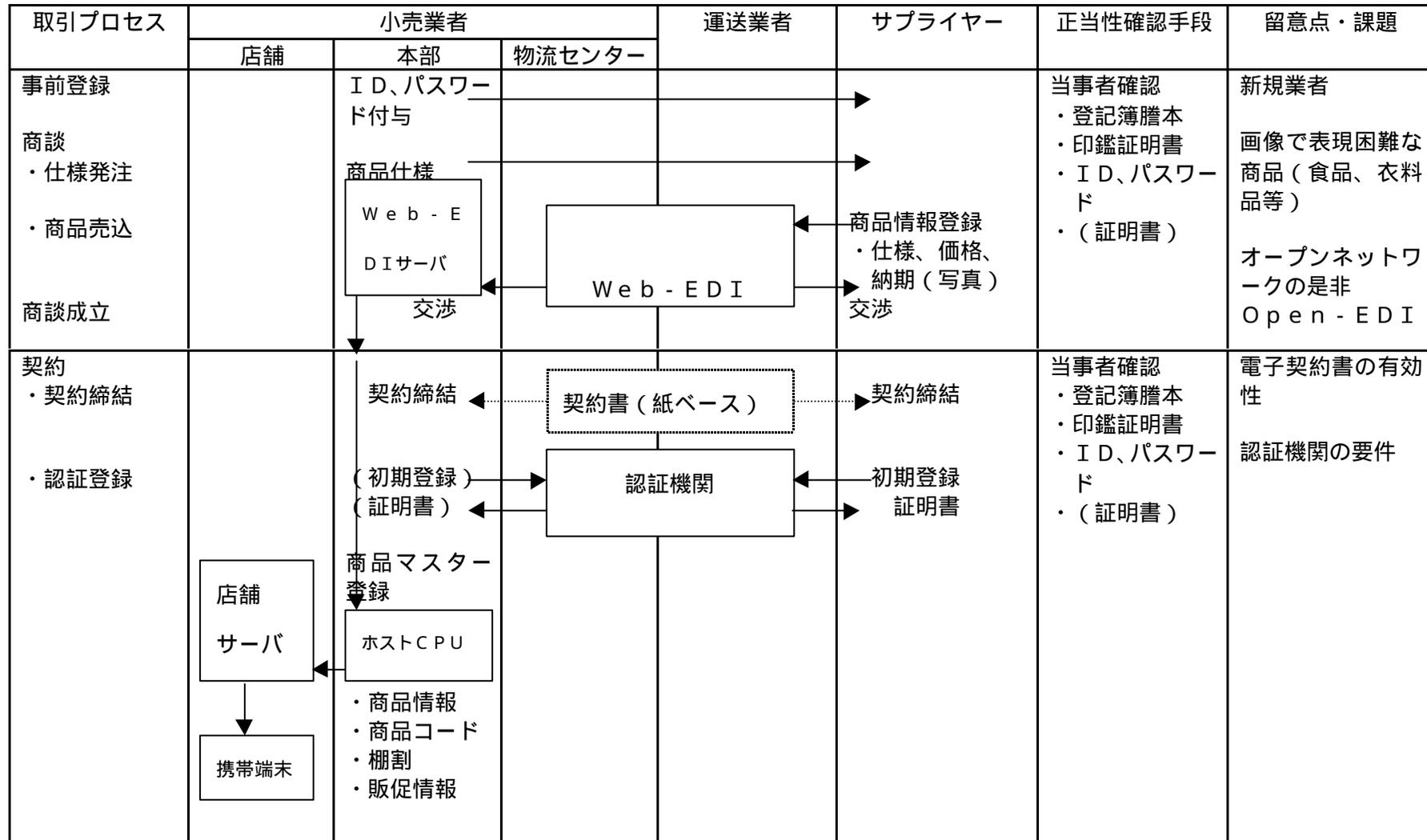
##### 4.2.2.1 電子取引タイプA：一般継続電子取引プロセス詳細

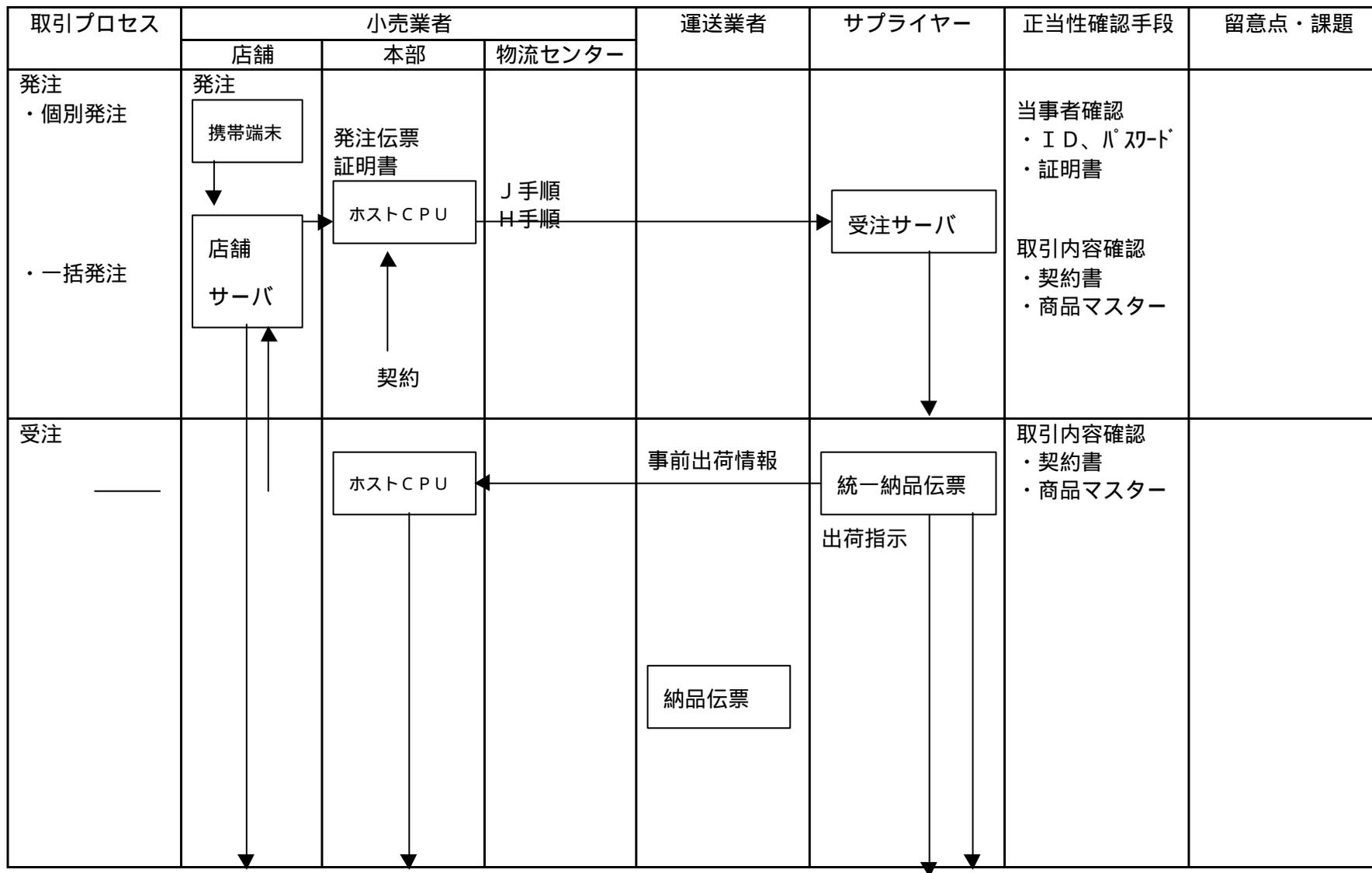
小売業の企業間取引モデルをベースとして検討を重ねて作成した一般継続電子取引プロセスは次に示すとおりであり、本モデルの特徴は次のとおりである。

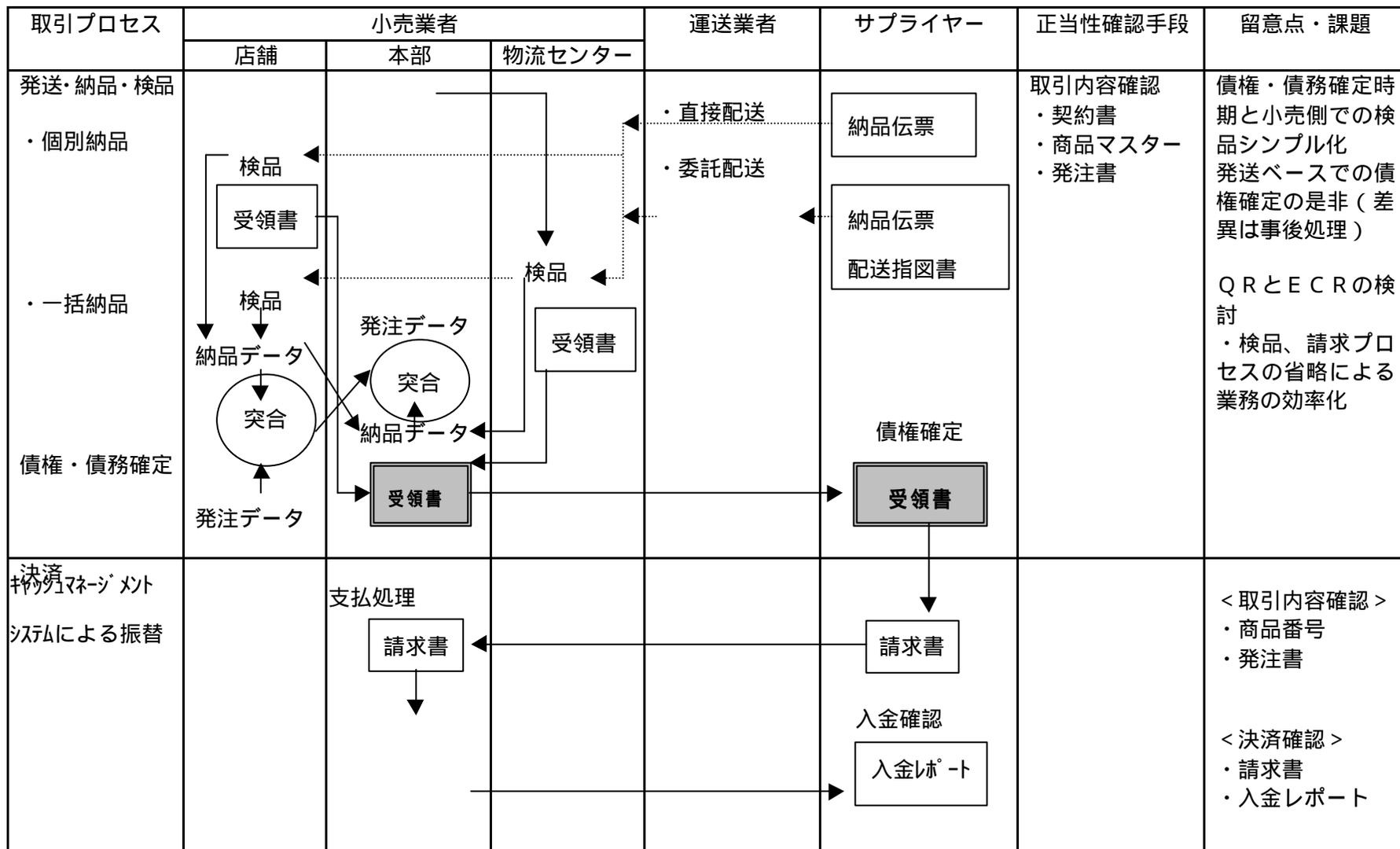
- オープンな市場の実現：参入・商談プロセスはオープンなネットワークを使用し開かれた市場環境を実現して新規参入を容易にした。
- 取引の信頼性の確保：認証制度を導入してネットワーク上の非対面取引における取引当事者の確認を確実なものとした。
- 取引の効率性の実現：WebEDIやEOS（自動受発注システム）の導入により、商談と商品情報の登録や受発注プロセスにおける作業の効率性と迅速な取引を実現した。

- 債権・債務の確定：本モデルでは発注データと納品された現品と納品伝票の突合後としたが効率的とはいい難く、SCM(サプライチェーンマネジメント)の観点を含めて、今後の課題である。

< 一般継続電子取引プロセス詳細図 >







#### 4.2.2.2 電子取引タイプB：企業グループ内等特定企業間電子取引プロセス詳細

製造業の取引モデルをベースとして検討を重ねて作成した企業グループ内等特定企業間電子取引プロセスは次に示すとおりで、本モデルの特徴は次のとおりである。

- オープンな市場の実現：参入・商談プロセスはオープンなネットワークを使用して開かれた市場環境を実現して新規参入を容易にした。
- 取引の信頼性の確保：認証制度を導入してネットワーク上の非対面取引における取引当事者の確認を確実なものとした。
- 取引の効率性の実現：WebEDIの導入により、商談と商品情報の登録プロセスにおける作業の効率性と迅速な取引を実現した。
- 債権・債務の確定：本モデルでは納品された現品と納品伝票の突合後としたが、今後歩留まりの観点を含めて、検討課題とする。

<企業グループ内等特定企業間電子取引プロセス詳細図>

取引プロセス	製造会社		グループ内生産会社	正当性確認手段	課題・留意点
	営業部門 / 事業部門	管理部門			
商談	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事前合意</div>			<商品確認> ・現物持込、商品画像、電子カタログ <当事者確認> ・面談 または ・本人の認証書、ID、PW	・認証制度の確立 ・EDIの方式決定
	←	商品データ・仕様のやりとり	→		

取引プロセス	製造会社		グループ内生産会社	正当性確認手段	課題・留意点
	営業部門 / 事業部門	管理部門			
契約	事前合意・包括契約			< 当事者確認 > ・ 面談 または ・ 本人の 認証書、 ID、PW	・ 認証制度の確立
発注・受注	納期照会  顧客からの受注情報 受注書  発注情報 発注書	発注 発注書	納期回答  受注書  受注 発注書	< 当事者確認 > ・ ID、PW  < 取引内容確認 > ・ 商品番号 ・ 発注書	・ 全書類電子化の 場合はデジタル情 報の法的効力 ・ 電子署名、暗号 化通信を用いた 受注書・発注書 のやりとり

取引プロセス	製造会社		グループ内生産会社	正当性確認手段	課題・留意点
	営業部門 / 事業部門	管理部門			
発送・入荷  債権・債務確定				<取引内容確認> ・商品番号 ・発注書	
決済				<取引内容確認> ・商品番号 ・発注書  <決済確認> ・請求書 ・入金レポート	
事後処理					

### 4.3 企業間電子決済手段

電子決済手段案は、現行決済手段をベースとしてそれぞれのプロセスの電子化を試みたものであるが、結果として次の<図 4-1 既存決済手段と電子決済手段の相関関係>に示す電子マネーの形態となったことと、電子決済においても現行の手形・小切手交換所に類似した、あるいは拡大した機能を有する電子データの登録や交換を行う機関が不可欠であることに留意する必要がある。

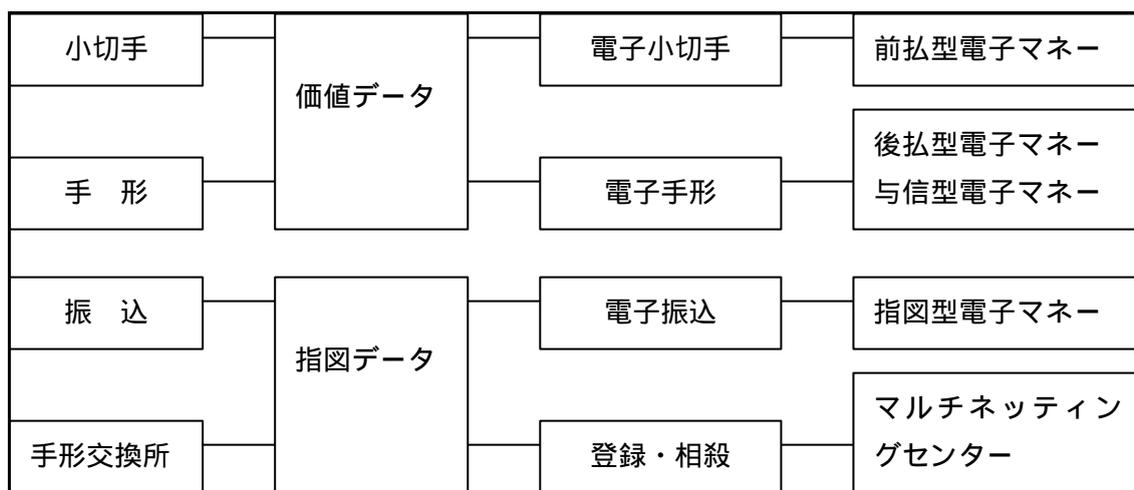


図 4-1 既存決済手段と電子決済手段の相関関係

#### 4.3.1 検討項目

##### 4.3.1.1 決済の確実性と安全性の確保

取引当事者間の債権・債務の消滅行為である決済プロセスでは、何よりもその信頼性が最優先されるべきである。

検討のポイントは、いかに安全・確実な決済の仕組みを構築するかであり、最新のIT（インフォメーションテクノロジー）の最大限の活用を視野に入れた。

##### 4.3.1.2 債権・債務の確定タイミング

物流を伴う有体商品の場合は、配送手段と流通経路の多様化により、債権・債務の確定タイミングはさまざまである。

検討のポイントは、そのタイミングに適合した決済手段と、商品が発注者に納品された後に不良品が発見された場合の返品などの、事後処理である。

#### 4.3.1.3 決済金額：コストと安全性、確実性と効率性とのバランス

決済金額は原則として発注者が受注者に対して一回の発注行為によって生じる取引額（商品単価×個数+付帯費用）で捉えることとした。しかし、現実取引における決済金額は取引単位ではなく、一定期間内に取引された取引額の合計を決済することが一般的であり効率性の観点から考慮するべきである。

検討のポイントは電子取引モデルと同様であるので詳細は割愛するが、発注者と受注者それぞれが負担する決済に係わるコストと安全性、確実性と効率性とのバランスが適正なものであるか否かである。

#### 4.3.1.4 ネットワーク：オープンタイプ、クローズドタイプ

ファームバンキング等、現在の企業間におけるネットワーク決済に使用されているネットワークは明らかに安全措置の施されたクローズドな専用回線である。

果たして、電子決済システムはオープンネットワーク上で信頼性を維持して機能し得るのかがポイントである。

#### 4.3.1.5 データ移転の方式とデータの管理場所

検討のポイントは、いわゆる価値の転々流通性である。転々流通を可能とすれば利便性は向上するが、データそのものに価値を認める必要が生じて、使用者にも価値データ管理のための仕組みが必要なことと、価値の偽造や端末機等へのセキュリティ対策も相当重装備にする必要がある（＜図 4-2 データの直接授受方式＞）。一方、転々流通をしない仕組みであれば、使用者への導入は容易であるが、価値を管理するセンター機能を構築する必要がある（＜図 4-3 データの中央登録方式＞）。

いずれの方法も一長一短があるので、取引シーンによる市場ニーズと安全性とコストを考慮して検討する必要がある。

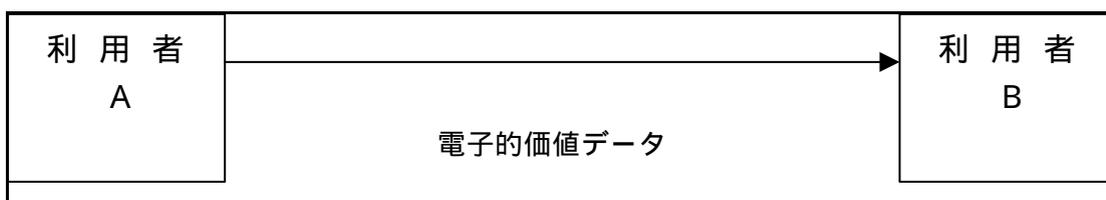


図 4-2 データの直接授受方式

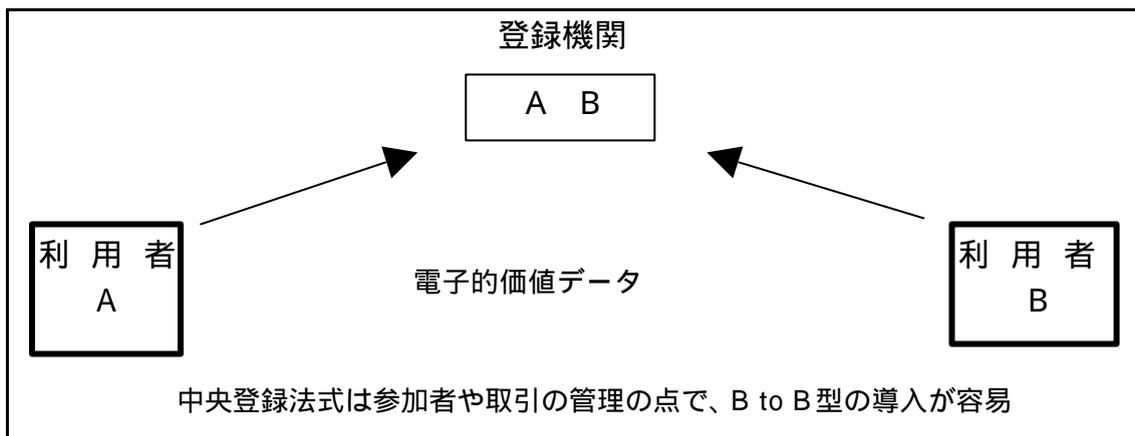


図 4-3 データの中央登録方式

### 4.3.2 企業間電子決済手段案

#### 4.3.2.1 電子決済タイプA：電子小切手取引プロセス詳細

取引ステージ	依頼人（原契約債務者）	振出・支払銀行	受取人（原契約債権者）	正当性確認手段	留意点・課題
初期登録 （郵送・対面） ・当座預金口座開設 ・当座勘定契約締結  ・認証書 （ネットワーク）	口座開設 ・先口座開設申込書 ・住所、氏名、連絡 ・登記簿謄本、印鑑証明、印鑑又は署名届 ・パスワード  認証書要求 ・公開鍵、秘密鍵生成 ・公開鍵、（口座）登録	口座勘定契約の締結 ソフトウェア貸与 ID付与 認証書交付 ・認証書作成  ・認証書交付	口座開設 ・先口座開設申込書 ・住所、氏名、連絡 ・登記簿謄本、印鑑証明、印鑑又は署名届 ・パスワード  認証書要求 ・公開鍵、秘密鍵生成 公開鍵、（口座）登録	依頼人の確認 ・登記簿謄本、印鑑証明 依頼人の資産確認 ・資本金 ・営業内容、財務内容 依頼人の信用状況確認 ・過去事故履歴  依頼人の確認 ・IDとパスワード	口座のイメージは、e-cashのミニト口座？  受取人の登録と契約  口座開設と連動した一連の作業 認証機関の資格要件 携帯性の観点から、ICカード等の媒体発行
フォーマット入手	ソフトウェアより生成				

取引ステージ	依頼人（原契約債務者）	振出・支払銀行	受取人（原契約債権者）	正当性確認手段	留意点・課題
データ作成 ・電子小切手作成 ・電子小切手振出	電子小切手発行依頼 （ネットワーク・ソフトウェア処理） ・発行依頼書 ・認証書 代り金 ・口座振替 ・現金送金  受領 電子小切手要件確認 （ソフトウェア処理）	電子小切手作成 （ソフトウェア処理） ・小切手要件の記入 （金額、振出日、振出人電子署名） 電子小切手振出 （ネットワーク） 認証書		依頼人の確認 （ソフトウェア処理） ・IDとパスワード ・依頼人の認証書  電子小切手要件・真性性確認 （ソフトウェア処理） ・小切手要件 ・振出人の認証書	代わり金の送金処理もソフトウェア処理  多通貨対応  オフライン真性性チェック  媒体の破損時保証
送付	電子小切手 認証書 （ネットワーク・ソフトウェア処理）			受取人の確認 （ソフトウェア処理） 受取人の認証書	ICカード間の配信
受領			受領 ↓ 小切手要件確認 （ソフトウェア処理）	電子小切手要件・真性性確認 （ソフトウェア処理） ・小切手要件 ・振出人の認証書 依頼人の確認 ・依頼人の認証書	
債権・債務確定		小切手要件確認 （ソフトウェア処理）  支払 ・口座入金 ・電子小切手	支払銀行へ呈示 （ネットワーク・ソフトウェア処理）  受領	電子小切手要件・真性性確認 （ソフトウェア処理） ・小切手要件 ・振出人の認証書	追跡性 転々流通性

#### 4.3.2.2 電子決済タイプB：電子手形取引プロセス詳細

電子手形は、価値の転々流通性の観点から電子手形基本決済タイプと電子手形裏書譲渡決済タイプを、さらに価値情報の管理形態の視点から価値移転タイプとセンター登録タイプに細分した。

##### (1) 電子手形基本決済タイプ（価値移転タイプ）

取引ステージ	原取引の債務者	原取引の債権者	C / R 兼 銀行	確認手段・内容	備考
取引開始の初期登録	口座開設申込書 （当座勘定取引契約）  ソフトのインストール		<ul style="list-style-type: none"> <li>・身元確認</li> <li>・資産状態</li> <li>・信用状況</li> <li>・当座預金契約の締結</li> <li>・ソフトの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記簿謄本・印鑑証明・訪問確認</li> <li>・営業内容・資本金・建物等・経理内容・銀行取引</li> <li>・人物、手腕・過去の手形、小切手事故</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上だけで申込が完了できるか</li> <li>・当座勘定取引契約適用（法）</li> <li>・債権者（参加者）の登録必要性の有無</li> <li>・手形法に代わる EC 用約款契約必要性</li> <li>・ソフト製作、配布の費用</li> </ul>
データ媒体フォーマット入手	手形番号を控える 厳重に保存		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当座勘定規定・手形用法・当座勘定入金帳・手形帳の交付</li> <li>・整理（確認資料・印鑑届・手形用紙交付管理表・当座取引協議書・当座開設屋情報・手形受取書）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当座勘定規定・手形用法適用（法）</li> <li>・手形帳として配布 or 利用の都度取得</li> <li>・各個人、会社保管のリスク</li> </ul>

取引ステージ	原取引の債務者	原取引の債権者	C / R 兼 銀行	確認手段・内容	備考
当事者によるデータの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>手形に手形文句・支払約束文句・支払期日・手形金額・支払地・受取人名・振出日・振出地・署名届出印の押印</li> <li>備忘録への記入</li> </ul>				手形自体の認証確認 債務者の認証
データの送付・受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>手形の振出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手形要件の確認</li> <li>債権者の署名</li> <li>手形の取立請求</li> </ul>			債権者の認証 債権譲渡の確定
債権・債務の関係終了			<ul style="list-style-type: none"> <li>手形要件の確認</li> <li>署名・届出印、残高の確認</li> <li>残高引落</li> <li>入金</li> </ul>		

(2) 電子手形基本決済タイプ（センター登録タイプ）

取引ステージ	原取引の債務者	原取引の債権者	登録センター 兼 銀行	確認手段・内容	備考
取引開始の初期登録	口座開設申込書 （当座勘定取引契約）  ソフトのインストール		<ul style="list-style-type: none"> <li>身元確認</li> <li>資産状態</li> <li>信用状況</li> <li>当座預金契約の締結</li> <li>ソフトの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登記簿謄本・印鑑証明・訪問確認</li> <li>営業内容・資本金・建物等・経理内容・銀行取引</li> <li>人物、手腕・過去の手形、小切手事故</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネット上だけで申込が完了できるか</li> <li>当座勘定取引契約適用（法）</li> <li>手形法に代わる EC 用約款契約必要性</li> <li>ソフト製作、配布の費用</li> </ul>

取引ステージ	原取引の債務者	原取引の債権者	登録センター 兼 銀行	確認手段・内容	備考
データ媒体フォーマット 入手	手形番号を控える 厳重に保存			<ul style="list-style-type: none"> <li>当座勘定規定・手形用法・当座勘定入金帳・手形帳の交付</li> <li>整理（確認資料・印鑑届・手形用紙交付管理表・当座取引協議書・当座開設屋情報・手形受取書）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当座勘定規定・手形用法適用（法）</li> <li>手形帳として配布 or 利用の都度取得</li> </ul>
当事者によるデータの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>手形に手形文句・支払約束文句・支払期日・手形金額・支払地・受取人名・振出日・振出地・署名届出印の押印</li> <li>備忘録への記入</li> </ul>				手形自体の認証確認 債務者の認証
データの送付・受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ移転指示</li> <li>手形の送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手形要件の確認</li> <li>債権者の署名</li> <li>手形の取立請求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手形要件の確認</li> <li>データの更新</li> </ul>		債権者の認証 債権譲渡の確定
債権・債務の関係終了			<ul style="list-style-type: none"> <li>手形要件の確認</li> <li>署名・届出印、残高の確認</li> <li>残高引落</li> <li>入金</li> </ul>		

4.3.2.3 電子決済タイプC：電子振込取引プロセス詳細

取引ステージ	振込依頼人	受取人	依頼人仕向支店	受取人被仕向支店	本人確認・データ正当性確認手段
初期登録	代表、引落預金口座開設 氏名住所、届出印、特約書 口座番号 インターネットサービス申込 代表口座、暗証、登録口座 認証入手 PCソフトインストール	受取口座開設 依頼人と同じ 口座番号通知	口座番号採番 口座開設申込書 利用登録 申込書 認証 ソフトウェア提供	受取口座番号採番	本人確認・データの正当性確認手段 本人確認公的書類
フォーマット入手	インターネットアクセス データ仕様書		受付画面 データ仕様提示		全銀フォーマット等に準拠
データ作成	インターネット画面入力 電子データ作成 振込人名、金額、扱区分 受取口座番号、口座名義 振込指定日				都度振込が可能
データ送付	振込結果（E-Mail等）		電算センター送信 暗証等照合による 本人及びデータ正 当性確認 受取書、結果明細		公衆回線（顧客 > 電算センター） データに付随する暗証等

取引ステージ	振込依頼人	受取人	依頼人仕向支店	受取人被仕向支店	本人確認・データ正当性確認手段
データ受領				電算センター処理 残高確認、引落 預金口座記帳 本支店為替、預金勘定	システム自動入金分は入金通知して終了 自動入金では一連の手続をCPU処理
関係終了 入金確認 入金通知 (必要先)		記帳による確認 入金通知受領  入金明細検索		口座確認 自動入金不能分端末入金 入金通知 (電話・E-Mail) 入金明細提供(FB)	口座検索、口座番号、氏名一致の確認 口座、金額、振込人入力 届出電話番号、アドレス  公衆回線、受取人PC

#### 4.3.2.4 電子手形小切手交換所取引プロセス詳細

	持込者	持帰者	クリアリング機関	決済機関	確認	備考
初期登録	クリアリング機関の参加資格を取得	同左			登記簿謄本・印鑑証明・訪問確認	保証金のあり方については現状と同じ
	保証金の差入れ				営業内容・資本金・建物等・経理内容・銀行取引	
	認証書の申込み				人物、手腕・過去の手形、小切手事故	
			認証書の発行、メールボックスのアクセス認証(暗証番号等)の交付			

	持込者	持帰者	クリアリング機関	決済機関	確認	備考
フォーマット入手	←		フォーマットの規定			
データ作成	規定フォーマットに従った個々の交換データにデジタル署名を記入				デジタル署名	持込者が新たに作成するデータの他に第三者から取得したデータもありうる。
	交換データ全体に対してデジタル署名を添付して送付		→		デジタル署名	
	送付データに関する記録の保存 ←		持込者のデジタル署名を確認し、受領書を送付			
			個々のデータに対してデジタル署名を施した処理を添付した上で、該当する持帰者のメールアドレスに保管			
			交換尻を算出			

	持込者	持帰者	クリアリング機関	決済機関	確認	備考
受領		メールボックスへのアクセス認証を経た上で、メールボックスから交換データを受領 受領書の交付 交換データの精査	→		アクセス認証	
債権・債務の終了			定められた時限ごとに、各参加者の交換尻の口座振替を請求するデータを、デジタル署名を添付し、決済機関に送付 ←	受領書の交付 請求データに基づき参加者の口座を振替	デジタル署名	時限の間隔については、コストと効率性の観点から検討を要す
異例処理		不渡、混入の場合には、クリアリング機関を通じて、一定時限までに交換データにデジタル署名を添付して逆交換	→			時限の間隔については、コストと効率性の観点から検討を要す

#### 4.4 電子取引プロセスと電子決済手段との相関

作成した企業間電子取引プロセス案と電子決済手段案の企業間電子決済取引モデルとしての相関は、次の<図 4-4 取引プロセスと決済手段の相関関係>に示すとおりである。

例えば、製造業におけるグループ企業等特定企業による継続取引の場合は、上記企業間電子取引モデル案の取引タイプBを基幹とする。そして、決済は、従来の手形決済の発展型とでもいうべき、企業間電子決済モデル案における当事者間でのみ有効な電子価値(電子マネー)を交換することで決済を行う決済タイプBと決済センター機能を融合させた電子決済システムとの組み合わせが、合理的であると想定できる。

なお、これらは最大公約数的な概念を形式化したものであるので、多種多様な取引形態の存在する実取引においては、そのTPOに整合させて細部まで具現化した形態を構築する必要があることは言うまでもない。

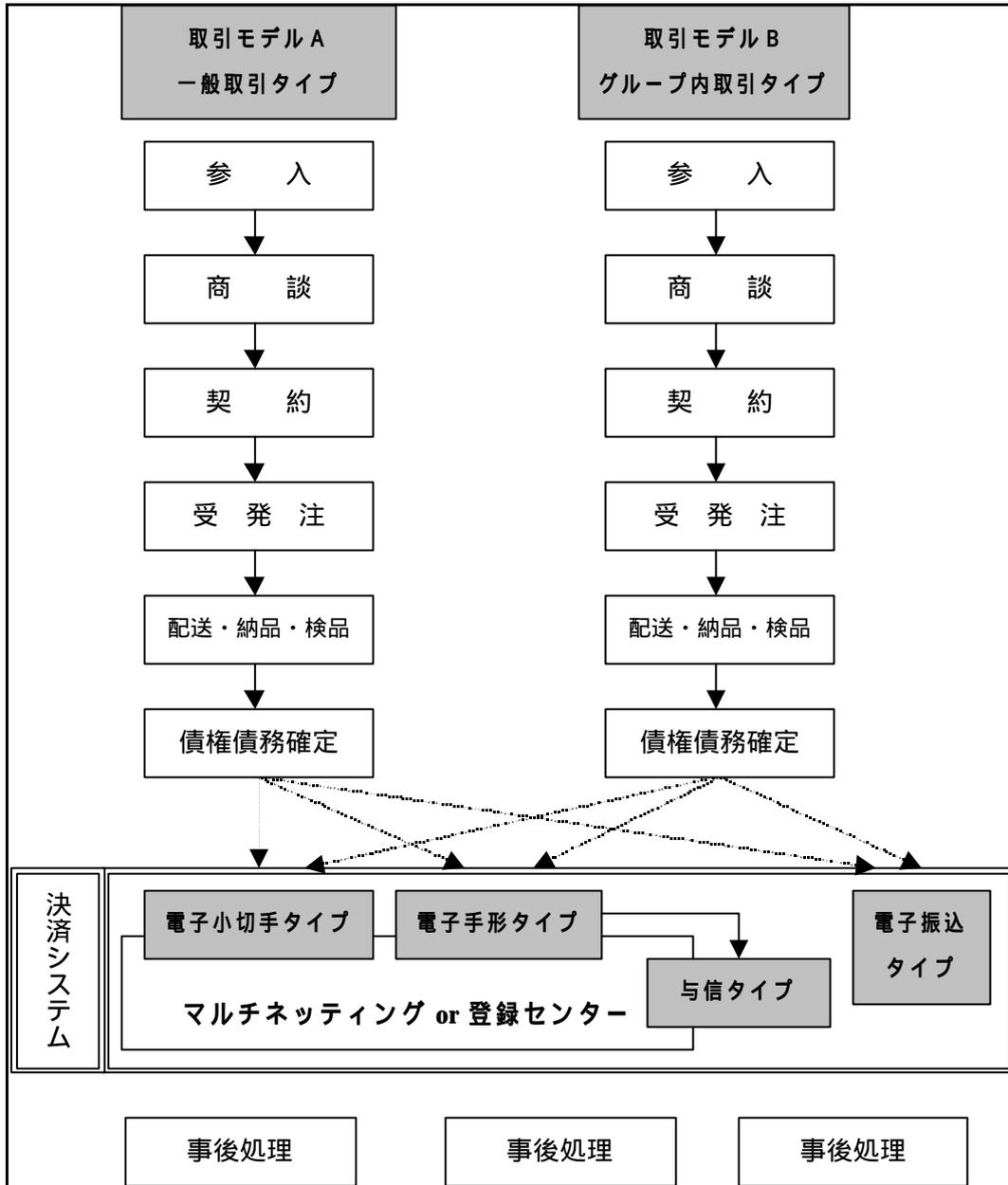


図 4-4 取引プロセスと決済手段の相関関係

## 5 電子決済システムに対する企業ニーズ調査と分析

### 5.1 ニーズ調査の概要

#### 5.1.1 調査目的

電子決済システムの普及の観点から、企業が必要としている決済機能を抽出することによって企業ニーズを掌握する。

そして、作成した電子決済手段が有するであろう機能との整合性を検討する。

#### 5.1.2 調査対象

複数の業種業態の組合や企業として、個々の業界における概要把握のために業界団体や、実態把握のために個別企業を対象としたが、時間的な制約があり実施企業数 27社と絶対数の不足は否めない。

表 5-1 企業一覧

業種	社数	備考
製造業（総合電気）	2	
製造業（通信関連）	2	
製造業（アパレル関連）	3	婦人服飾 紳士服飾
建築業（ゼネコン）	2	
不動産業（仲介・販売）	1	
小売業（スーパー）	2	全国チェーン
小売業（CVS）	3	全国チェーン
小売業（専門店）	2	紳士服チェーン
小売業（書籍販売・ホビー）	4	チェーン、単独店
金融業（銀行・クレジット）	5	都銀・銀行系、流通系、信販系
業界団体	1	流通関係（EDI標準化を推進）

### 5.1.3 実施方法と内容

下記の項目についてヒアリング方式で行った。

- 主な決済手段とその構成
- 決済サイクル
- 決済と周辺業務の実態
- 決済に付加されるべき機能
- 決済の電子化のニーズ
- 決済の電子化に対するメリット
- 決済の電子化に対するデメリット
- 決済（業務を含む）の電子化の進捗あるいは導入予定
- その他電子決済に対する意見や要望

## 5.2 企業ニーズ分析

### 5.2.1 ニーズ概要

現在、日本の企業が取引先との決済に日常的に使用している決済手段は、手形決済に代わってF B決済が7割を占めることが、今回の調査でも明らかになった。つまり、企業の大半はすでに電子決済に移行している勘定になる。ただし、振り込み送金のすべてがF Bで行われているとは限らないし、そもそもF Bが電子決済手段か否かの議論はあるが、ここでは送金手続きにおいて電子化されていることが事実であることから電子決済手段と捉えることとする。しかし、現実企業は、決済手段を複数用意して、そのT P Oに最も整合する決済手段を使用しているのである。その決定要因は、古くからの業界や市場の慣習やルールの存在である。

決済市場は、債務者が主導する市場であることが決済サイトの調査から浮き彫りにされたが、これは売り手企業と買い手企業の企業規模からくる力関係に左右されているのである。

また、決済プロセスにおける業務は、前後の様々な業務プロセスと深い関わりを持っており、企業は周辺業務を含めた効率化を視野に入れている。その手段の一つが、電子決済手段の導入である。さらに、本来は財務業務である資金調達や資金運用までもを付随業務として位置づけていることが明らかになった。これは、すでに一部のグループ企業ではグループ内銀行< 図 5-1 グループ内銀行概要図 >を設置して実現しているものである。

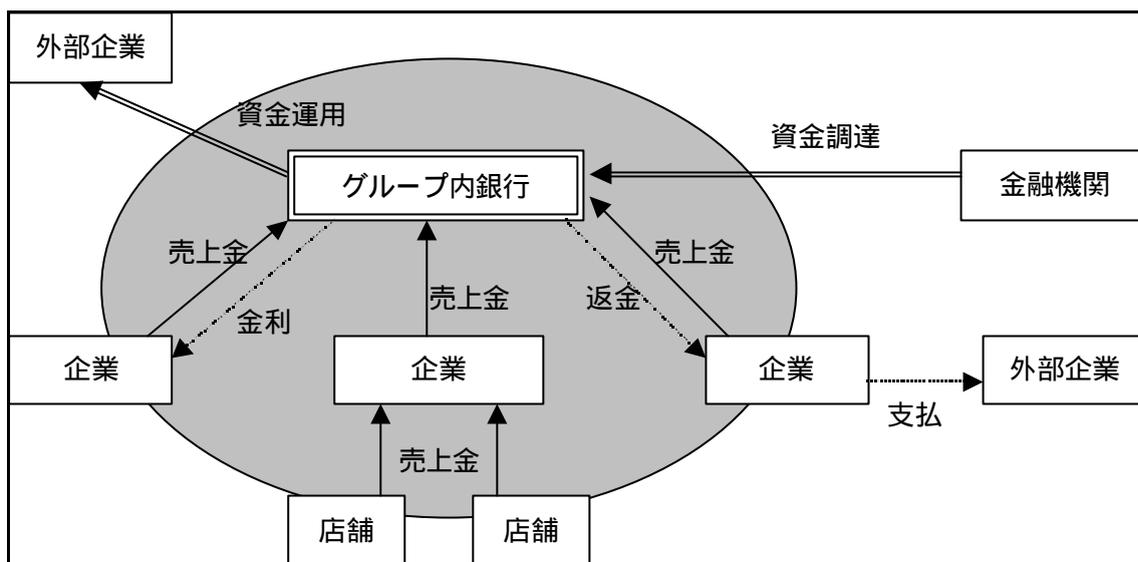


図 5-1 グループ内銀行概要図

電子化のメリットについては、一般的に想定されている電子化のメリットがそのまま反映されている。

同様にデメリットについても、導入コストなどある程度想定された項目が反映されているが、普及の鍵は、未導入企業の持つ未知のものに対する漠然とした不安の払拭と、汎用性の拡大にある。

個々の決済手段に関しては、以下の通りである。

- 手形

手形決済の市場シェアが低下していることは紛れのない事実であるが、しかし、この現象は手形がなくなること示唆しているわけではないことは明らかである。

手形が、支払手段と資金調達手段の二面性を有していることが企業にとって重要な機能であり、これが手形の普及要因であり、かつ今後の存在要因であることは疑いの余地は無い。

今回の調査により、この機能ニーズは今後も変わらないことが明らかとなり、さらに、手形は現在の形で良いとの意見もあった。これは、手形が流通している業界の極めて保守的な体質によるものと推測される。

- 振込送金

近年、企業や業界におけるビジネスプロセスの効率化が推進され、決済プロセスにおいても例外なく進展している。特に、手形決済における手形振出作業や、売掛金の

照合と消込作業の効率化とそれらに関わるコストセービングが主眼のようである。このような背景において、大手企業を中心に企業間決済手段が、手形から回収マッチング業務を付加価値として利便性を高めた電子的決済手段である F B や C M S（キャッシュマネージメントサービス）等にシフトしている。

- 小切手

現金に限りなく近い機能を持った小切手であるが、一部の企業において取引先企業の金融機関との関係において補完的に使用しているにすぎず、常用している企業は皆無であった。

結論として、今後の電子決済の発展の方向性は、特に大企業が牽引役となって企業全社のみならず市場あるいは業界システムとして構築され、上流から下流までの一連の業務プロセスの中に融合していくものと推測する。そして、電子決済普及の鍵は、中小や零細企業が握っていることが明らかになった。さらに、電子決済の導入は、決済の電子化といった個々のプロセスの電子化ではなく、取引プロセス全体の電子化の流れの中で包括的に行うものであるとの企業の認識であった。

## 5.2.2 データ分析

ヒアリングしたデータを項目別に集計したが、項目によっては複数回答も可とした。

### 5.2.2.1 決済手段別構成比

現在、取引先との間で使用している決済手段の分析であるが、企業においては様々な理由から複数の手段を使用しているのが常であり、日常的に使用している主な手段とした。

F B、現金、手形、小切手の順であるが、F Bが大部分を占めている。小切手については、特定の取引先で取引銀行の関係とのことであった。

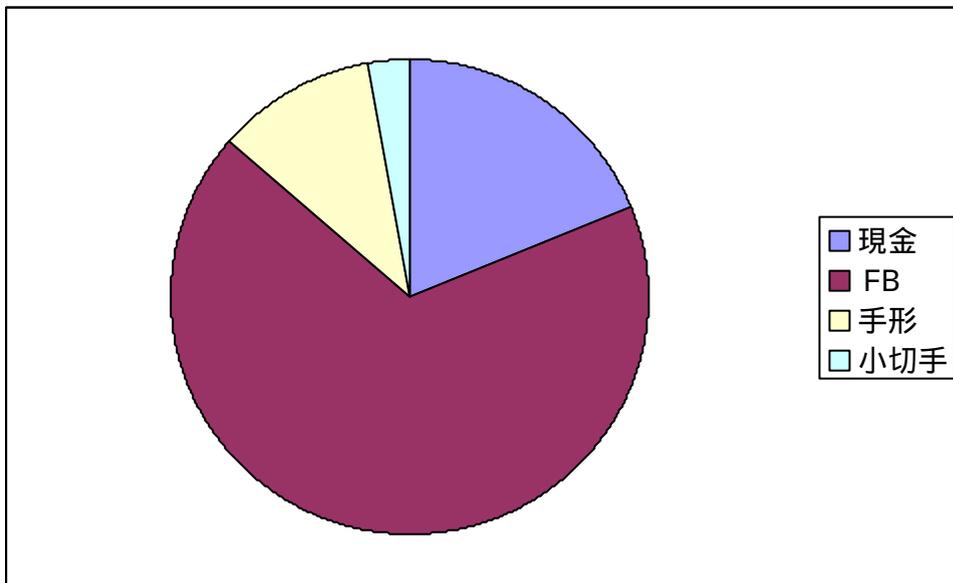


図 5-2 決済手段別構成比

### 5.2.2.2 決済サイクル別構成比

決済サイクルとは、請求から支払までの期間であり、取引頻度や決済手段などの要因により様々なパターンがあるが、ここでは単純に請求の締め日に対する支払期日とした。

週1回や月払い(1~2回)が大勢を占めており、実質の支払いサイトは10日から45日間に及ぶであろう。

さらに、手形決済の場合の現金化は、手形の決済サイトによって決定されるので、実質は数ヶ月後になるわけであり、債権者企業の状況によっては手形割引が利用され

る所以である。

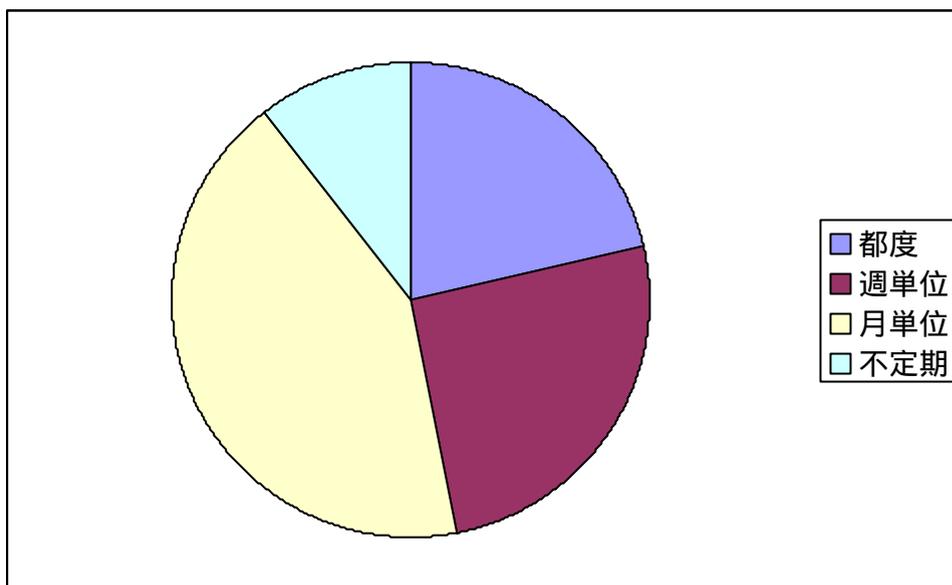


図 5-3 決済サイクル別構成比

#### 5.2.2.3 決済周辺業務

決済プロセスにおける業務は、支払いや入金処理業務のみならず、前後の業務プロセスと深い関わりを持っている。

例えば、債権者企業における請求書発行業務は、受注伝票と出荷伝票と受取伝票を突合して、契約書から商品単価や取引条件を照合したうえで作成し発行する必要がある。さらに、入金後は、入金額と請求額の突合と、それぞれの勘定科目への充填と消し込み作業をとまなうものである。

このような観点から、債務者企業と債権者企業のそれぞれの立場から決済業務に付随する周辺業務を抽出して分析した。

ここで注目すべきことは、債務者企業が本来経理業務ではない財務業務たる支払いに対する資金調達を付随業務として位置づけていることである。

(1) 債務者企業決済周辺業務

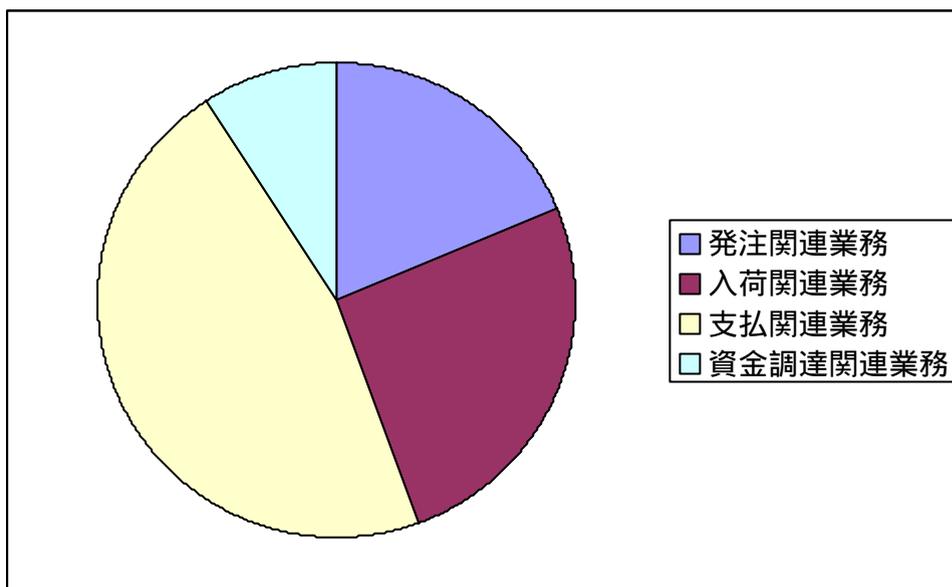


図 5-4 債務者企業決済周辺業務

(2) 債権者企業決済周辺業務

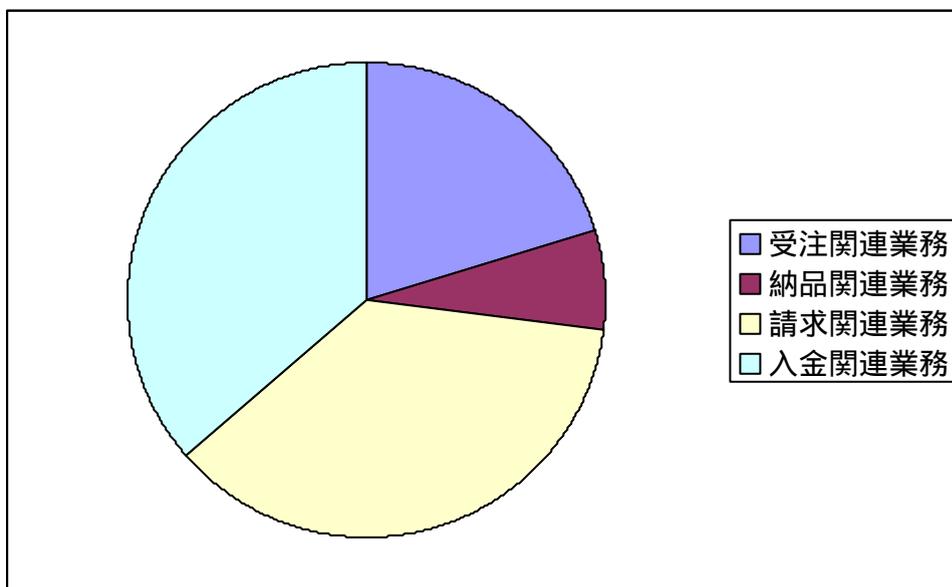


図 5-5 債権者企業決済周辺業務

5.2.2.4 決済電子化のニーズ

決済の電子化の必要性についてであるが、2社において不必要との回答を得た。これは、

当該企業の事業規模と属する市場環境との関連が大きいと推定され、< 5.2.2.6 > や < 5.2.2.7 > とに連動している。

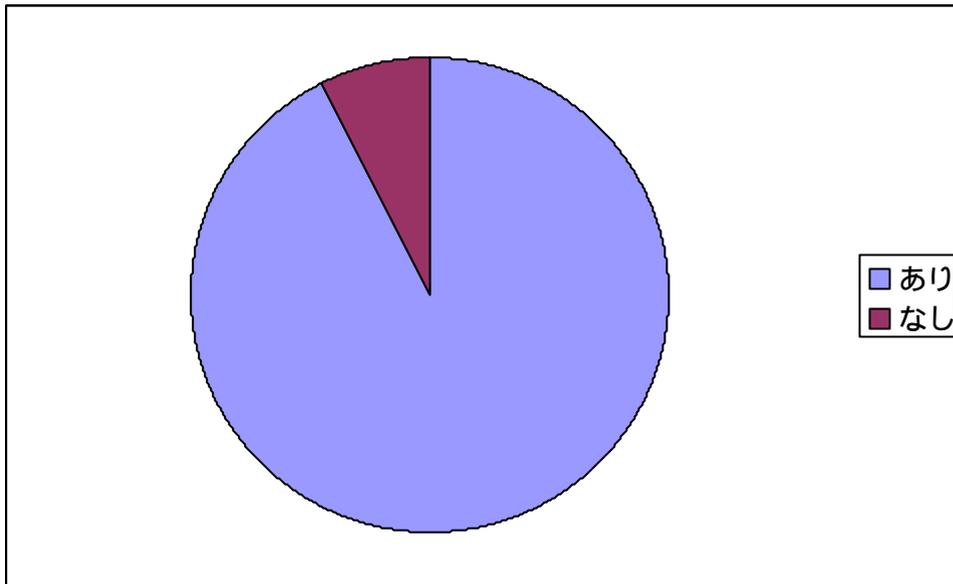


図 5-6 決済電子化のニーズ

#### 5.2.2.5 決済電子化のメリット

電子化のメリットについては、それが F B にしろ、何らかの形で電子的決済手段を導入している企業が回答したもので、一般的に想定されている電子化のメリットがそのまま反映されている。

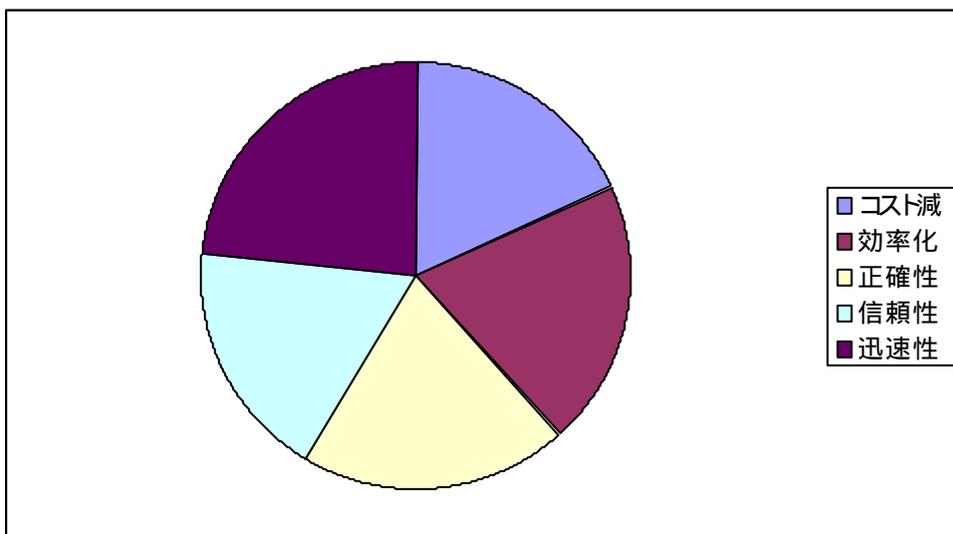


図 5-7 決済電子化のメリット

#### 5.2.2.6 決済電子化のデメリット

デメリットについては、導入コストや汎用性など、ある程度想定された項目が上位を占めている。しかし、普及の鍵の存在は、必然性や馴染めないといった未導入の企業の回答から伺い知ることができる。これは企業に関わらず、電子商取引に対する一般的な受け取り方（漠然とした不安）と類似していることに留意すべきである。

企業の大半は中小や零細企業であり、これらの企業群における電子決済の導入が不可欠であり、今後の市場育成と啓蒙の対象であろう。

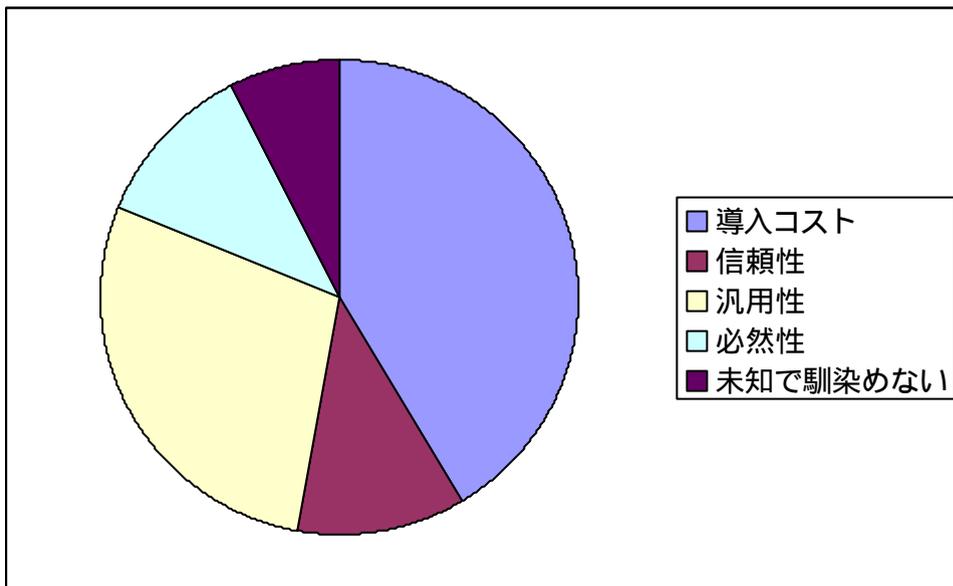


図 5-8 決済電子化のデメリット

#### 5.2.2.7 決済電子化の進捗状況

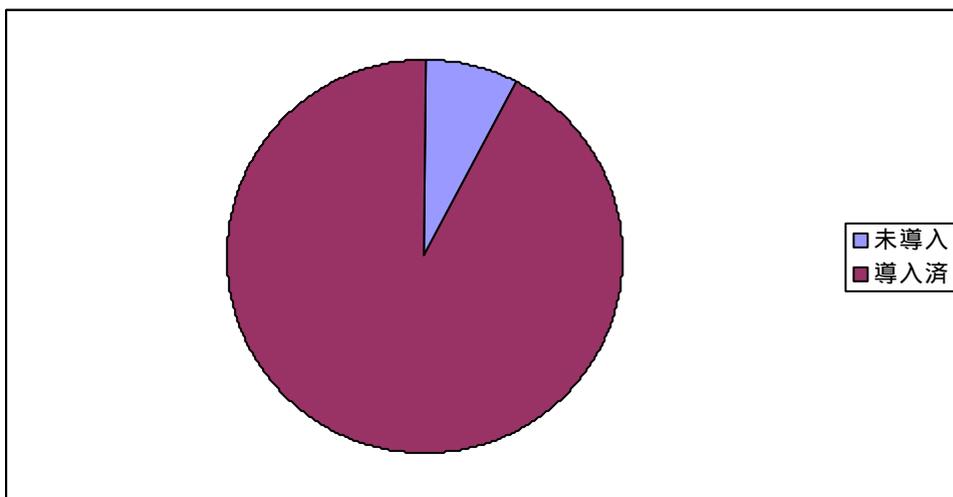


図 5-9 決済電子化の進捗状況

(1) 未導入企業

未導入企業における今後の方向性であるが、進んで導入しようとの感触ではない。

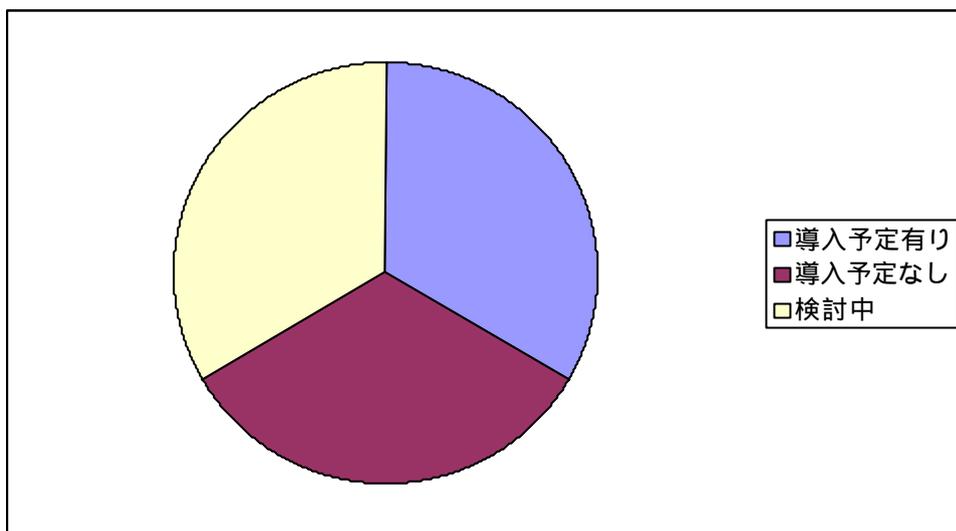


図 5-10 未導入企業

(2) 導入済企業

導入済み企業においては、全社システムとして導入されているところは一部であり、大半は単独の仕組みである。

しかし、将来的には、全社のみならず市場あるいは業界システムとして一貫性を持った仕組みとして構築しよう、との構想を持つ企業や業界が存在したことは特筆に値するものであり、今後の進捗が期待される。

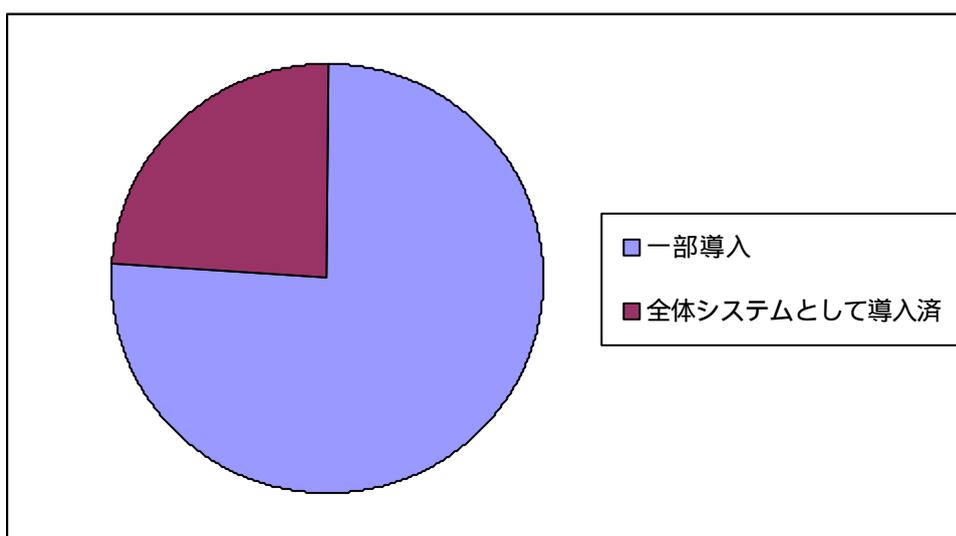


図 5-11 導入済企業

### 5.2.3 その他の意見

ヒアリング項目以外に、決済の電子化に対する様々な意見を頂いたが、その中でも特に興味深い意見を以下に紹介する。

#### 5.2.3.1 肯定的意見

##### ➤ 電子決済の導入動機

例えば、下請け企業の場合では、取引を継続するために発注先企業の仕組みに従わざるを得ず、決済に限らず取引プロセスの電子化が不可欠である。当然ながら、社内システムの見直しや再構築が必要とされたが、結果として効率化が推進され企業としての競争力が備わった。

#### 5.2.3.2 否定的意見

##### ➤ 安全性の確保

特に社内における安全性の確保は、電子化によって担保されるものではなく、不正行為が出来ない仕組みの構築と社内規定による束縛が最も効果的である。

##### ➤ 導入のタイミング

導入に際しては、個社が先行しても効果は少ないと想定する。決済の電子化と言った個々のプロセスごとの電子化が主眼ではなく、例えばEDIによる取引プロセス全体の電子化の流れの中で包括的に行うものである。

##### ➤ インフラ整備と標準化

導入に際しては、自社のみならず取引先も含めて取組む必要があり、相互運用（接続）性やインフラ整備は実用段階に入っているのか？、さらに、金融機関ごとに異なった手段を提唱しているように見受けられるが、将来的にどの手段が標準になるのか？

##### ➤ 人的コミュニケーションの欠如

現在の取引プロセスは、面談もしくは電話による対面取引である。その積み重ねによって信頼感が蓄積される点は重要である。極端な例では、対面の中で次の仕事を受ける事が出来るものであり、既存の商習慣をどのようにして新たな電子化プロセスと融合させるかが重要である。

## 6 電子決済手段の課題抽出と解決策の検討

### 6.1 電子取引プロセス全体に関わる課題と解決策

#### 6.1.1 情報流と債権・債務確定のタイミング

電子取引プロセス全体に関わる取引情報流の並列化と債権・債務の確定のタイミングが重要なポイントとなるであろう。

例えば、基本取引データとも言うべき契約にもとづいた商品データベースと自動発注システムで生成された発注データが取引データとして確定して、並列化できるタイミングである。これには、発注の対象となる商品の持つ個々の商品特性による影響が大きく、標準化は困難で、取引対象物の特性に応じた債権・債務確定プロセスの検討が必要である。

方法として、一応の標準化を行い個々には事後処理で対応する選択肢も有り得るが、個々の作業効率や処理コストとの相関関係で決定されるであろうし、取引情報流の並列化を絶対条件とするのではなく、全体の取引プロセスの効率化を優先するべきである。

新たな論点として、取引の信頼性のさらなる向上の観点から認証制度を活用した取引対象となる商品やサービスのクオリティの保証は可能か？ 換言すると、「提供する商品などに対する品質保証」をポリシーとした認証機関が存在し得るのか否かが浮上した。

#### 6.1.2 取引の信頼性確保の要件

取引プロセスの電子化における法的な視点からの議論は行っていないが、これは取引当事者間の契約において補完し得るものと推測する。

ただし、全ての取引プロセスにおいて、電子データ交換による非対面取引が前提となっているが故に安全性の確保が必要条件であり、そのために帳票類の電子化や電子認証とその仕組みを導入する必要がある。しかし、これら電子データや電子認証制度が証拠能力を有するものとして法的に認められることが前提となる。さらに、第三者対抗要件の具備が必要とするケースのように、当事者間契約の限界も十分考慮する必要がある。

### 6.2 電子決済手段に関わる課題と解決策

#### 6.2.1 電子手形

##### 6.2.1.1 企業ニーズ視点

電子手形に対する企業ニーズは、現行手形が持つ機能再現とローコストオペレーションである。

前者には、支払手段と資金調達の機能があり、支払手段として電子手形に実装される機能には手形と同レベルの信頼性の確保が必要不可欠であり、この信頼性は法律的裏付けで担

保されるものである。

後者の、ローコストオペレーションには電子化による本質的なメリットである「取引の迅速性」、「データの正確性」、「データ伝達の確実性」、「ペーパーレスによるコスト削減」によって実現され得るものであるが、一方で手形に掛かる印紙税を示唆したものであることに留意する必要がある。

更に、他の決済手段と同様に、電子化によって決済に付帯する業務を処理できる機能を付加することも望まれるが、反面、手形決済スキームの独自性や法的要件等から、機能が制限されるあるいは実現困難となる場合が生じる可能性もありえるであろう。

以下に、企業ニーズの実現に対する課題とその実現方法について、法律的視点からあるいは国際化の進展を視野に入れた国際標準視点など、複数の視点から述べる。

#### 6.2.1.2 法的視点

電子手形は手形法に定める手形の基本要件は満たさない。ここでいう電子手形は、特定の情報を記載した電子データにより抽象的な金銭債権を表彰し、支払の確実性と流通性の確保である手形の機能を実現しようとするものである。

しかし手形法では、手形と言う有価証券（書面の使用）が前提となっており、電子データのみにもとづく電子手形に対しては、現時点ではその適用が及ばないと考えるのが妥当である。したがって、手形における支払の確実性と物権法規範に従った簡易かつ迅速な裏書譲渡による流通性の確保は法的に担保されず、電子手形における裏書譲渡は、支払が電子手形債権の弁済期に電子手形の最終権利者に対して行われる、電子手形債権の指名債権譲渡である。

指名債権譲渡であるが故に、第三者に対抗するためには、民 467 条 2 項に定める確定日付のある通知または承諾といった第三者対抗要件の具備が不可欠である。

しかし、電子手形における電子裏書ではかかる効力は認められず、電子手形の振出人から事前に包括的承諾を得ておくことも想定できるが、判例によると事前の包括的承諾による第三者対抗要件の具備は認められていない。さらに、98 年に施行された債権譲渡特例法による電子手形の裏書譲渡を法務局に登録する方法が考えられるが、本特例法における登記要件である裏書譲渡がなされた都度必要書面による法務局への申請手続を考慮すると、電子データによる簡易かつ迅速な処理という観点とコスト面からのメリットが著しく損なわれ、現実的ではない。

その他、個々の裏書譲渡を登記するのではなくある程度一括して登記する方法が想定できるが、本取引の関係当事者が多数におよび、かつ当事者間を転々流通するであろうことが

ら、譲渡対象となる債権の確定が困難になり、有効な第三者対抗要件とは認められない可能性が高い。

#### 6.2.1.3 機能視点

電子手形が法的に適用されないのであれば、原型である手形が本来有する機能と効力を、当事者間契約や他の手段との併用により、どの程度実現し担保し得るのかである。

手形は、支払や送金的手段としてのみならず、資金調達を目的とした信用的取引作用も重要な機能であり、二面性を有している。

手形を純粋な決済手段として着目すると、その機能は支払いの確実性（無因証券性、免責証券性、人的抗弁の切断、裏書人の担保責任、不渡制度）に他ならない。本機能は、電子手形においても当事者間契約における制裁や免責規定等において、ある程度の類似効果を得ることは可能であるが、手形訴訟（民訴 350 条以下）による簡易な債務名義の取得が不可能である等裁判における簡便性は損なわれる。

次に、手形の資金調達としての機能である流通の確保（文言証券性、無因証券性、人的抗弁の切断、資格授与的効力）に着目すると、支払いの確実性と同様に、当事者間契約において裏書譲渡を自由とすること等によりある程度の類似効果を得ることは可能である。しかし、電子手形の裏書譲渡に関しては、法的視点で記述した如く、現行法上指名債権譲渡と見なすのが支配的で第三者対抗要件の具備が困難であり、特定契約当事者以外の第三者の関与に際しては対抗できない可能性が高く、流通の安全性確保の観点からは問題である。

また、特定当事者間において、前記機能を実現した取引スキームを構築して契約と約款により規定し担保しても、当該電子手形の流通範囲は特定契約当事者間に限定され、手形本来の流通市場は望めず信用的取引作用としても限界を生じ、事実上困難となり得る。現象面として、当然ながら当該電子手形は、契約を締結した特定当事者間以外の市場では機能し得ないものであり、当該契約者以外の第三者による訴訟行為や国税局による強制執行等のような特定当事者以外の第三者の介入に対して、何ら対抗し得ないものである。

#### 6.2.1.4 機能の実現方法

手形が有する決済機能および流通あるいは資金調達機能の電子化は、暗号通信と電子署名による電子認証システム等のインフォメーションテクノロジーを活用することにより技術的には実現可能である。

しかし、それはあくまでも実現する機能を、仕組みとして捕らえた技術的な裏付けの範囲のことであり、後述するように、法律や制度として担保され裏付けされたものではない事

は明らかである。換言すると、手形は手形法により定められた記載事項を記述した有価証券によってはじめて機能し得るものであり、単に手形の記載事項を単なる電子データに置換えて、その取引プロセスを電子化して機能を実現しても、手形本来が具備する取引の信頼性までは実現し得ないものである。

それでは、いかにすれば電子的に実現した機能に信頼性を付加し得るのかである。手形のデータを単に電子化して当事者間でやり取りすることは困難ではないことは既に述べたとおりであるが、問題は支払の確実性をどのようにして担保するかである。一つの方法として、決済機能は、E D Iの延長線上において中央登録センターに対し送金データを登録することにより、E D Iによる送金機能と送金による支払機能により実現できる。同様に、流通性の確保に関しても、当事者間において、中央登録センターに対し送金データを集中登録して、予め定めた期日に決済する事と当事者間では互いに通知することなく転々流通する事と、さらに決済機関たる中央登録センターにおいてまとめて債権譲渡登記をする旨を約款に定めておく。そして、当事者以外の第三者介入等の際には、中央登録センターは速やかに内容証明を発送する等の対抗措置を講ずる事によって機能を法的にも担保することが可能であろう。

このように、手形のスキームや名称に拘らず、電子決済手段単体での実現が困難であれば、同等の機能を代替する他の電子決済手段との複合によって補完して、更にプラスの機能をどこまで実現し得るのかである。そして、その電子決済スキームは、実現し得た機能の信頼性と電子化の本質的なメリットとのバランスが最も重要であることは明らかである。

#### 6.2.1.5 機能の担保方法と当事者間契約とその限界

必要な機能が、法律的根拠に裏付けされて完全に担保され得ない場合、当事者間契約によって補完して担保する方法を採るのが現実的である。つまり、機能を機能で担保するのである。

しかし、この方法は適応範囲が限定されることと、当事者の主体性とモラルに対する依存度が高く、全てが契約の道筋に沿って運ぶ保証はなく、多分にアナログ的な処理方法である。当事者間のナレッジの蓄積度が高い程、取引の円滑な進行に貢献できるルール作りの土台として期待できるであろう。

そして、これは仮に全ての機能に対するルールが法律的裏付けによって、担保あるいは規定されていたとしても、そこに人が介在する以上デジタル的処理で終始するわけではなく、アナログ的処理に委ねられる部分が確実に存在するものである。

以下に、契約とそれに係わる約款を検討し作成するに際しての留意点を列挙する。

- (1) 目的を明確にする（基本理念）
- (2) 当該取引の課題の本質を明らかにする
- (3) 契約において規定すべき事柄は何か（絞り込み）
- (4) 約款において記載すべき条項は何か（明文化）
- (5) 罰則規定の実体としての効力性
- (6) 悪意のみならず、善意の第三者に対抗し得る方法は・・・約款上の利害関係人以外の第三者が、関係するケースの想定（破産、税務当局等）
- (7) 取引全般に対する安全性を確保するために、各当事者が施さなければならない必要な措置は織り込まれているか

#### 6.2.1.6 法制度改正視点

現行法の範囲内で検討するか法改正を視野に入れるかであるが、現時点では、現行手形法の範囲内での検討が現実的であろう。

法改正を視野に入れた場合、単に手形法の範疇に留まらず、電子データの証拠能力と有効性、電子認証制度、電子登記制度等が関連して広範囲に拡散する事が予測され、与えられた時間内での解決は困難である。さらに電子商取引に関連する法的論点の進捗を鑑みるに、甚だ即効性に欠けていると判断せざるを得ない。

このような状況下において、法改正視点からの解決方法は、現行法の範囲での電子手形取引スキームを前提として実装した機能を、実運用と技術により担保し補完できる範囲と、それにより派生するであろうリスクを明確にしたうえで、取引スキームを再構築するのが現実的である。また、実現性の観点からは、例えば電子手形特別法等といった異なった概念による立法措置を講じることが有効であると推測する。

あえて法改正の視点から言及すれば、電子手形に限らず電子商取引においては電子データの扱いに尽きるものである。

もし、法改正を視野に入れた場合、国際法規との整合にどう対処すべきかであるが、わが国で最も流通している約束手形は、国内事情が反映した日本独特なビジネス市場に整合した決済手段である。

仮に、日本において法改正がなされてもその影響範囲は日本国内のみであり、約束手形が流通しているビジネス市場の実情を考慮してそれで良しとするのか、あるいは国際流通性の観点から国際法規との整合性を必要とするのかの見極めが必要である。

#### 6.2.1.7 国際標準視点

わが国における約束手形の流通市場は、そのビジネス市場性から、国内に限定されているあるいは限定せざるを得ないのが実情であろう。そうすると、果たして、国内建設業界や国内業者を取引相手とする商店事業者等のビジネス市場の担い手にとって、その決済手段である約束手形に国際標準化された国際性が必要なのかは疑問である。

現在の国際取引市場における国際決済システムの電子化は貿易金融 E D I の範疇において検討が進んでおり、複数のプロジェクトによっていくつかのプロトタイプも発表されている。これらは貿易手形の電子化をベースとしているのではなく、あくまでも貿易流通性書類（情報）の電子化が目的であり、そのプロセスの一つとして決済が位置付けられている。

さらに、国際決済市場を視野に入れる場合には、米国や欧州の動向が重要なファクターであり、目を向ける必要がある。これら諸国における企業間決済は、小切手決済と金融機関を媒体とした振込送金がシェアを占めており、手形決済を常用している企業や事業者は皆無であろう。特に米国では小切手の電子化に対して積極的に取り組んでおり、その内容については次項の電子小切手で述べる。

上記のような現状において、国際間における手形決済のシェアは、日本（日本においても、約束手形から振込送金にシフトの進展により、現在は一部の業界に限定されている）とアジアの一部の地域においてのみ流通している、きわめて地域性の強い決済手段と位置付けられる。したがって、手形取引機能をベースとして電子化した電子手形も、流通性から見ると、手形機能を必要とするビジネス市場が存在する地域に限定した手段であり、国際決済手段のスタンダードとはなり得ない公算が強い。

#### 6.2.1.8 決済のオープン性視点

##### (1) 決済ネットワークのオープン性

手形の利用側面は、実情はともかくとして、その流通性の機能から本質的にはオープン市場にあると言えるが、電子手形となると、手形機能を実装したある程度の信頼性を確保する必要性から前述したような取引スキーム上の制約が存在し、結果としてクローズドな流通市場に限定せざるを得ない。

しかし、インフラ整備の観点から、電子手形決済システムの構築に際して（既存ネットワークを流用する場合は別として）新たに専用のクローズドネットワークを構築するの否かについては選択肢が存在するものと推測する。つまり、インフラ整備に要するコスト面と通信ネットワークの信頼性との比較で決定されるであろう。具体例としてはネットワーク規模や取引頻度（トランザクション数）や決済金額等の要因に

より特定は出来ないが、独自ネットワークを構築するコスト負担を考慮すると、インターネットのようなオープンなネットワークに独自の安全措置を施すことによって相当の信頼性を確保して対応することも十分考えられ、この場合の最大のメリットは、参入と拡大の容易性である。

## (2) 決済行為のオープン性

既存の金融機関以外が決済者となり得るのかである。

例えば、グループ内企業等のようにグループ内や社内決済は貸借勘定だけで処理し、限定された取引と市場での決済が対象であればグループ内銀行等として機能し得るのではないかと、現に、極めて類似した機能を有した仕組みと企業は存在する。そのメリットは、振込や送金手数料等のトランザクションコストを内部留保できる点である。

しかし、決済ネットワークのオープン性と同様に、対象市場が大規模な場合のインフラ整備コストや決済ノウハウを考慮すると既存インフラを流用できる金融機関が担う方が合理的であると推測できる。前例のグループ内企業の例においても、それは特定のサークル内を想定したことであり、サークル外の、例えば異なった企業グループ間や異業界間を横断するような決済が対象範囲となると、既存金融機関が担う方が良いのかもしれない。ポイントは、想定される決済代行者が現行金融機関での処理コストより安いコストで決済機能を提供できるのか否かであり、利用する企業や事業者にとっては決済に関わる金融のトータルコストの軽減が実現できれば目的は達せられるのである。

このような観点から推測すると、日常の継続取引に関わる決済はサークル内の決済者の提供する決済システムを常用し、スポット取引や第三者等との決済が生じた場合は外部取引での決済はサークル内の決済者を經由するか、あるいは直接外部金融機関において決済をするような使い分けが現実的である。

## 6.2.2 電子小切手

### 6.2.2.1 企業ニーズ視点

企業は小切手の電子化をニーズとしているのかであるが、調査でも明らかになったように、日本における企業ニーズは皆無であった。

そもそも日本で小切手を使用されるのは、限りなく個人事業に近い企業が多額の現金を移動する際の危険性回避のために使用する場合か、まれに個人が使用する場合のみでこれは多分にステータス的要素が強いものである。このように、企業間決済に限らず日本国内の決済市場において、小切手による決済のシェアは限りなく小さいものである。

このような背景故に、日本では実証プロジェクトは言うに及ばず電子小切手の研究や開発は行われていない。が、しかし、電子小切手は電子マネーとスキームが類似していることもあり、電子小切手という形態ではなく、例えば小切手が持つ携帯性や短期信用作用の機能が他の電子決済手段である電子マネーと融合された形で導入される可能性がある。

#### 6.2.2.2 法的視点

電子小切手の法的論点は、電子手形における手形法との関連と同様に、小切手法との関連が最も強いものである。これは、電子手形で述べた<法的視点 6.2.1.2>に包括されるので省略する。

#### 6.2.2.3 機能視点

電子小切手として実現すべき機能は何かであるが、企業ニーズが存在しない以上その想定は意味がないが、前項で述べたように電子小切手の機能がスキームとして他の電子決済手段と融合され実体化する可能性が強いものであり、その観点から、小切手が本来有する機能を整理すると、以下の通りである。

- (1) 即時性：小切手は受領すると即時に確認できる（振込の場合は確認が必要でタイムラグが生じる）
- (2) 短期与信作用
- (3) 資金運用：支払側のメリットとして利鞘確保が可能
- (4) 比較的少額取引向き：企業の支払手段としては馴染まない

#### 6.2.2.4 機能の担保方法 当事者間契約とその限界

本項も、電子手形で述べた<機能の担保方法と当事者間契約とその限界 6.2.1.5>に包括されるので省略する。

#### 6.2.2.5 国際標準視点

現時点において、日本の小切手決済の実状から判断すれば、約束手形と同様に国内振出の小切手が海外で流通する可能性は低いものである。

海外に視野を広げると、小切手の取引スキームは世界共通であるが、電子小切手においては小切手先進国である米国の研究と開発のスキームは複数ある（<資料9.3>参照）。

例えば、電子小切手に小切手のイメージデータを取込み添付して配信する方法や、電子データのみ配信する方法がある。傾向としては、政府など官は電子小切手が中心に、民間は

E B P P ( Electronic Bill Presentment Payment ) に移行しているように、必ずしも電子小切手一本槍ではなく、研究開発に幅がでてきている。今後の実用化に関しては、動向を見極める必要がある。

#### 6.2.2.6 決済のオープン性視点

本項も電子手形で述べた<決済のオープン性視点 6.2.1.8>に包括されるので省略する。

#### 6.2.3 電子振込

##### 6.2.3.1 企業ニーズ視点

企業が電子振込をニーズとしていることは、企業の7割強が採用しているという決済市場におけるシェアを見ても明らかであり、既に普及済みといえる。

その要因は、企業や業界のビジネスプロセスの効率化への対応と、決済プロセスにおける経理作業の効率化とそれらに関わるコストセービングであることは既に述べたとおりである。

さらに今後は、機能拡充が求められており、それに応えるべく金融機関が研究を重ねている。

##### 6.2.3.2 法的視点

電子振込は、現在インターネットバンキングが実現されていることから取り立てて議論すべき法的課題は無いと推測するが、現在既に行われているC M SやF Bの実態を掌握して、再度以下の視点から検討したが特筆すべき事項はない。

- 現行法の範囲内で抵触する可能性はないか
  - 特に抵触箇所はない
- 安全性
  - 本人認証(リアルは暗証番号の管理は個人、インターネットは?)と責任主体の明確化と事前告知が必要
  - 企業における本人認証(暗証番号)の管理は、代表印鑑などと同等の厳重な管理体制が必要
  - 暗証番号体系の工夫(桁数と文字との併用)
- 今後の法改正あるいは国際法規との整合性にどう対処すべきか
  - 電子データそのものの取り扱いや電子認証制度の立法化が想定されるが、現時点に

において既に論点として包括されている事柄であり、整合性を保つための調整程度であろう。

#### 6.2.3.3 機能視点

振込送金として実現すべき機能は既の実現しているが、今後に求められている機能は、CMSのように、それぞれの企業や企業グループの特性に整合しカスタマイズした決済に係る周辺業務処理を付加価値として、多機能で利便性を高めた電子決済手段である。

#### 6.2.3.4 決済のオープン性視点

##### (1) 決済ネットワークのオープン性

現在は、クローズドなネットワークが主流であるが、オープンなネットワークについても、金融機関において安全性・コスト・今後のニーズ等の視点から検討している。

決済プロセスが、ビジネスプロセス上の広範な電子データのやり取り（EDI）の延長線上にあるとすれば、今後EDIを導入する企業は対応の必要があり、一部は電子的、一部は紙ベースと二通りの方法を用意するのは非合理的であり、その観点から、フリーアクセス可能なオープンな環境が必要との仮説である。つまり、インターネット振込などのオープンネットワークでの振込が安全性を担保した上で、現在のFB同等かそれ以上のコスト優位性を保てるのであれば普及するであろう。

##### (2) 決済行為のオープン性

決済行為については電子手形の〈決済行為のオープン性 6.2.1.8(2)〉で述べたとおりであり省略する。

#### 6.2.4 電子手形・電子小切手交換所

##### 6.2.4.1 市場ニーズ

電子手形・電子小切手交換所は、当該市場で流通する電子決済手段が有する機能を最大限に活用するための要となるユニットとして構築されるものである。

その観点から、ユーザーである企業のニーズは、特に電子手形・電子小切手交換所に対するニーズではなく、そこで流通する電子決済手段の機能を核とした決済システムそのものに対するものであり、決済システムが円滑に機能すればニーズは満足されるものであろう。

##### 6.2.4.2 法的視点

罰則規定は独占禁止法に抵触する恐れがあるとの意見があるが、詳細は〈7.2〉において、

具体的に取引スキームごとに紹介する。

#### 6.2.4.3 電子決済システムの機能

電子手形・電子小切手交換所の機能は、電子決済システムそのものと言っても過言ではなく、流通する電子決済手段が実現しようとする機能によって決定されるものである。

例えば、手形・小切手交換所の電子化を想定したものである電子手形・電子小切手交換所の機能は、電子手形や電子小切手等の電子交換による決済機能と決済システムの信頼性を確保するための運営機能である。

決済機能に関しては、電子化により現在全国 722 ヲ所に存在する物理的な手形・小切手交換所を廃止して、仮想空間上の電子手形・電子小切手交換所に集約することが可能であり、作業効率やコストの劇的な改善が期待できる。

これは、手形や小切手そのものの電子化が前提となって成立し得るものである。しかし、前述したように、電子データのみにもとづく電子手形や電子小切手は、有価証券(書面の使用)が前提となっている手形法や小切手法に定める基本要件は満たさず、現時点ではその適用が及ばないと考えざるを得ない。これにしがたえば、想定される電子手形・電子小切手交換所は、決済データ交換と現物交換を併用せざるを得ず、現行取引スキームと何ら変わらないものであり、作業効率やコスト改善は期待できない。ここで検討対象とする電子手形・電子小切手交換所の取引スキームは、あくまでも電子データのみにもとづく電子手形や電子小切手による決済手段の実現であり、< 図 7-1 Aタイプ電子手形小切手交換所 > に示すものである。

一方の決済システムの運営機能に関して既存手形・小切手交換所は、市場において流通する決済手段の信頼性確保の観点から重要な機能を担っている。特に、罰則規定(取引停止処分)が明確に定められかつ運用されており、市場における秩序の維持と向上に大きく貢献している。

ここでも想定する電子手形・電子小切手交換所の取引スキームは、後に示す電子データのみにもとづく電子手形や電子小切手をベースとしたものであるが故に、本機能は仕組みとしては実現可能であるが、実際の有効性に関しては次の疑問の残るところである。当該決済市場は限定せざるを得ず極めて限られた範囲での流通性を持つのみであり、この観点から、約款に罰則規定を設けても当事者に対しての抑制力は弱いものであると推測する。

さらにこれは既存手形・小切手交換所にも共通する問題であるが、当該電子手形・電子小切手交換所が、市場拡大策として取引高を増やすために罰則規定による秩序と信頼性確保を前提とした量的拡張主義を採用するか、あるいは品質向上主義を採用するかである。これ

は、電子手形・電子小切手交換所の意志よりも、当該市場の構成要因や形態により決定されるものであると推測する。例えば、グループ企業内や業界内が対象市場の場合は必然的に取引対象となる特定企業が参加すれば要件は満たされることとなり、取引対象外の企業までに拡大する意味はない。しかし、地理的な地域等が対象市場の場合は、その市場は参加企業拡大策を取るであろう事が予測される。

#### 6.2.4.4 電子データの移転方法と管理場所

当該電子取引決済スキームによって、電子データに置換えた価値データの移転方法と管理場所の問題があり、これは使用する電子媒体の種類と共に、電子決済プロセスにおける安全性と利便性とコストに大きく影響するものでもある。

電子データの移転方法と管理場所には、電子データ自体に通貨や手形と同様の価値を認めて、権利の発生や移転や消滅を当事者間の電子データ交換のみに依存する直接授受方式<図 6-1 直接授受方式>と、当事者間の決済情報をネットワーク上に専用に設置した登録所に電子データでオンライン登録して、権利の発生や移転や消滅を一括管理する中央登録方式<図 6-2 中央登録方式>とが想定される。いずれの方法も一長一短がありその取引シーンとコストに整合して選択する必要がある。一般に大きな金額が決済される企業間決済において、取引当事者のリスクと仕組みの安全性を考慮すると、中央登録方式が望ましいと考えられる。

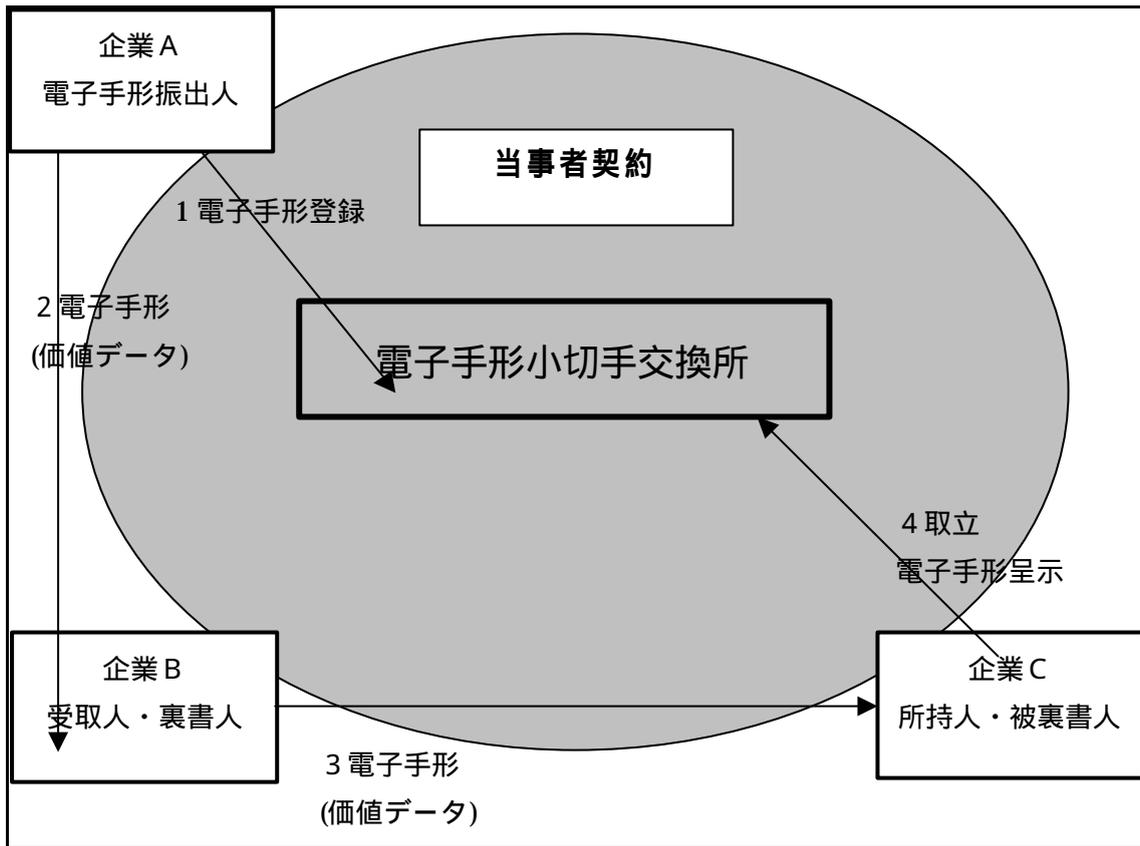


図 6-1 直接授受方式

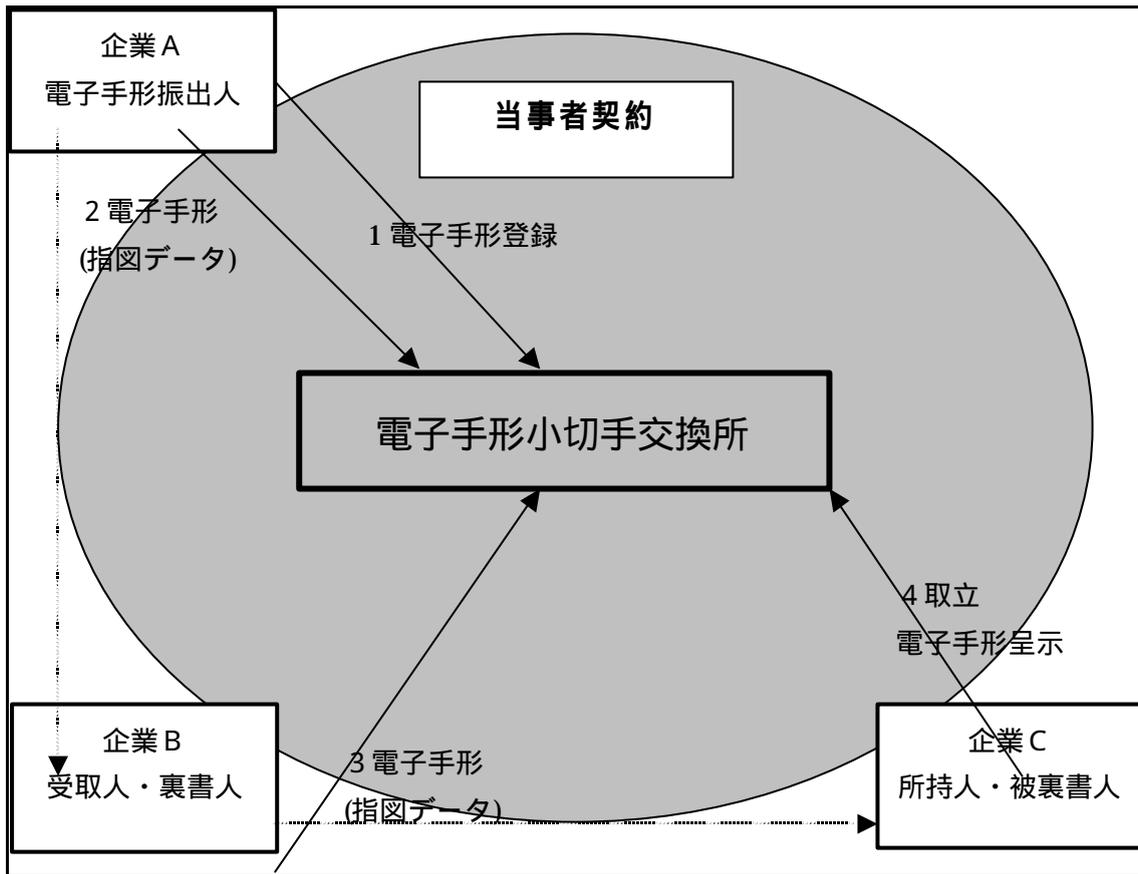


図 6-2 中央登録方式

#### 6.2.4.5 電子媒体の種類

電子媒体の種類は、当事者が振出と譲渡や支払等の決済行為をネットワーク上で電子データ交換でのみ行う場合と、端末機等から IC カードに電子データを入力して IC カードを経由して交換する場合が考えられる。これも電子データの移転方法や管理場所と同様に、取引シーンに応じた安全性や利便性やコスト等で選択を考慮すべき項目である。

企業間決済において、その決済媒体に携帯性を具備する必要があるのか否かであるが、その発注から決済に至るビジネスプロセスから推測すると、その必要性は認められないのではないかと、むしろ IC カードを利用する側面はよりハイレベルな安全性の確保にあると推測する。具体的には、当事者の真正性を確認する電子認証システムや、決済行為に対する特定個人のアクセス権限を規定した ID やパスワード等をチップ上に搭載することにより、成りすましや不正アクセス等の不正取引を防止する安全対策としての有効性が認められる。

#### 6.2.4.6 決済のオープン性

##### (1) 電子決済ネットワークのオープン性

電子商取引における決済プロセスが、そのビジネスプロセスにおいて広範な電子データ交換（EDI）の延長線上にあると考えることが出来る。そのネットワークのオープン性やクローズ性は当該電子商取引スキームによって決定されるものである。

この観点から電子決済ネットワークを捉えると、電子決済ネットワークが当該電子商取引ネットワークに包括されるものと考えの方が合理的である。しかし一方では、全体取引スキームはオープンネットワークであるが、決済の安全性確保の必要性から決済プロセスのみはクローズドな決済専用ネットワークを使用する場合も存在するであろう。

##### (2) 決済者のオープン性

電子決済手段とその決済スキームによるが、特に中央登録所が、中央登録所方式による価値データの管理機能を有する場合には高い水準の安全性と信頼性等の資質要件を問われるわけであり、そうなる则ち決済者のオープン性は損なわれるであろう。

## 7 企業間電子決済取引モデルの作成

これまでの検討結果を踏まえて、以下に具体的な企業間電子決済取引モデルを提示するとともに、各モデルの法的視点からの解説を述べる。

### 7.1 電子手形・電子小切手交換所を核とした決済スキーム

電子データのみにもとづく電子手形などの電子決済手段をベースとした電子手形・電子小切手交換所等における決済には、どのような取引スキームがあるのであろうか、以下に想定できる決済スキームとその機能を示す。

表 7-1 電子決済スキーム表

タイプ	機 能				
	データ登録	データ交換	価値データ発行	認証	取立
A 電子手形 電子小切手					
A+ 電子手形 電子小切手					
B 電子マネー			転々流通なし		
B+ 電子マネー			転々流通有り		
C 債権・債務 相殺	債権・債務データ				
C+ 債権・債務 相殺	債権・債務データ				

7.1.1 Aタイプ電子手形小切手交換所（電子手形・小切手ベース）

<機能> データ登録・交換・認証

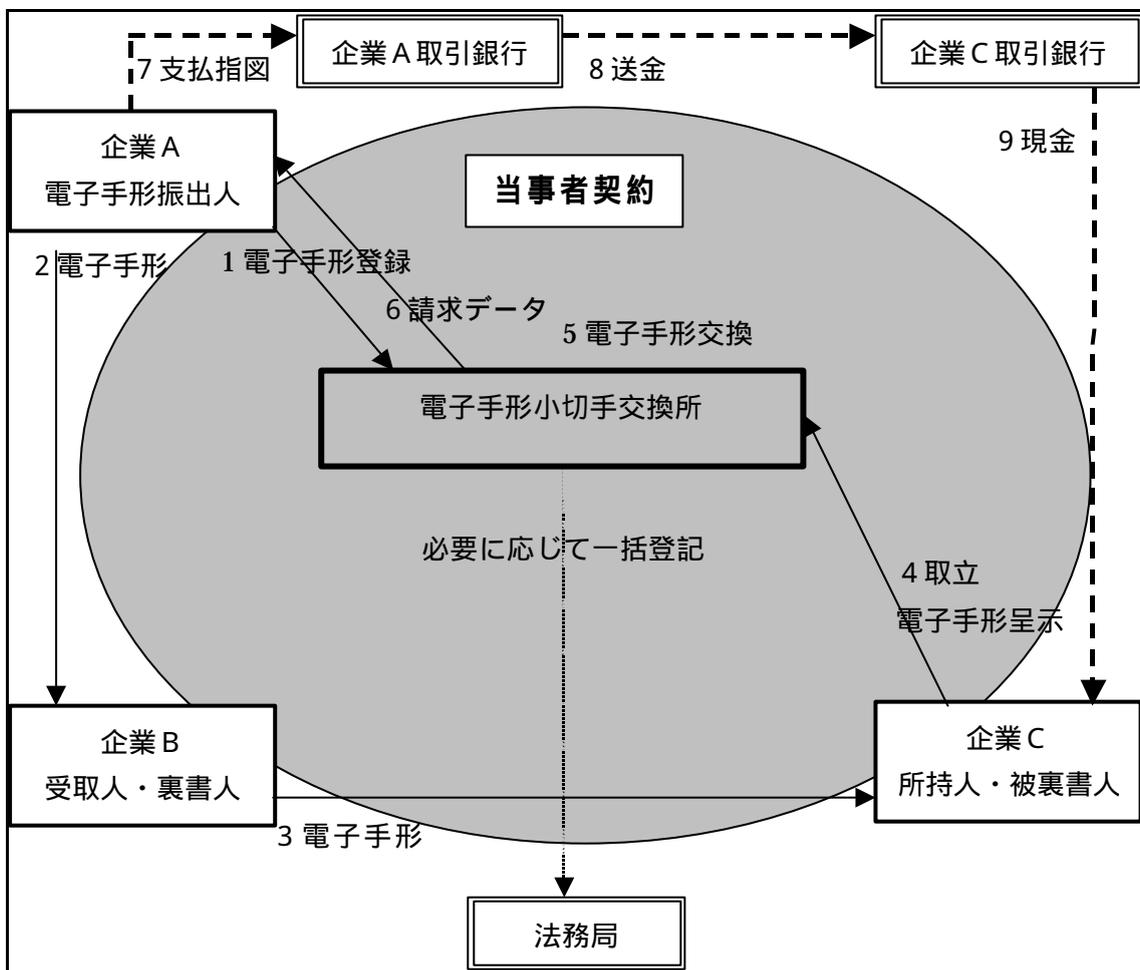


図 7-1 Aタイプ電子手形小切手交換所

7.1.2 A+ タイプ電子手形小切手交換所（電子手形・小切手ベース）

<機能> データ登録・交換・認証・取立

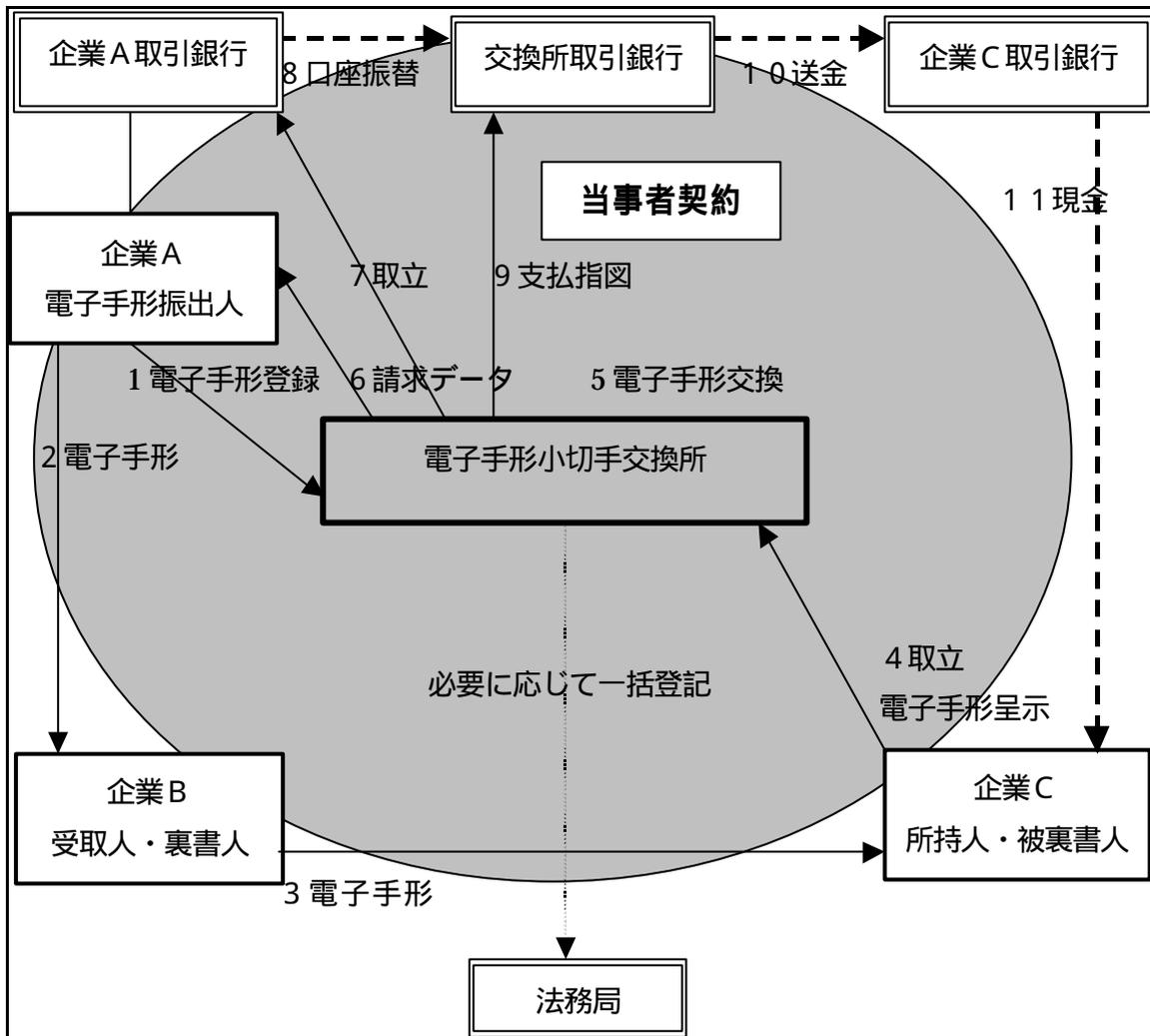


図 7-2 A+ タイプ電子手形小切手交換所

### 7.1.3 Bタイプ電子マネー登録センター（電子マネーベース）

<機能> 価値データ発行・登録・認証

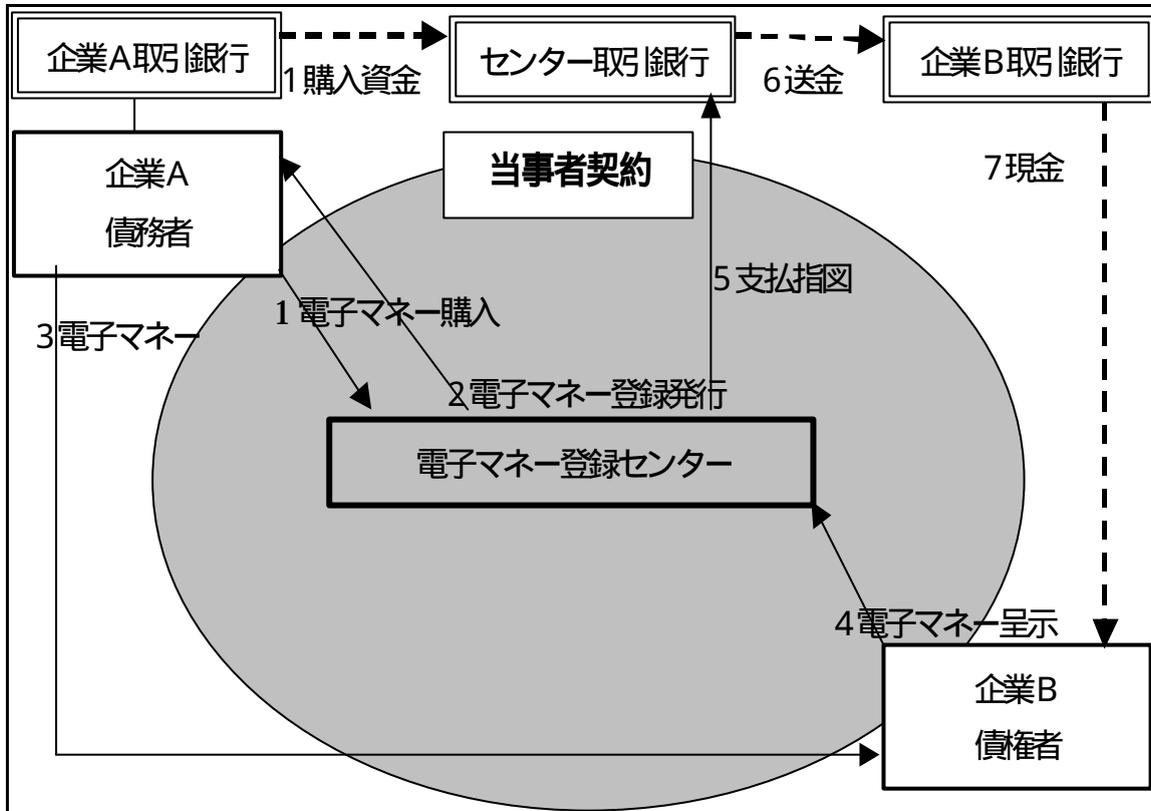


図 7-3 Bタイプ電子マネー登録センター

7.1.4 Cタイプ電子マルチネットセンター（決済データベース）

<機能> 債権・債務データ登録・相殺・認証

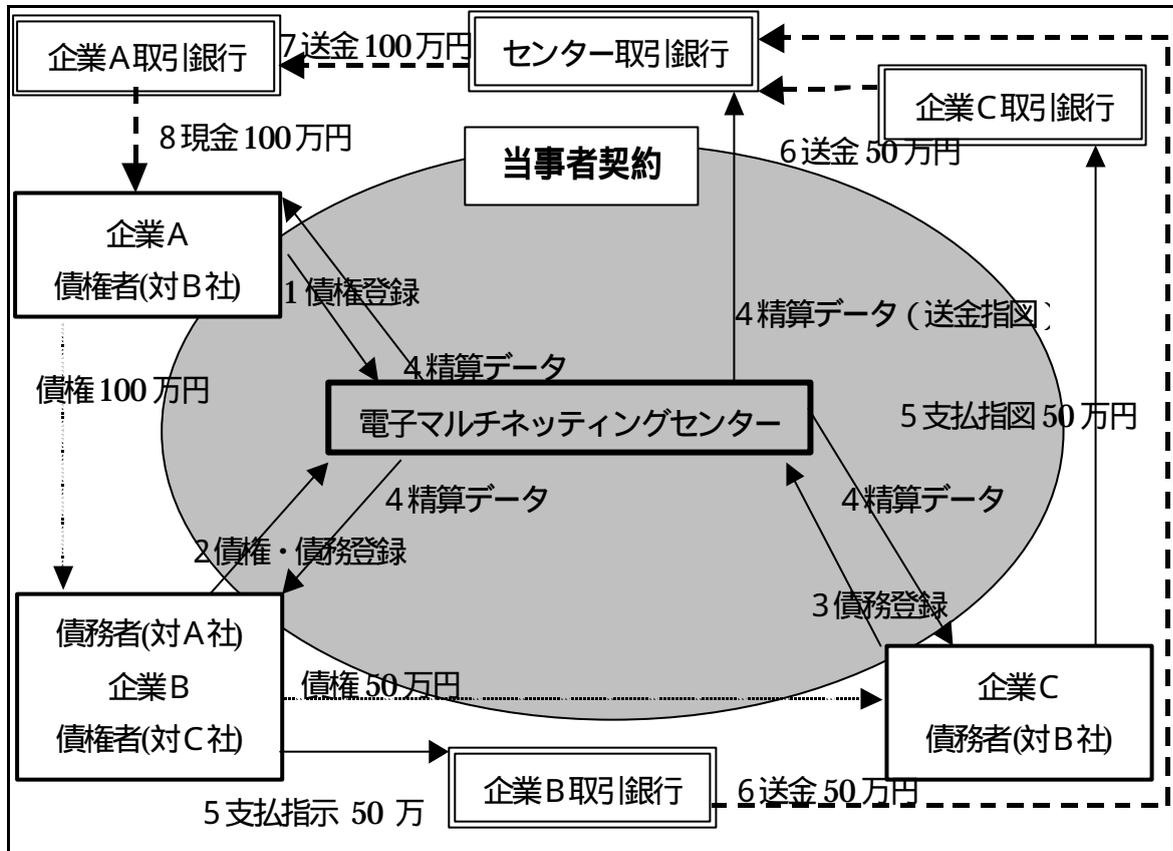


図 7-4 Cタイプ電子マルチネットセンター

### 7.1.5 C+タイプ電子マルチネットセンター（決済データベース）

<機能> 債権・債務データ登録・相殺・認証・取立

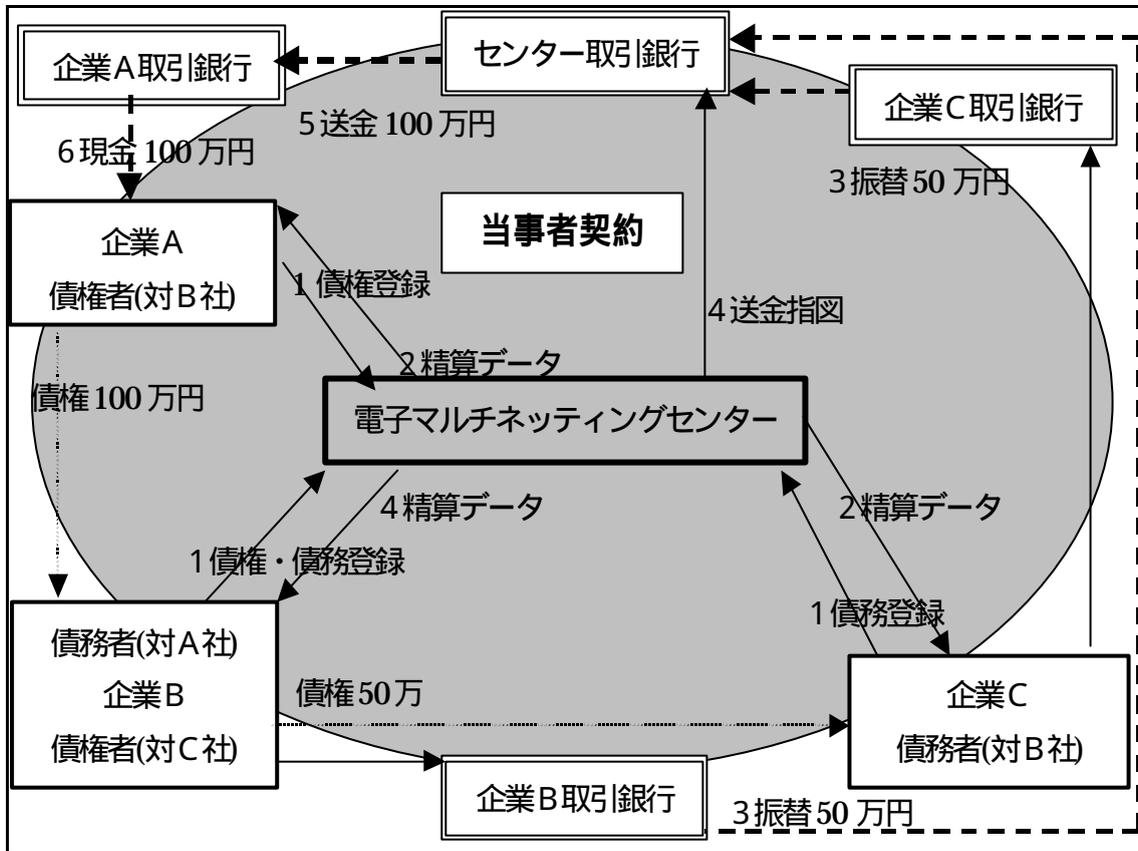


図 7-5 C+タイプ電子マルチネットセンター

## 7.2 企業間電子決済取引モデルの法的解説

### 7.2.1 Aタイプにおける電子手形・電子小切手交換所の機能

電子手形・電子小切手交換所を創設することが現行法上規制の許容されるかは、具体的に電子手形・電子小切手交換所がどのような業務を行うかによって異なるものと考えられる。そこで、電子手形・電子小切手交換所の行う業務について考察する。

まず、典型的な電子手形小切手交換所の機能Aタイプ<図7-1 Aタイプ電子手形小切手交換所>は各種電子データの登録を受け、所持人の指示により電子手形・電子小切手情報を取立にまわすという業務が想定される。かかる機能は単に債権・債務の情報を電子化して当事者間に通知するだけであるから、電子手形・電子小切手交換所がかかる機能を行うの

みであれば、これについて特に法律上の問題は生じないと考えられる。ほかに電子手形・電子小切手交換所に期待されるもので想定される機能としては、これに加えて、

- (1) 現行の不渡制度と類似の制裁措置を規定することで、事実上振出人に支払を強制し、所持人による電子手形・電子小切手債権の回収を容易にする。
- (2) 自ら回収行為は行わないが、振出人の破綻等により所持人が電子手形が債権の全部又は一部を回収できなかった場合には、一定の限度で損失の補填を行う。
- (3) 所持人に代わって電子手形・電子小切手債権の回収行為の一部を行う。
- (4) 所持人に代わって電子手形・電子小切手債権の回収行為を全て行う。

などが考えられる。電子手形・電子小切手交換所がこれらの機能を行うとした場合、何か法的問題が生じる可能性はあるだろうか。

(1)の措置は、法的には当事者間契約の債務不履行に伴う契約解除であると考えられることができるので、これについて特別の法的問題は生じないと考えられることができる。もっとも、支払いを強度に強制するため、電子手形・電子小切手交換所参加の条件として、その参加者に対し、電子手形・電子小切手契約以外の全ての契約において、電子手形・電子小切手の不渡が当該契約の債務不履行事由とすることを強制するような場合には、当該条項が優先的地位を利用した不公正な取引方法であると認定される可能性は生じるであろう。

(2)の措置としては、例えばある当事者が破綻した場合を想定した保険を利用する方法などが考えられるが、このような保険制度を利用すること自体に法的問題は生じないものと考えられる。

(3)の例として考えられるのがA+タイプ<図7-2 A+タイプ電子手形小切手交換所>である。ここにおいては、企業Cからの取立の指示があると、電子手形・電子小切手交換所はその旨企業Aに通知するとともに、企業A取引銀行に交換所取引銀行への送金の指図を行う。また、交換所取引銀行に対しては企業A取引銀行から送金があることを停止条件として企業C取引銀行へ送金するように振込指図を行う。企業A取引銀行はかかる電子手形・電子小切手交換所からの指図に基づいて、企業Aの預金口座に必要な資金がある場合にはこれを引き落とし、交換所取引銀行の電子手形・電子小切手交換所の預金口座に送金する。交換所取引銀行は企業A取引銀行から送金を受けて、企業C取引銀行に送金する。かかるスキームによった場合、電子手形・電子小切手所持人である企業Cは電子手形・電子小切手交換所に取立を依頼すれば、企業A取引銀行に決済資金がある限りは、ほぼ自動的に資金回収が可能となるメリットが生じる。

この場合の特殊性は、Aタイプ<図7-1 Aタイプ電子手形小切手交換所>の契約に加えて、電子手形・電子小切手交換所と企業A取引銀行、交換所取引銀行との間に本件スキ-

ムに関する契約の締結が必要となることにある。この点、銀行は、銀行業務以外の業務を行うことを原則として禁止されているものの（銀行法10条）、本件におけるサービスは銀行業務たる為替取引に付随する業務であり、これを銀行が提供することは銀行法上可能であると考えられる。

したがって、電子手形・電子小切手交換所に銀行を契約当事者として加えて、A+タイプの機能を持たせることについては、新たに、考慮すべき法律上の規制は生じないと考えられる。

(4)の例として考えられるのは、電子手形・電子小切手交換所が電子手形・電子小切手所持人から委託を受けて、回収代行を行うといった方法である。

しかしながらかかる業務を電子手形・電子小切手交換所が行うとすると、いわゆる非弁活動として弁護士法に違反するおそれが生じる（弁護士法73条）。この点、回収する債権が金融機関の貸付債権など一定の債権である場合には、法務大臣の許可を得ればこれを行うことが可能となる（債権管理回収業に関する特別措置法3条）。

もっとも、許可を得て債権管理回収業を行うには電子手形・電子小切手交換所を株式会社としたうえで弁護士を取締役とすることが求められるなど法律上の種々の制約があるため、これを現実に行うことは非常に困難である。

したがって電子手形・電子小切手交換所が自ら回収行為まで行うのは困難であり、考えられる方法としては、電子手形が不渡りとなった時点で債権の回収委託を希望する所持人に対し、債権管理回収会社（サービサー）を紹介することくらいであろう。

このように電子手形・電子小切手交換所が直接資金回収を行うことは困難と考えられるので、取引の安全を図るには裏書等による保証制度や保険等を利用した損失補填制度を整備する必要がある。

#### 7.2.2 Bタイプにおける電子マネー登録センターの機能

次にBタイプ<図7-3 Bタイプ電子マネー登録センター>の機能についてであるが、いわゆる電子マネーのあり方については多くの議論が尽くされてきたところであり、以上の議論に加えてここで新たに付言する法律上の問題はない。

#### 7.2.3 Cタイプにおける電子マルチネットセンターの機能

それでは電子マルチネットセンターではどうであろうか。電子手形・電子小切手交換所において検討した場合と同様に、電子マルチネットセンターがいかなる業務を行うかにより問題点が変わるので、電子マルチネットセンターの業務ごとに考察する

必要がある。

電子マルチネットセンターにおいても典型的に想定される業務は、契約当事者から債権・債務情報の登録を受け、そのデータのネットを行い、そのデータを各当事者に通知するとともに、電子マルチネットセンター取引銀行に対してはネットの結果に基づく入金となされることを停止条件として送金の指図を行うというものであるCタイプ<図7-4 Cタイプ電子マルチネットセンター>。ここでは、電子マルチネットセンターは個々の当事者の債権・債務の登録を受け、そのネットを行うのみであり、債権の買取、回収代行等を行うわけではないので、かかる業務を行うことについて法律上の問題は生じないと考えられる。

それでは電子マルチネットセンターが利便性向上のため、電子手形・電子小切手交換所において検討した如く、一定の範囲で取立機能を行う点についてはどうであろうか。

まずC+タイプ<図7-5 C+タイプ電子マルチネットセンター>のような方法で、一定の範囲で取立を行うことが考えられる。C+タイプ<図7-5 C+タイプ電子マルチネットセンター>において電子マルチネットセンターは、個々の当事者にネットの結果を通知すると同時にそれぞれの当事者の契約銀行に対して同時にネットの結果に基づく送金の指図を行うことになる。これによって個々の契約当事者はネットの通知を受けて自分の取引銀行に送金指図をする必要がなくなり、ネットの結果に応じてほぼ自動的に資金の移動を行うことが可能となる。

かかるサービスを提供するにはCタイプ<図7-4 Cタイプ電子マルチネットセンター>の契約に加えて、電子マルチネットセンターが関係銀行と上記サービスを提供する旨の契約を締結する必要がある。しかし、かかる契約が為替取引に付随する業務として銀行が行いうるものであって、銀行が掛かる契約を締結したとしてもこれが銀行法上問題にならないことは電子手形・電子小切手交換所において検討したのと同様である。

したがって、C+タイプの電子マルチネットセンターについてもCタイプのものと同様に法律上の問題は生じないものと考えられる。

それでは、電子マルチネットセンターが取立機能全てを行うことは可能であろうか。例えば、ネットの結果に基づき、電子マルチネットセンターが直接資金の受入と配分を行うこととすれば、債権・債務の精算とそれに伴う取立、支払を全て電子マルチネットセンターで行うことが可能となる。しかし、かかる業務は為替業務に該当するものと考えられ、これは銀行の固有業務として金融再生委員会から免許を受けた銀行(その他の信用金庫など銀行と同じく、免許を受けた金融機関)のみが為しうる業務であり(銀行法4条、10条)、掛かる免許を有していない電子マルチネットセンターが為替取

引を行うことには問題が生じる。

また各当事者から直接資金を受け入れるとすると、業として預かり金を行うことを禁止している出資取締法（２条）に違反するのではないかという問題も生じる。

以上の点を考慮すると、電子マルチネットセンターによる直接取立サービスは現行法上不可能と考えられる。

また、ネットの結果に基づき電子マルチネットセンターが債権者となった企業の委託を受けて債務者となった企業に対する取立を行うという方法も、電子手形・電子小切手交換所において指摘したとおり、弁護士法上の問題が生じる。

したがって、電子マルチネットセンターが直接取立を行うことは難しいと考えられる。

#### 7.2.4 まとめ

以上のように法的視点からは、提示した各企業間電子決済取引モデルにおいて、基本的には電子情報データの交換による電子決済システムを構築することを妨げるものはないと考えることができ、論点となる取立機能に関しても、かかる、電子手形・電子小切手交換所と電子マルチネットセンターが契約当事者の取引銀行と特約を締結することにより一定の範囲で機能を持つことが可能であるといえる。

但し、電子手形・電子小切手交換所と電子マルチネットセンター自身が直接債権の回収を行うことは事実上不可能と考えられるので、取引の安全を図るためには不渡制度や裏書による保証や保険などを整備することなどにより、債務不履行に対する備えが必要となろう。

## 8 企業間電子決済取引モデル

電子決済の普及は、決済プロセス単独の電子化ではないことが明らかとなり、当該企業の属する市場やグループ企業におけるビジネスプロセス全体に対するEDIの浸透が鍵であることが判明した。そして、実市場におけるEDIの進捗は、それぞれの業態や業種単位さらにはグループ企業内ごとに進んでいることと、統一仕様のEDIの進展は未だ見られず、さらに時間を要する可能性がある。

それでは、電子決済システムは、業態や業種単位やグループ企業内ごとにそれぞれ勝手な方向に進んでいくのかということ、そうとは言い切れないであろう。

そもそも企業は、ある市場に属してはいるがその市場が全てではなく、それ以外の様々な市場と関係があるはずである。さらに、今後の電子商取引の進展による異業種の参入による既存業際の消滅という事態の可能性から想定しても、企業が一つのポジションで存在し得る保証などない。

したがって、企業は取引市場や取引先企業とのTPOに整合した複数の決済手段に対応せざるを得ないであろう。これは現在でもそうであり選択肢に電子決済手段が加わるだけである。ただ、現在と最も異なるであろう点は、その決済手段が電子的であろうとなかろうと、企業システム全体の流れの中で一つのユニットとして機能することであり、外部システムとの整合が図られていることである。

市場や業種の単位で見ると、その内部のシステムは当該市場や業種の標準EDIをベースとした運用機関を核とした決済システムが構築され標準化が図られているが、外部とのインターフェースは、運用機関が例えば金融EDIのような決済標準仕様に変換して行うであろう。

さらに、将来的に一本化される可能性は否定できないが、そのためにEDIの標準化が不可欠であり、現時点においては非現実的である。

これまでの検討結果を踏まえて、以下<図8-1 企業間電子決済取引モデル>に現時点における現実的な企業間電子決済取引モデルのイメージを提示する。このモデルにおいては、現行法制度を前提にしたことと、現行決済手段を容認したことが特徴であり、標準決済システムは既存金融機関間の決済システムをイメージしたものである。

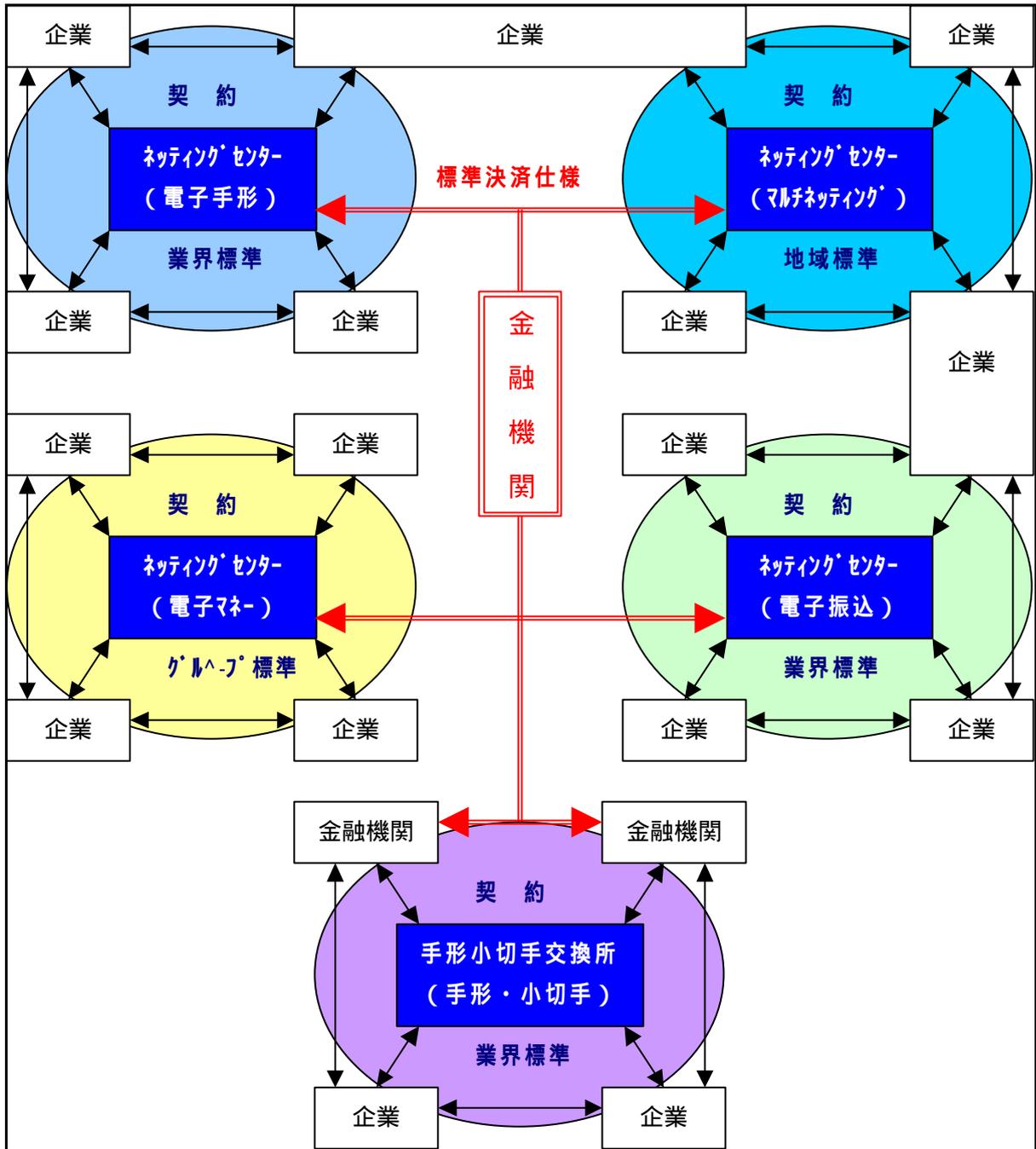


図 8-1 企業間電子決済取引モデル

## 9 参考資料

### 9.1 決済の定義

決済とは取引当事者間の債権・債務の消滅である。

#### 9.1.1 決済手段の定義

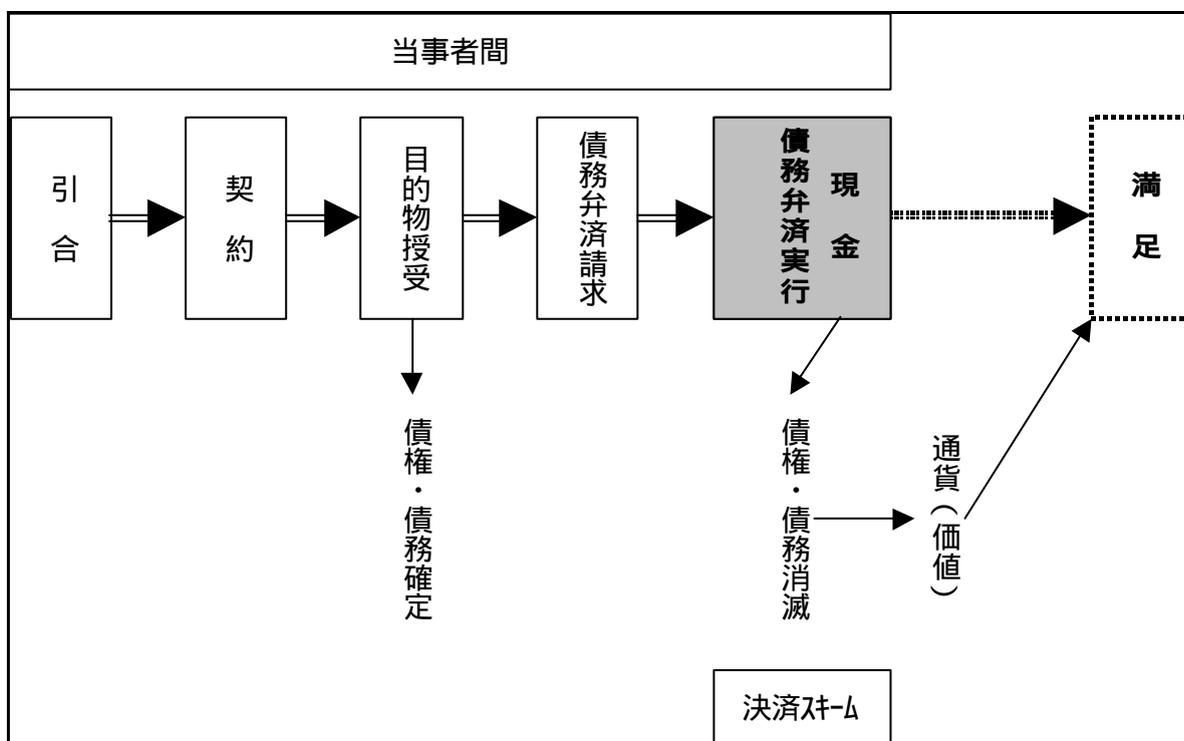
現金、小切手、手形、送金、クレジット等、債権・債務を消滅させる手段であり、紙等の既存媒体と電子データ等の電子媒体によるものに大別される。

電子データに通貨価値を認めていない今日において、電子データ交換による決済は「代物弁済」と考えられる。

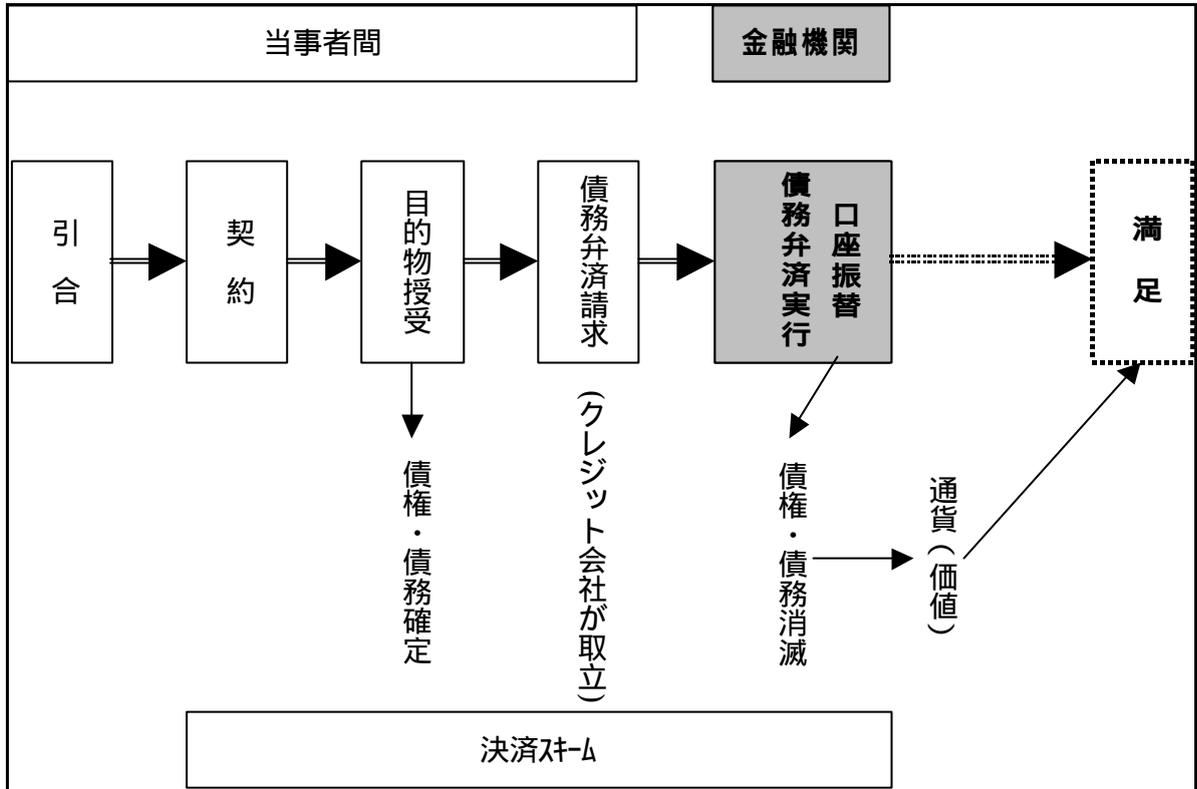
代物弁済であると仮定すると、債権者はそれを現金化してはじめて満足を得ることができるもので、それぞれの決済手段におけるスキーム上の決済プロセスとは必ずしも一致しない。

#### 9.1.2 それぞれの決済手段における決済スキームと満足との相関関係

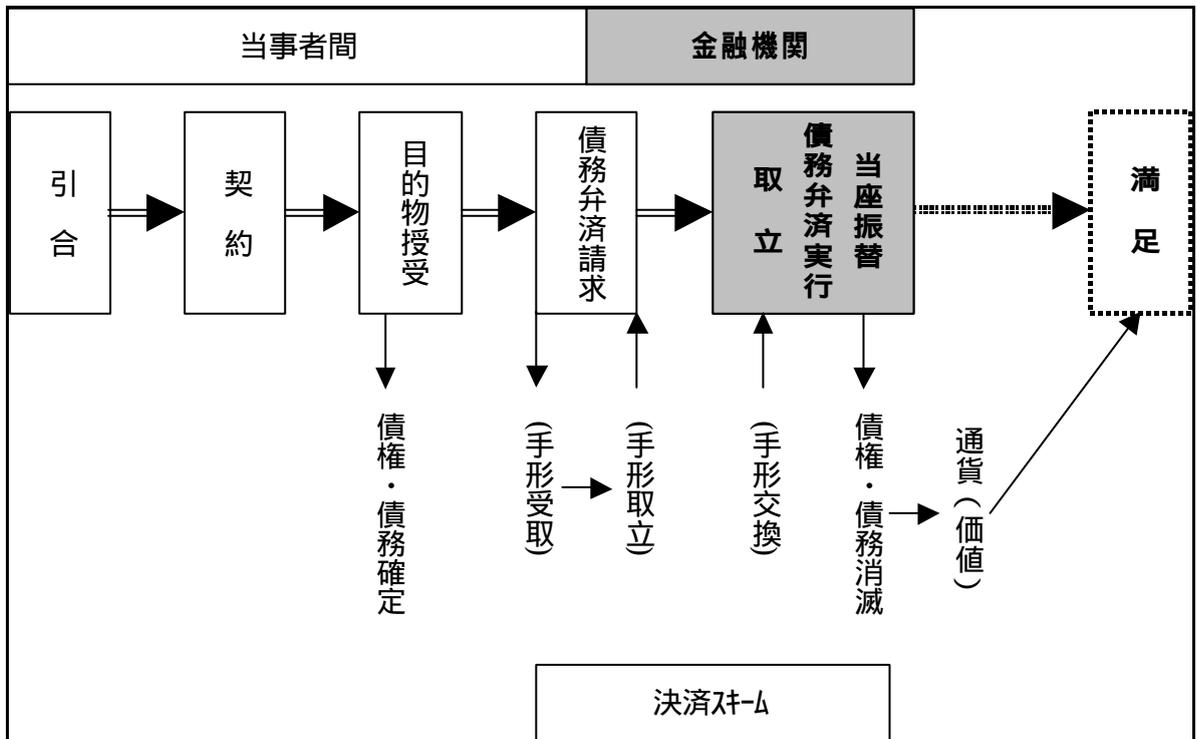
##### 9.1.2.1 現金決済



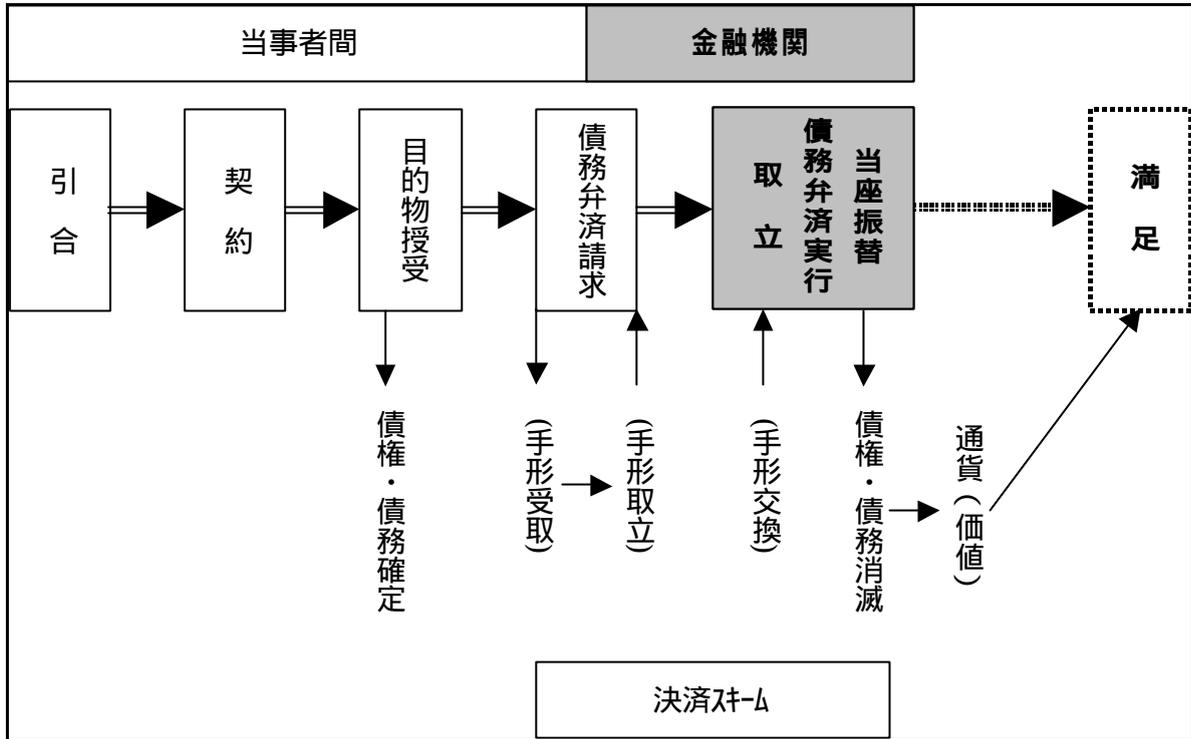
### 9.1.2.2 クレジット決済



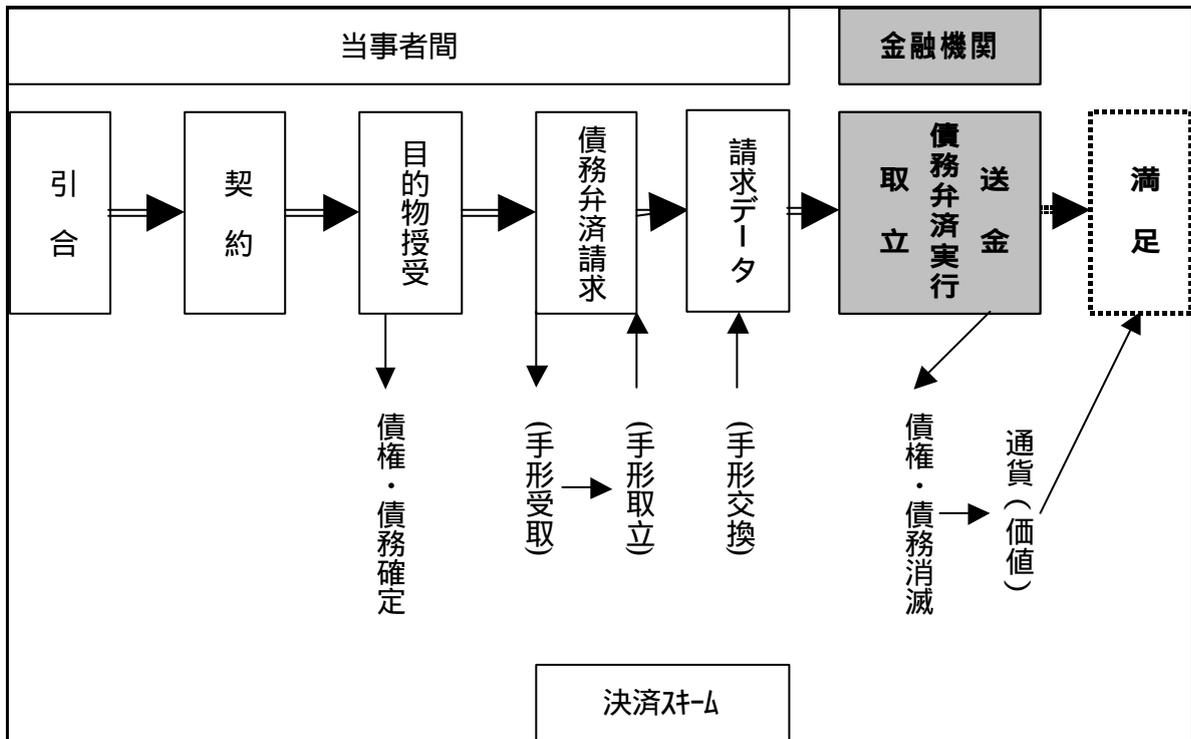
### 9.1.2.3 手形決済



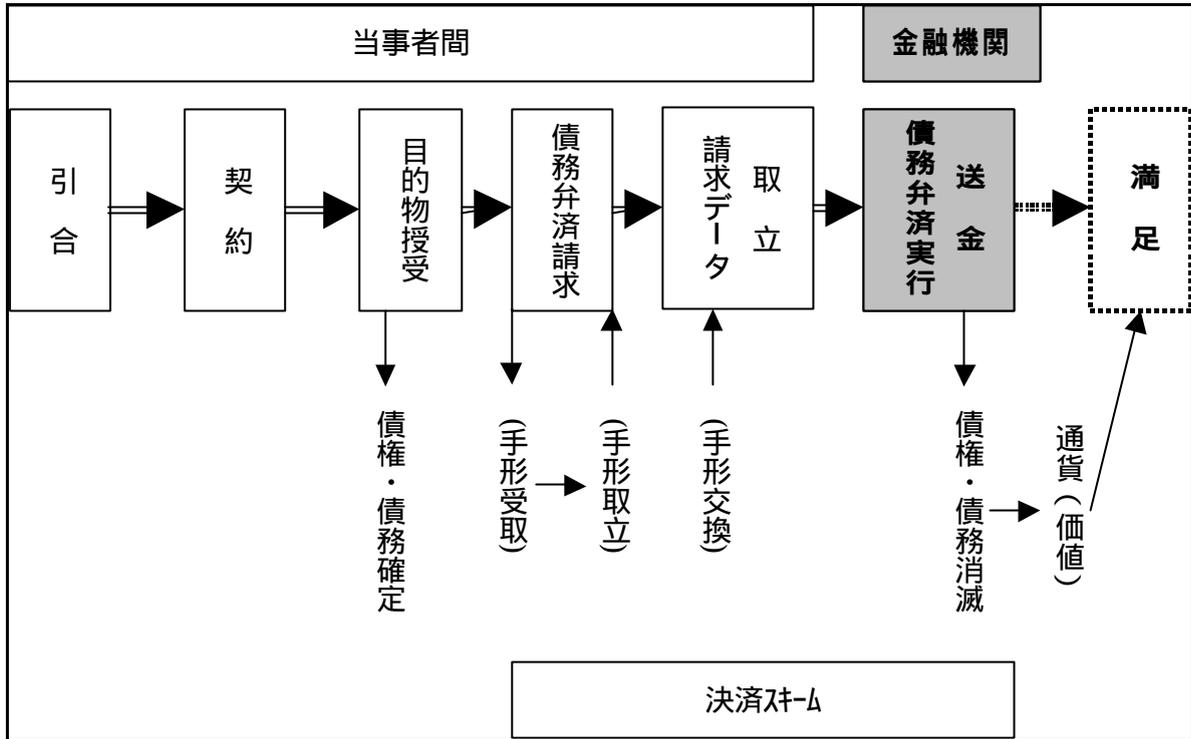
9.1.2.4 Aタイプ電子手形決済



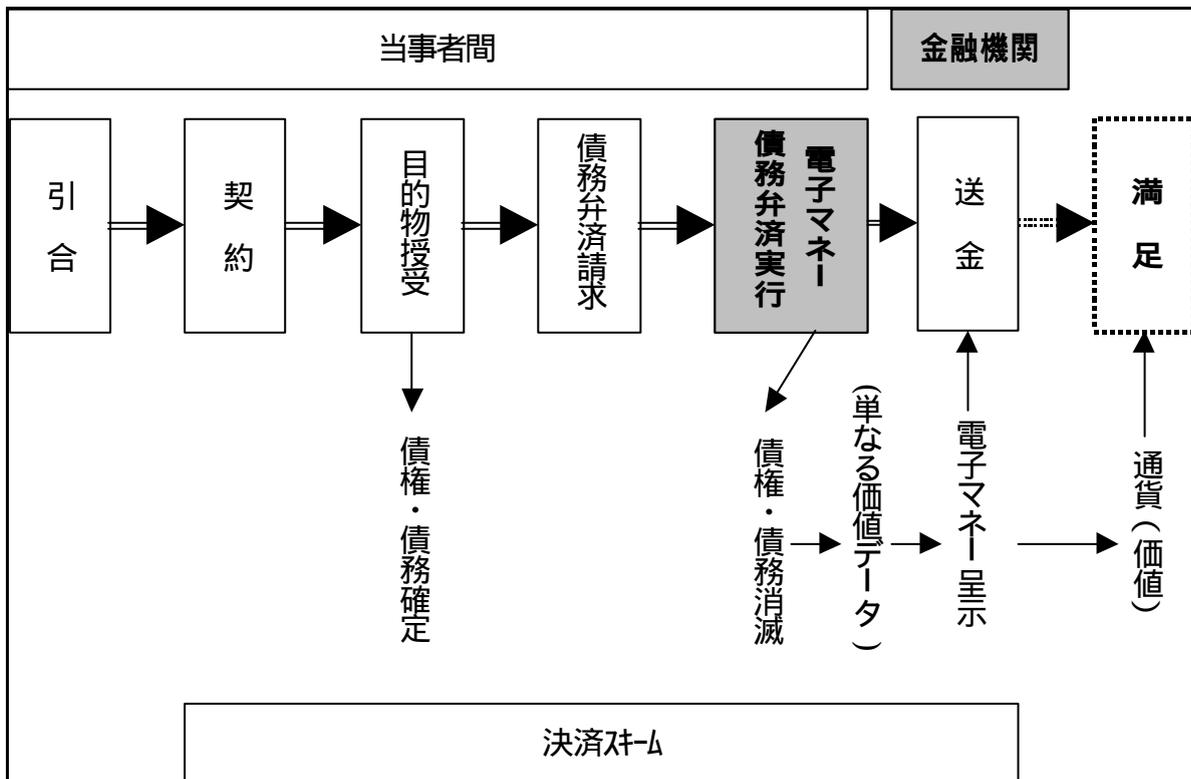
9.1.2.5 Aタイプ電子手形決済



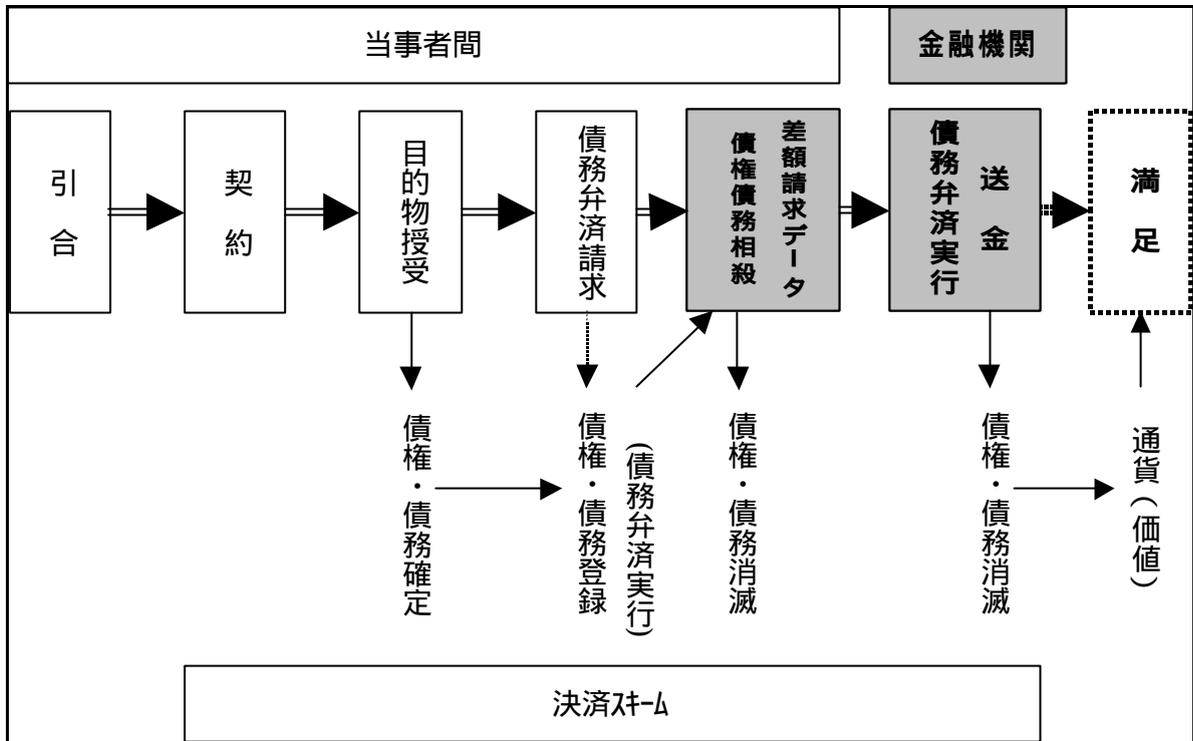
9.1.2.6 A+タイプ電子手形決済



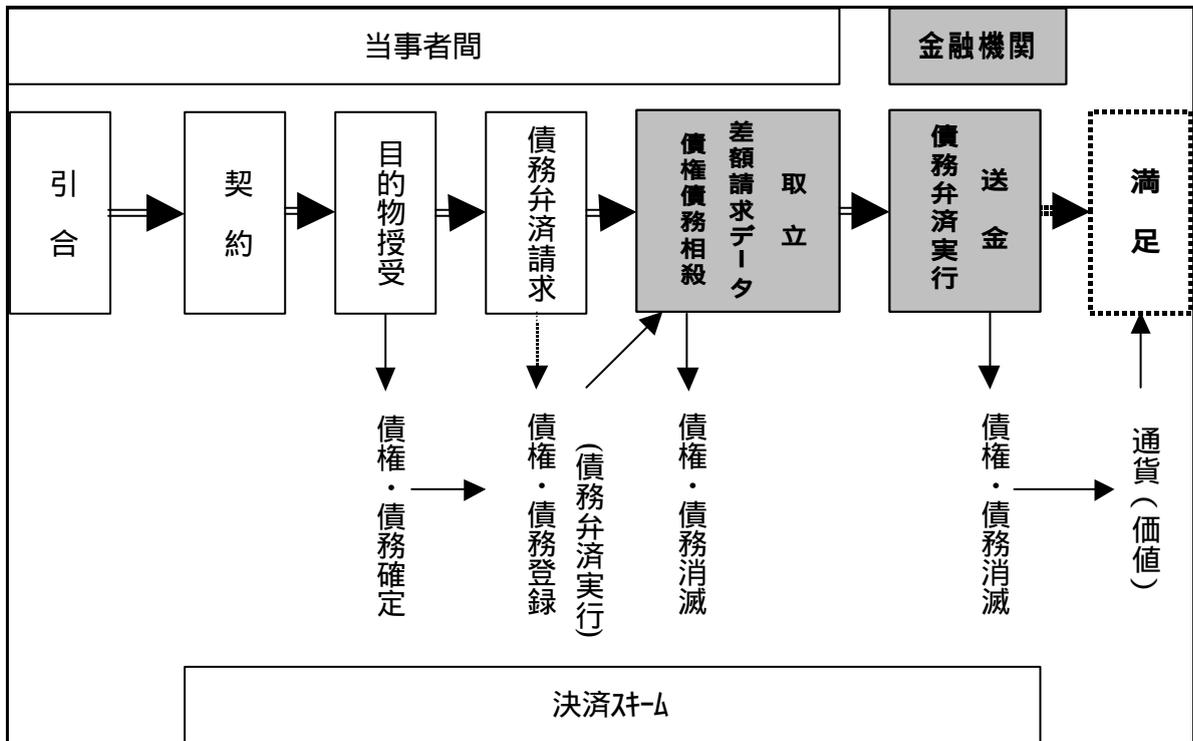
9.1.2.7 Bタイプ電子マネー登録センター



9.1.2.8 Cタイプ電子マルチネットセンター



9.1.2.9 C+タイプ電子マルチネットセンター



## 9.2 CMS（キャッシュマネジメントサービス）の国内動向

### 9.2.1 概要

企業グループ内に、グループ内の銀行に見立てた会社(以下、「金融統括会社」という)を設置し、金融統括会社以外のグループ会社の資金運用・調達業務や資金決済業務を集中して実施する金融取引スキームの総称である。

### 9.2.2 目的

- 企業グループ全体としての有利子負債の削減
- 企業グループ全体としての金融コストの削減
- 企業グループ全体としての各種会計事務コストの削減

### 9.2.3 個別のスキーム

#### 9.2.3.1 キャッシュプーリング

##### (1) 背景

会計基準の変更、企業の連結会計への移行が背景にあり、企業ニーズが発生した。企業側メリットとしては、大企業やグループ企業における資金調達や資金運用の効率化と財務内容の改善による連結ベース決算対応、不要資金の圧縮による金融収支の改善、グループ全体の資金管理事務の削減によるグループ力の強化があげられる。

##### (2) 概要

グループ内に金融統括会社を設置して、グループ企業は余剰金などを全て金融統括会社に預けあるいは資金を借りる。金融統括会社は集中した資金を一括運用あるいは一括調達して、個社ごとに行っていた資金調達や資金運用を一元化して効率化と規模の経済効果による優位性を図り、信用リスクの平準化や低金利での借り入れと高金利での貸し出しを実施する。なお、グループ内の預貸バランスが均衡している場合、特に大きな効果が得られるものである。

一方、金融機関にとっては、貸出先が金融統括会社に一本化され、個々の企業ごとのプライシングが一本化し貸出金利による収益の低下が想定されるとともに、ゼロ金利の当座預金の残高が減少し、資金調達コスト増に直結する等のデメリットがある。

しかしながら、グループ企業全体の決済の囲い込みによる付随メリットが期待されることから、金融機関間でのシェア競争は激化の様相を呈している。

#### 9.2.3.2 ネットティング

一般的にネットティングは、債権と債務の相殺処理のことを指すもので、実務上は各企業間での資金移動はせずに貸借勘定のみを帳簿上で処理する。メリットとしては、企業グループ全体としての振込手数料などの金融コスト削減がある。

なお、導入に際しての留意点としては、支払側グループ企業の支払事務および出金消し込み事務や受取り側グループ企業の入金消し込み事務における業務フローやシステム全体の統合が必要である。

#### 9.2.3.3 支払代行

グループ企業外への支払いが生じた場合に、金融統括会社がまとめて行う決済業務のアウトソーシングである。

ネットティングと同様に、資金移動はせずに貸借金利のみを帳簿上で処理し、効率化を図っている。

### 9.3 電子小切手の動向

電子決済手段のひとつで、当事者間における資金移動をオープンネットなワークを介して電子的に行い、受け取った側が決済リスクを負うものである。しかし、日本においては、個人における小切手の使用が少なく小切手社会ではないことと、電子決済分野において他の電子的決済手段との機能分割が不十分なために、電子小切手に関する言及はほとんどされていない。

したがって、小切手社会と言われている米国における動向を紹介する。

#### 9.3.1 米国のプロジェクト

米国では、紙ベースの小切手にともなうコスト高が問題となっており、官民を問わず電子決済手段の一つとして従来から数々の電子化関連の実験が行われている。特に、財務省などの公的機関が税金や公共料金の新たな決済手段として確立するべく積極的に推進している。

小切手関連の電子化プロジェクトには、小切手交換提示の電子化（Electronic Check Presentment:ECP）と小切手機能の電子化という2つの流れがある。

まず、小切手交換提示の電子化は既にサービスが提供されているが、基本的機能は紙の小切手の発行を前提に、小切手上のMICR（Magnetic Ink Character Reader）印字情報を

電子データとして取り込んで交換提示するものである。代表例は次の2例である。

- Federal Reserve Bank

地域ごとに設立された連邦銀行に小切手を持ち込み、連邦銀行のネットワークを通じて決済する。

- Small Value Payment 社

大手民間銀行が中心となってニューヨーク手形交換所と提携して設立したもので、独自のネットワークを持って小切手の決済を行っている。

一方の、小切手機能の電子化プロジェクトの主な代表例は次の4例である。

- F S T C (Financial Service Technology Consortinm )

銀行協会の P A C E S (Paperless Automated Check Exchange and Settlement) プロジェクトで Bank Boston、Nations Bank、IBM、Sun、財務省などが参加している。

小切手情報を電子小切手フォーマットに記載した電子情報に加えて、小切手そのものをイメージデータ化して支払銀行に送るものである。

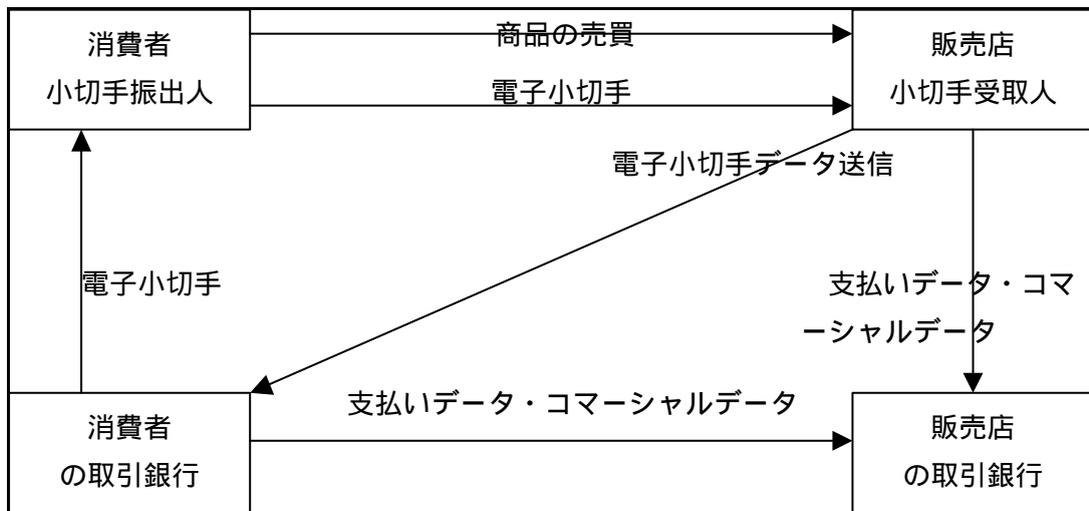


図 9-1 FSTC 電子小切手システム

- Check Free 社

支払者は専用のソフトウェアによりインターネットや電話回線などを通じて Check Free 社に決済依頼を行い、ネットワークを経由して支払銀行に配信する。支払先の店舗がネットワークに参加していなくても、Check Free 社振出の小切手の現物を受取ることができるサービスも用意されており、広範な利用が可能となっている。

しかし、現時点ではE B P P ( Electronic Bills Presentment and Payment ) に重点が移行しているようである。

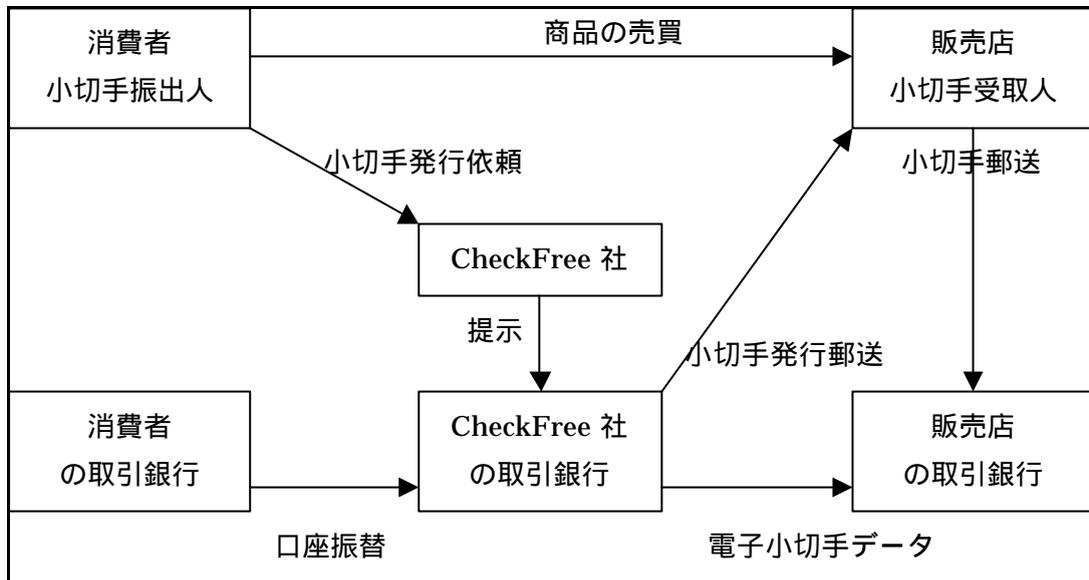


図 9-2 Check Free 社電子小切手代替えシステム

- 財務省

1998.6.30 から1年間の予定でインターネットを利用した電子小切手実験を実施しており、対象者は政府と取引のある50社程度で、小切手を電子メール形式で送付して、振出人と受取人はそれぞれ電子署名をおこなう方法である。

公的資金分野での実施は、政府にとって劇的な作業の効率化とコスト削減が見込まれるが、対する処理件数とトランザクション能力と、個人情報の保護が課題である。

- Image Archive Forum

Bank Boston, PNC Bank, Mellon Bank, Federal Reserve, IBM, ECCHO ( Electronic Check Clearing House Organization ) 等が参加するプロジェクトで、小切手のイメージデータの交換を基礎とした電子小切手取引スキームを開発している。

### 9.3.2 電子小切手における小切手のイメージデータの発展ステージ

- Non-Image Electronic Check Presentment Environment

従来の小切手交換の延長にあるスキームで、小切手の交換に併行してMICR印字情報を交換する。ECPにより郵送の手間や不渡通知時間が短縮できる。

- Single Institution Image Environment using Internal Archive

イメージデータは銀行内の業務もしくは顧客サービスのために使用されたが、銀行間のデータ交換には使用されない。ただし、これがその後のイメージデータ活用の基礎となる。

- Multiple Institutions Image Exchange using Multiple Archives with the Potential of Future Exchanges through shared archives

銀行間において小切手のイメージデータを交換する。当初は紙ベースと併行するが最終的にはイメージデータのみが情報を付加して交換される。物理的な小切手から開放されたことにより、手形交換所や銀行における事務手続などの根本的な改革が可能となった。なお、現時点では大量のイメージデータの交換は技術的側面から制約を受けている。

ECPの動向として、当面小切手の振出は紙の小切手を前提として、銀行間における交換の電子化と不渡り通知の省力化が主眼のようである。

### 9.3.3 電子小切手の発展方向性

今後の電子小切手の方向性は、E B P P (Electronic Bills Presentment and Payment) との調整の方向に向かうと推測する。E B P Pは消費者がインターネットなどのオープンなネットワークを介して販売者からの請求書の呈示を受け、それに対して金融機関に支払指示を行うものであり、これには様々な類型が存在するが、支払者と受取者の双方がそれぞれ電子請求と支払業務をアウトソーシングする傾向が主流であろう。

一方の電子小切手も、従来の小切手が持つ各種利便性が指摘されており、当面はそれぞれの特質と利便性を生かした発展が推進されるものと考えられる。

## 10 電子決済WG SWG - B 検討メンバー

青木 章	(財)金融情報システムセンター 調査企画部
伊串 亮二	三菱電機(株) 金融システム部システム第1課
岡田 正雄	日本アイ・ピー・エム(株) 金融システム事業部第4ソリューション営業部
木寅 潤一	日本興業銀行 産業調査部マルチメディア室
高見 克司	(株)三和銀行 ネット開発部
前川 奈美	日本電気(株) EC推進本部企画開発部
北村 泰央	小沢・秋山法律事務所 弁護士
山崎 篤士	小沢・秋山法律事務所 弁護士
厚見 靖男	電子商取引実証推進協議会 電子決済WG

**禁無断転載**

平成12年3月発行  
発行：電子商取引実証推進協議会  
東京都江東区青海2-45  
タイム24ビル10階  
Tel 03-5531-0061  
E-mail [info@ecom.or.jp](mailto:info@ecom.or.jp)